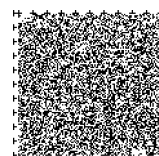


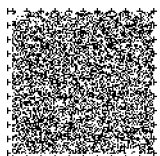
ノーマライゼーションかしわプラン

〔「第3期柏市障害者基本計画」(平成24年度～平成32年度)
「第3期柏市障害福祉計画」(平成24年度～平成26年度)〕

平成24年3月

柏市





はじめに

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念に基づき、平成 16 年度に「ノーマライゼーションかしわプラン（第 2 期柏市障害者基本計画）」（平成 16 年度から平成 23 年度までの 8 ヶ年計画）を策定しました。この計画は、障害のある人もない人も地域社会の一員としてともに地域で生活できるよう、福祉サービスなどの生活支援を中心に、就労、情報提供、権利擁護、教育、医療、まちづくりなど広範な障害者施策を総合的に盛り込んだ計画です。

また、平成 18 年の障害者自立支援法施行に伴い、サービス提供の見込み量などを 3 ヶ年毎に定める障害福祉計画を「ノーマライゼーションかしわプラン」に盛り込み、一体的に策定してきました。平成 23 年度は「第 2 期柏市障害福祉計画」の最終年度となります。

この 8 年の間に、障害者権利条約の国連採択、障害者自立支援法や発達障害者支援法、障害者虐待防止法（通称名）など新たな障害者福祉関連法令の制定、高齢化や単独世帯化の進展など、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化してきました。今後も、国の示している障がい者制度改革に基づき、現行の障害者自立支援法の廃止と新たな障害者総合福祉法（仮称）の制定などが予定されています。

こうした背景を踏まえて、このほど、第 2 期計画の基本理念や基本目標を引き継ぎながら、「ノーマライゼーションかしわプラン（第 3 期柏市障害者基本計画・第 3 期柏市障害福祉計画）」を策定しました。

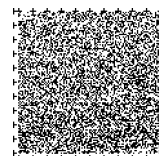
策定にあたっては、障害をお持ちの方ご本人や障害者団体、障害者支援事業所等の意向や要望を把握するため、アンケートやヒアリング調査を行ったほか、幅広い市民の皆様のご意見を反映させるためのパブリックコメントを実施しました。また、柏市自立支援協議会の皆様からの御意見や障害福祉に関する有識者から戴いた提言を踏まえながら、健康福祉審議会障害者健康福祉分科会において専門的な見地で審議を尽くしていただきました。

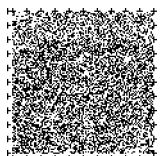
今後は計画に盛り込んだ事業の実現のため、市としての取り組みはもとより、各方面の関係者の方と力を合わせながら、計画の推進を着実に実行してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただきました関係者の皆様並びに貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

柏市長 秋山浩保





目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景…………… 3
- 2 計画の位置づけと性格…………… 4
- 3 計画の期間…………… 4
- 4 計画の対象…………… 5

第2章 障害のある人の現状等

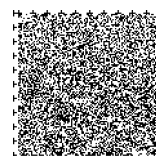
- 第1節 障害者（児）の現況…………… 9
 - 1 身体障害者…………… 9
 - 2 知的障害者…………… 12
 - 3 精神障害者…………… 14
- 第2節 障害のある人を取り巻く課題のまとめ…………… 16
 - 1 基礎調査の実施状況…………… 16
 - 2 基礎調査結果のまとめ ～「ニーズ」を中心に～…………… 18
 - 3 柏市障害者基本計画策定に係る
「有識者による意見交換会」報告書…………… 29

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念…………… 35
- 2 計画の基本方針…………… 36
- 3 計画の基本目標…………… 37
- 4 計画の展開…………… 39

第4章 基本計画

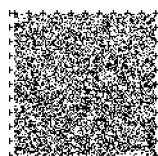
- 第1節 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進…………… 43
 - 1 啓発・広報活動の充実…………… 44
 - 2 協働による福祉活動の充実…………… 47



第2節	情報提供・相談、権利擁護体制の確立	50
1	情報提供・コミュニケーション支援の充実	51
2	相談支援・ケアマネジメント体制の充実	54
3	権利擁護体制の確立	58
第3節	暮らしを支えるサービスの充実	61
1	日常生活の支援	63
2	「居住の場」の確保	67
3	経済的支援の充実	70
第4節	誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	72
1	就労の支援、促進	73
2	生涯学習活動の充実	77
第5節	子どもの成長への支援	80
1	保健・療育等の充実	81
2	学齢期への支援の充実（含む学校教育）	85
第6節	健康・医療体制の充実	89
1	健康管理・リハビリ等の支援	90
2	医療ケア体制の充実	93
3	精神保健の充実	95
第7節	安全・安心な生活環境の整備	97
1	福祉のまちづくり	98
2	安全対策（防災、防犯等）の推進	101
第8節	重点施策・事業	104
1	相談支援体制の充実	104
2	就労支援の強化	106
3	居住環境の整備	108

第5章 障害福祉サービスの目標（柏市障害福祉計画）

第1節	数値目標	111
1	国の指針の概要	111
2	施設入所者の地域生活移行について	114
3	入院中の精神障害者の地域生活への移行について	115



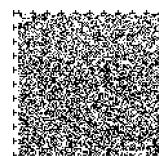
4	福祉施設から一般就労への移行について	116
5	就労移行支援事業の利用者について	117
6	就労継続支援(A型)事業の利用者について	118
第2節	障害福祉サービスの見込み	119
1	指定障害福祉サービス等の見込み	119
2	地域生活支援事業の見込み	126

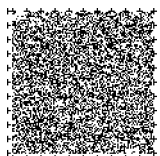
第6章 計画の推進

1	計画推進体制の確立	139
2	職員の質的向上	140

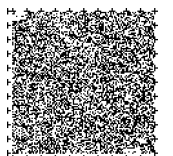
第7章 付属資料

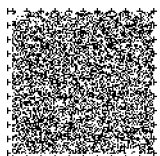
1	柏市健康福祉審議会	143
2	柏市自立支援協議会	150
3	用語説明	151





第1章 計画策定にあたって





1 計画策定の背景

柏市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害者基本計画と障害福祉計画を一体的にして『ノーマライゼーションかしわプラン』を策定し、障害のある人が暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

平成 16 年度に、同年度から 24 年度までの 9 か年を計画期間とする『第 2 期柏市障害者基本計画』を策定し、3 年ごとに内容の見直しを図って「中期プラン」、「後期プラン」としてきました。

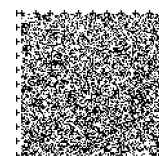
また、平成 18 年度からは、障害者自立支援法の施行により、「障害福祉計画」を 3 年ごとに策定することが義務づけられ、平成 18 年度から 20 年度までを計画期間とする『第 1 期柏市障害福祉計画』、および 21 年度から 23 年度までを計画期間とする『第 2 期柏市障害福祉計画』を策定してきました。

そして、平成 20 年度の上記「後期プラン」策定の際には、「障害者基本計画」と「障害福祉計画」の計画期間の整合を図るために期間の見直しを行い、平成 22 年度から 23 年度までの 2 か年計画としました。

この度、上記「後期プラン」と『第 2 期柏市障害福祉計画』の計画期間終了を迎えるにあたり、これまでの計画について施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、度重なる大きな制度改革の内容も踏まえながら『第 3 期柏市障害者(基本)計画』と『第 3 期柏市障害福祉計画』を、新しい『ノーマライゼーションかしわプラン』として策定することにしました。

◇障害者(基本)計画と障害福祉計画

	障害者(基本)計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法(第 11 条第 3 項)	障害者自立支援法(第 88 条) (*平成 24 年度現在)
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、任意設定 (「基本的考え方〔構想〕」10 年で「基本計画」5 年など、自治体によりさまざま)	3 年を 1 期 (第 3 期:平成 24~26 年度)
備考	障害者基本法直近改正 平成 23 年 8 月	障害者自立支援法成立 平成 17 年 10 月



2 計画の位置づけと性格

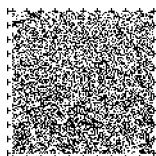
- ◇ 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」（柏市では「障害者基本計画」と呼称）と、障害者自立支援法（*平成 24 年度現在）第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇ 発達障害者支援法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国および千葉県それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『柏市第四次総合計画』（後期基本計画）およびその後継計画の部門計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 9 年間とし、見直しについては「障害者計画」、「障害福祉計画」に当たる部分を一体的に、3 年ごとに行います。

なお、国によって、平成 25 年 8 月までに現行の障害者自立支援法を廃止して後継法（障害者総合福祉法〔仮称〕）を制定することが予定されている*ため、その内容を平成 26 年度に予定している最初の見直しの際に計画に反映させることとします。

*平成 24 年 3 月 13 日、障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」案が政府により閣議決定されました。しかし、その後の展開については予測が困難な状況にあり、本計画の記載内容に一部相違が生じる可能性があります。（本計画中で「障害者総合福祉法（仮称）」等について記載している箇所につきましても、同様となります。）



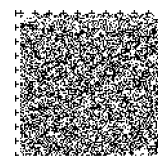
◇新『ノーマライゼーションかしわプラン』計画期間

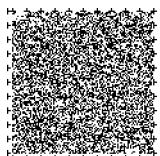
平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
			第3期柏市障害者基本計画					
前期計画			中期計画			後期計画		
		見直し			見直し			見直し
第3期柏市障害福祉計画			第4期柏市障害福祉計画（仮称）			第5期柏市障害福祉計画（仮称）		
		見直し			見直し			見直し

また、社会情勢の変化等により必要に応じて、見直し等を行うこととします。

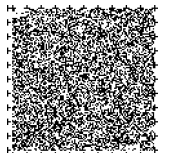
4 計画の対象

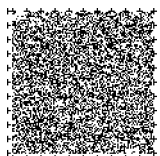
本計画では、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）の3障害に加えて、高次脳機能障害者についても計画の対象とします。





第2章 障害のある人の現状等





第1節 障害者（児）の現況

本市の身体障害者（身体障害者手帳所持者）、知的障害者（療育手帳所持者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況は、以下のとおりとなっています。

1 身体障害者

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成22年度末日時点での身体障害者手帳所持者数は9,669人となっています。近年一貫して増加しており、総人口の伸び率を大きく上回っています。

身体障害者手帳所持者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数（人）	8,528 (100.0)	8,880 (104.1)	9,220 (108.1)	9,669 (113.4)
総人口（人）	390,219 (100.0)	394,818 (101.2)	398,741 (102.2)	405,166 (103.8)
対総人口比（%）	2.19	2.25	2.31	2.39

※（ ）内の数値は平成19年度を100とした場合の伸び率

※手帳所持者数：各年度末現在 総人口：翌年度4月1日現在

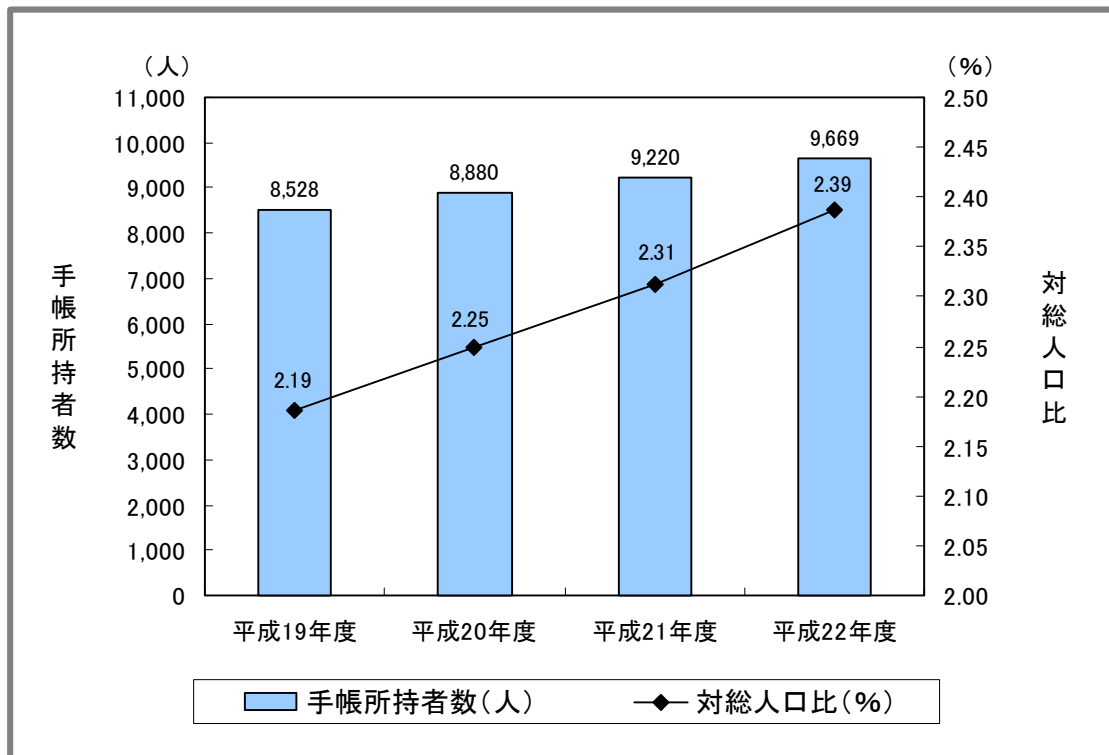
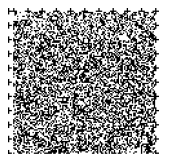


図 身体障害者手帳所持者数の推移



(2) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別別に身体障害者手帳所持者数を見ると、いずれの障害も増加傾向にあり、平成 19 年度からの伸び率は「音声言語機能障害」で 25.9%と最も多く、次いで「内部障害」が 16.4%、その他の障害も 10%以上となっています。

平成 22 年度における障害種別の割合を見ると、「肢体不自由」が 53.9%と過半数を占め、次いで「内部障害」が 30.3%となっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	構成比
手帳所持者数 (人)	8,528	8,880	9,220	9,669	100.0%
視覚障害	629 (100.0)	648 (103.0)	665 (105.7)	699 (111.1)	7.2%
聴覚平衡機能障害	605 (100.0)	635 (105.0)	653 (107.9)	687 (113.6)	7.1%
音声言語機能障害	116 (100.0)	120 (103.4)	133 (114.7)	146 (125.9)	1.5%
肢体不自由	4,666 (100.0)	4,839 (103.7)	4,993 (107.0)	5,212 (111.7)	53.9%
内部障害	2,512 (100.0)	2,638 (105.0)	2,776 (110.5)	2,925 (116.4)	30.3%

※ () 内の数値は平成 19 年度を 100 とした場合の伸び率

※各年度末日現在

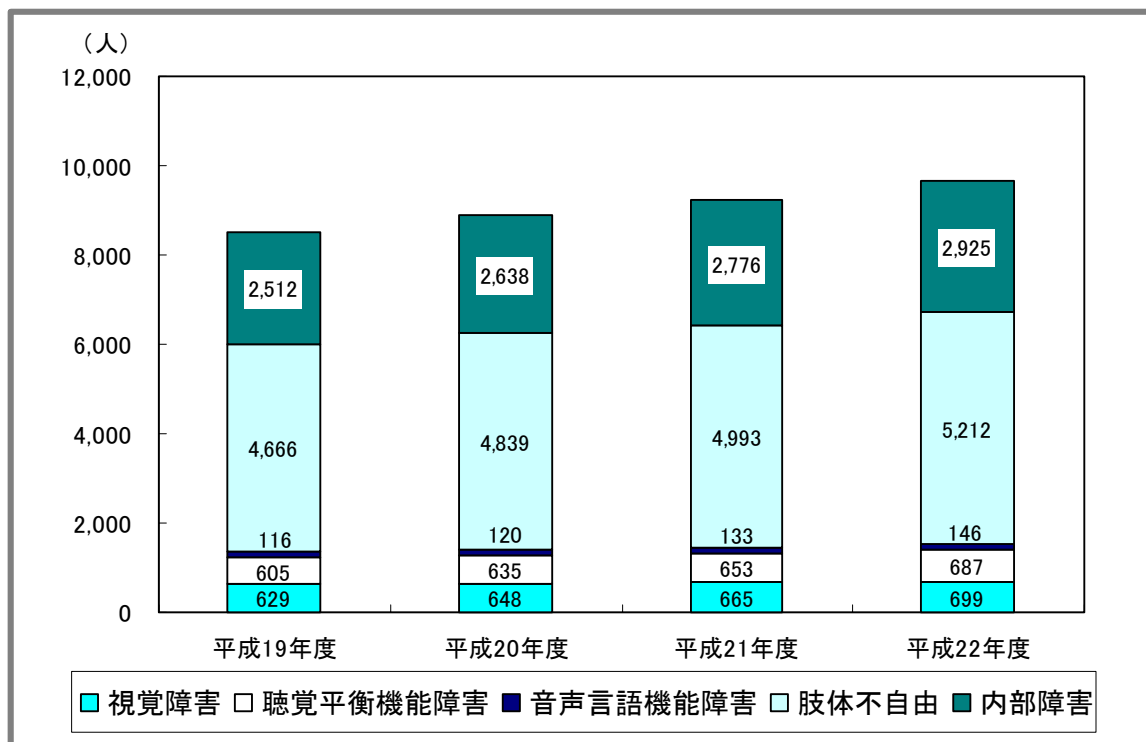
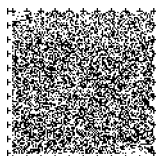


図 障害種別身体障害者手帳所持者数



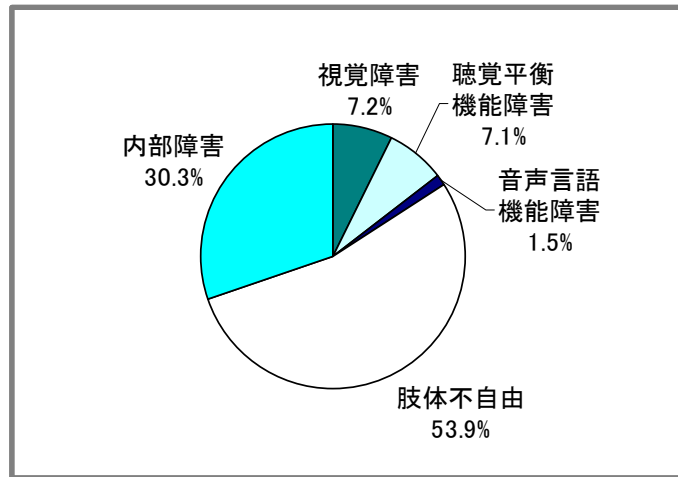


図 身体障害者手帳障害種類別の割合

(3) 障害程度別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害程度別に見ると、最も重い「1級」が36.0%と最も多く、次いで「4級」が21.8%、「2級」が17.2%の順となっています。

身体障害者手帳障害種類別・障害程度別内訳（平成22年度末日現在）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	242	215	46	60	89	47	699
聴覚平衡機能障害	21	192	85	134	7	248	687
音声言語機能障害	8	12	79	47			146
肢体不自由	1,344	1,203	842	1,191	426	206	5,212
内部障害	1,864	39	345	677			2,925
心臓	1,111	9	217	241			1,578
じん臓	701	2	40	7			750
その他	52	28	88	429			597
合計	3,479	1,661	1,397	2,109	522	501	9,669
構成比 (%)	36.0	17.2	14.4	21.8	5.4	5.2	100.0

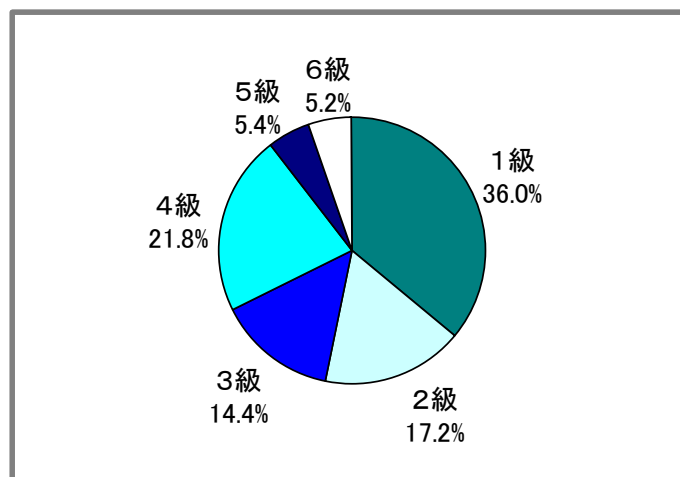
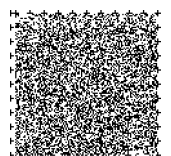


図 身体障害者手帳障害程度別の割合



2 知的障害者

(1) 療育手帳所持者数の推移

平成 22 年度末日時点における療育手帳所持者数は 1,881 人で、平成 19 年度と比較すると約 20%の増加となっており、総人口の伸び率を上回っています。

療育手帳所持者数の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
手帳所持者数 (人)	1,571 (100.0)	1,681 (107.0)	1,797 (114.4)	1,881 (119.7)
総人口 (人)	390,219 (100.0)	394,818 (101.2)	398,741 (102.2)	405,116 (103.8)
対総人口比 (%)	0.40	0.43	0.45	0.46

※ () 内の数値は平成 19 年度を 100 とした場合の伸び率

※手帳所持者数：各年度末現在 総人口：翌年度 4 月 1 日現在

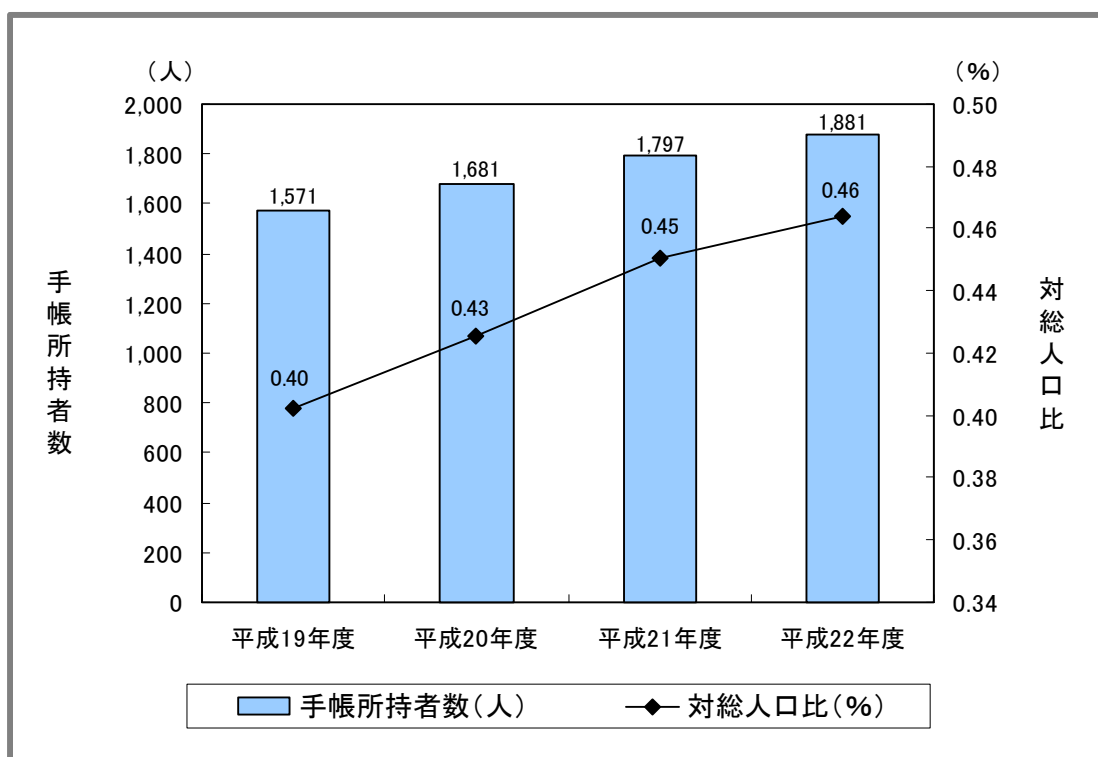
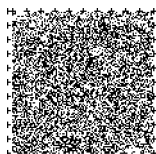


図 療育手帳所持者数の推移



(2) 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数を18歳未満・18歳以上の別で見ると、18歳未満の障害児が35.0%と3分の1強を占めています。

18歳未満・18歳以上別の療育手帳所持者数内訳（平成22年度末日現在）

年齢区分	手帳所持者数 (人)	構成比
18歳未満	659	35.0%
18歳以上	1,222	65.0%
合計	1,881	100.0%

(3) 障害程度別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数を障害の程度別にみると、18歳未満では「B2」が42.9%と最も多く、次いで「B1」が24.3%、「A1」が18.4%の順となっています。

18歳以上では、「B1」が26.8%と最も多く、次いで「A1」が25.7%、「B2」が25.6%の順となっています。

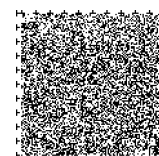
障害程度別療育手帳所持者数内訳（平成22年度末日現在）

(障害児：18歳未満)

	㉠	A1	A2	B1	B2	計
手帳所持者数(人)	93	121	2	160	283	659
構成比(%)	14.1	18.4	0.3	24.3	42.9	100.0

(障害者：18歳以上)

	㉠1・㉠2	A1	A2	B1	B2	計
手帳所持者数(人)	254	314	13	328	313	1,222
構成比(%)	20.8	25.7	1.1	26.8	25.6	100.0



3 精神障害者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 22 年度末日時点における精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,962 人で、平成 19 年度と比較すると 50% 近く増加となっており、総人口の伸び率を大きく上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
手帳所持者数 (人)	1,330 (100.0)	1,525 (114.7)	1,727 (129.8)	1,962 (147.5)
総人口 (人)	390,219 (100.0)	394,818 (101.2)	398,741 (102.2)	405,166 (103.8)
対総人口比 (%)	0.34	0.39	0.43	0.48

※ () 内の数値は平成 19 年度を 100 とした場合の伸び率
 ※手帳所持者数：各年度末現在 総人口：翌年度 4 月 1 日現在

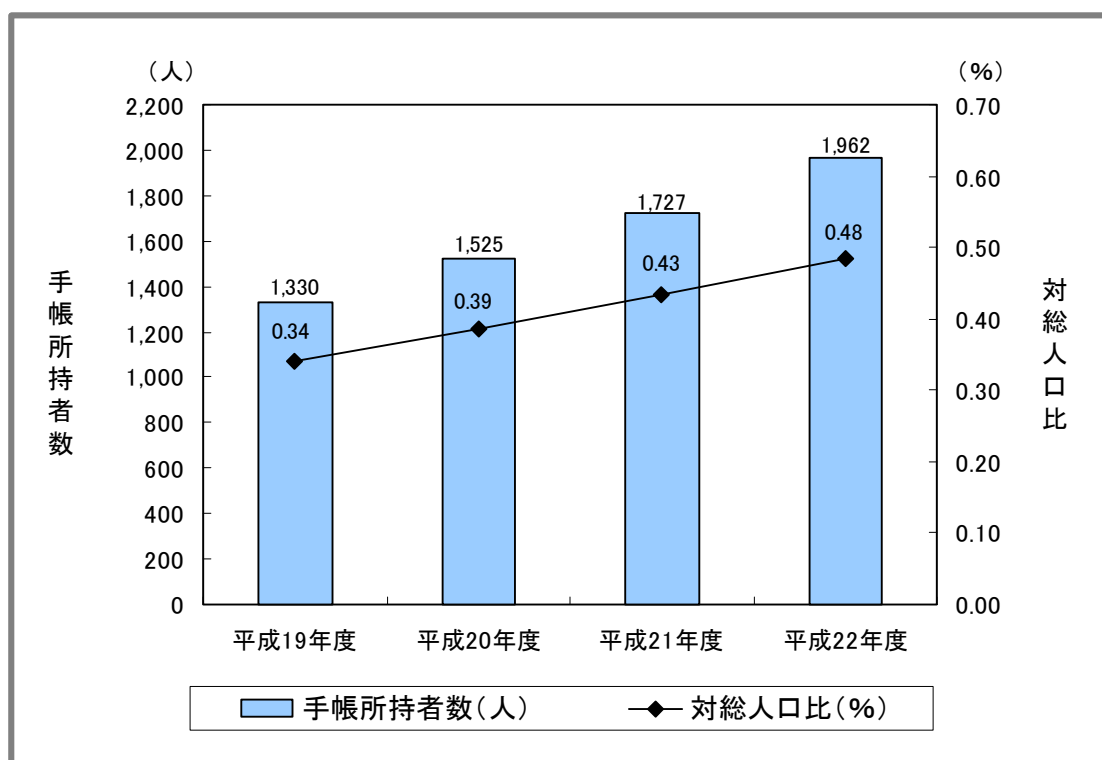
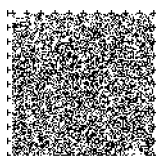


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(2) 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害の程度別に見ると、「2級」が 59.4%と約6割を占め、1級と3級がそれぞれ20%前後となっています。

障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数内訳（平成22年度末日現在）

	1級	2級	3級	計
手帳所持者数（人）	373	1,166	426	1,962
構成比（%）	19.0	59.4	21.7	100.0

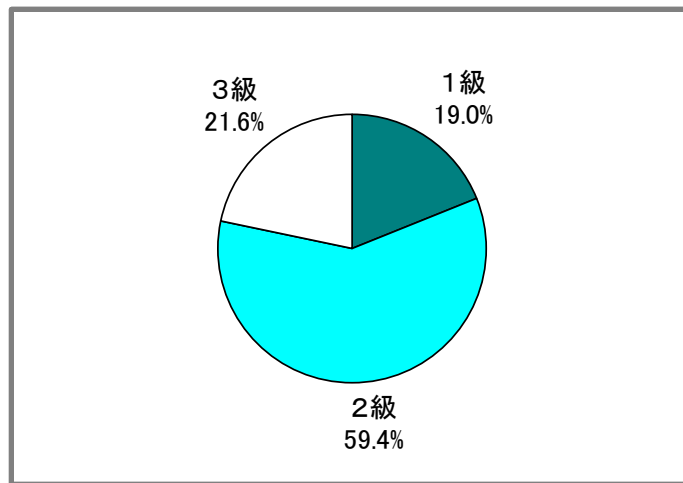


図 精神障害者保健福祉手帳障害程度別の割合

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

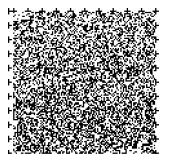
平成22年度における自立支援医療（精神通院）受給者数は4,347人で、平成19年度と比較すると4割の増加となっており、総人口の伸び率を大きく上回っています。

自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者数（人）	3,104 (100.0)	3,640 (117.3)	3,762 (121.2)	4,347 (140.0)
総人口（人）	390,219 (100.0)	394,818 (101.2)	398,741 (102.2)	405,166 (103.8)
対総人口比（%）	0.80	0.92	0.94	1.07

※（ ）内の数値は平成19年度を100とした場合の伸び率

※総人口：翌年度4月1日現在



第2節 障害のある人を取り巻く課題のまとめ

1 基礎調査の実施状況

第3期柏市障害者基本計画および第3期柏市障害福祉計画に反映させることを目的に、平成21年度～22年度に行った調査から、障害のある人の生活状況や市の保健福祉施策に対する要望の把握を行いました。なお、平成21年度実施調査は、「第2期柏市障害者基本計画・後期プラン」策定のための調査ですが、直近の調査であるため、分析に活用しています。

【平成21年度実施調査】

○第2期柏市障害者基本計画・後期プラン策定のためのアンケート調査（本書中では以降「21年度アンケート調査」と表記します。）

…柏市内の身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児を対象にした抽出調査。

調査の概要

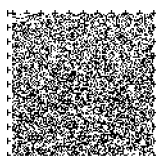
調査対象者	抽出方法	調査方法	配付数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	手帳所持者からの無作為抽出	郵送配付 郵送回収	1,100	667	60.6%
知的障害者			700	372	53.1%
精神障害者			700	346	49.4%
障害児			400	193	48.3%

○障害福祉団体へのヒアリング調査（本書中では以降「団体ヒアリング」と表記します。）

…柏市に関係のある障害者関連13団体を対象としたヒアリング調査。

実施日および対象団体

実施日	対象団体
平成21年 7月3日	柏市身体障害者福祉会
	柏市肢体不自由児（者）を育てる会
	柏市点字サークル「いなほ会」
平成21年 7月7日	東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」
	柏市視覚障害者協会
平成21年 7月9日	柏市朗読奉仕サークル
	柏市手をつなぐ育成会
	精神障害者家族会よつば会
	柏市自閉症協会
平成21年 7月10日	・柏市聴覚障害者協会
	・手話サークルかしわの会
	・NPO法人千葉県中途失聴者・難聴者協会
	・要約筆記サークル・モーグル
	東葛北事務所柏地区会



○「柏市自立支援協議会」での協議

…「柏市自立支援協議会」における、後期プラン策定のための協議。

【平成 22 年度実施調査】

○発達障害者・高次脳機能障害者アンケート調査

…平成21年度に実施できなかった発達障害者・高次脳機能障害者へのアンケート調査。

調査の概要

	調査対象者	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	高次脳機能障害者	28	14	50.0%
	自閉症者	47	22	46.8%
障害児調査	高次脳機能障害者	1	1	100.0%
	自閉症者	81	36	45.1%

*調査対象者の抽出については、「東葛菜の花高次脳機能障害者と家族の会」「柏市自閉症協会」の各団体や市内障害者施設の協力による。

*配付方法は、各団体を通じて配付し、回収は郵送回収で行った。

○事業者ヒアリング調査（本書中では以降「事業者ヒアリング」と表記します。）

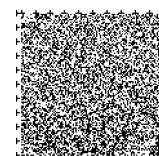
…市内で活動する障害者関係の28事業所を対象としたヒアリング調査。

実施日および対象事業者

実施日	事業者名
平成 22 年 9 月 3 日	ホリデー、あじさいの会 皆来、かたつむり あい・びー、いしずえ、彩会 れいじ〜
平成 22 年 9 月 7 日	榛の木 在宅支援サービスぽけっと、桐友学園、自閉症サポートセンター、ゆめしずく ポコアポコ、いづみ 生活援助センター工房スノードロップ、花工房カモミール
平成 22 年 9 月 8 日	柏光会 豊四季光風園、権利擁護あさひ デイサービスあさひの家、よつば、いもむし ワクワクフレンズ、障害児・障害者エンジョイサポートぶるーむ オレンジ
平成 22 年 9 月 9 日	緑の会 いずみ園、あけぼの スペース若柴、生活クラブ あいネット、日本クリード クリード北柏、かたくり会 あすか園、自立生活支援センターK2、柏市福祉ワーカーズ
平成 22 年 9 月 10 日	ウィズ柏 オフィス・イン・柏、ペイ・フォワード 歩論館、ワーナーホーム たんぼぼセンター
平成 22 年 9 月 17 日	高柳福祉会 わかたけ社会センター、葡萄の家 第一ぶどうの家

○障害者基本計画策定に関する「有識者による意見交換会」（本書中では以降「有識者意見交換会」と表記します。）

…障害福祉に関係する有識者10名による、調査結果を基にした意見交換会。



2 基礎調査結果のまとめ～「ニーズ」を中心に～

(1) はじめに

21年度アンケート調査の中の「今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策」の質問に対する回答結果は、下表のようになっています。

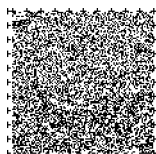
	身体障害者 (総数：667)	知的障害者 (総数：372)	精神障害者 (総数：346)	障害児 (総数：193)
	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合
第1位	保健・医療サービスの充実 44.4%	入所施設の充実 40.1%	経済的な援助の充実 45.4%	学校教育の充実 62.7%
第2位	段差の解消やエレベーターの設置などバリアのないまちづくり 35.5%	経済的な援助の充実 37.9%	保健・医療サービスの充実 43.4%	働く機会の充実 55.4%
第3位	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 31.0%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 37.1%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 40.8%	保育・療育の充実 53.4%

上位の回答の結果から、障害者の施策ニーズについては、3障害併せて「保健・医療（サービス）」、「経済的援助」、「理解を深める啓発活動の推進」、「福祉のまちづくり（バリアフリー化・ユニバーサルデザイン）」、「入所施設の充実」等に関するものが多いことが分かります。なお、自由記入式質問への回答内容を参照すると、「経済的援助」の具体的な中身として、「障害者年金の増額または受給要件の緩和」「通所施設、作業所等への交通費補助の充実」「精神障害者への交通費の割引制度の導入」等が挙げられています。

また、障害児の施策ニーズでは、「学校教育の充実」「働く機会の充実」「保育・療育の充実」が上位3位までの回答で、「保育・教育・療育」と「就労」の分野が多いことが分かります。

(2) 第2期計画の施策の柱1【福祉意識の醸成と支えあいの環境づくり】について （「理解・交流」分野）

21年度アンケート調査では、「自由意見」として、「障害や障害のある人への理解を深めてほしい」「障害者への差別や偏見をなくしてほしい」といった声が寄せられてい



ます（身体 15 件・知的 13 件・精神 14 件）。

「**柏市自立支援協議会による提言**」の中で、自立支援協議会自体からの情報発信も必要であることとともに「聴覚障害（コミュニケーション方法など）及び高次脳機能障害への理解が不十分である」（まちづくり専門部会）ことが指摘されています。これと共通する内容で、**団体ヒアリング、事業者ヒアリング**では、＜これまであまり知る機会の多くなかった障害に関しての啓発＞として、「高次脳機能障害について“知る機会”を増やすことが重要」、「自閉症に関する啓発、周知を進めてほしい」といったニーズが挙げられています。

有識者意見交換会における議論においては、「学校教育や地域での、また市職員や企業等、多様な主体への障害者理解啓発の充実」にも言及しています。

その「地域」における効果的と思われる活動の例として、「**柏市自立支援協議会による提言**」からは「柏まつりや地域でのふれあい祭り等の地域住民との交流の場の確保。」が、「**有識者意見交換会**」からは「障害のある人とない人が共に参加しての防災訓練など、『防災』を切り口にしていくこと」が示されました。

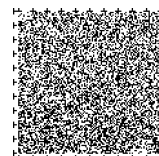
「**有識者意見交換会**」ではまた、“協働による福祉活動の充実”の中核として「ボランティア活動の充実」の重要性が指摘されています。その対策の例として、相談支援の観点と併せて「当事者参加・ピアスペシャリストの養成」が示されました。

（3） 第2期計画の施策の柱2【情報提供・相談、権利擁護体制の構築】について

情報提供について、**21年度アンケート調査**の結果をみると、“最も多い情報入手先”として身体障害者と精神障害者では「市の広報紙・資料」、知的障害者では「障害者施設や団体」が挙げられています。「**柏市自立支援協議会による提言**」（相談支援部会）では、「団体、相談機関、事業所等に係る情報の充実」をニーズとして挙げています。

「**有識者意見交換会**」では、「障害の特性に配慮した障害種別の情報提供」のニーズが高いことが指摘されています。**団体ヒアリング**からは、「点字、音訳、文書のデジタル化等について配慮していく」必要性が挙げられました。

また相談については、**21年度アンケート調査**で関連する質問“相談機能を充実させるために必要なこと”の結果をみると、身体、知的、精神いずれの障害でも「気軽に話を聞いてもらえる」が最も多い回答となっています。「**柏市自立支援協議会による提言**」（相談支援部会）からは「相談しやすい身近な相談先と段階別・障害別の細かなネットワークづくり」、「**有識者意見交換会**」からは「相談支援体制について、人数的確保、システム構築、連携の推進、当事者参加の工夫等による充実」の必要性が言及されています。



『相談』として寄せられるものには簡単な問い合わせから難しい相談まで多様なものが含まれるため、相談の軽重に合わせて相談窓口を分けるなどすることが必要と思われる、「有識者意見交換会」からは「簡単な内容のものへの対応は『問い合わせ窓口』として窓口を分けるといいのではないか」という意見も挙げられています。「柏市自立支援協議会による提言」では「ネットワーク」の必要性が特に強調されており、「相談を受けた担当者はすべての問題に答えなくとも、答えられる回答者につなぐ責任がある。その相手は最善の回答者でなければならない。相談窓口担当者は最善の回答者（複数が見たい）と最新の情報を持つ必要がある」という表現で的確に言及されています。これらのことは、**団体ヒアリング**からも「相談に来ない人への緩やかな支えが必要。さまざまな機関、医療や教育などとの連携が必要。」「相談の拠点は、個別の問題を専門性につなげることが重要」という表現で提示されています。

ケアマネジメント体制等に関しては、「柏市自立支援協議会による提言」で「個別支援計画を立てる場合も医師等を含めた話し合いの機会はなく、ケアマネジメントができていない。関係者が連絡しあえる環境づくりが必要」と、また「有識者意見交換会」からは「定期的な各事業担当者による連絡会、ケアマネジメントについての勉強会の開催」についてのニーズが挙げられています。

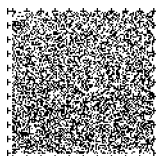
ケアマネジメント体制については、他の施策の柱に関する協議においても度々その重要性が指摘されており、全ての施策に関係する最も重要な課題として認識する必要があります。

権利擁護体制に関しては、障害のある人の権利侵害に対する保護の仕組みの確立と取り組みの強化が急務であることが「有識者意見交換会」で指摘されています。最新の潮流としての「市民後見人の育成・仕組みづくり」や「成年後見制度の周知・啓発」が挙げられています。また、**団体ヒアリング**からは「人権擁護は、広域専門員、地区相談員、地域相談員が互いの体制の中に組み入れながら進めることが必要」という意見がありました。

さらに、「柏市自立支援協議会による提言」から「居住サポート事業を検討していく」ことの必要性が、「有識者意見交換会」からは「金銭管理を必要とする人への支援として、日常生活支援事業の強化・拡充」という意見が提示されました。

(4) 第2期計画の施策の柱3【暮らしを支えるサービスの充実】について

21年度アンケート調査の中で、地域で自立するために必要な条件について質問した結果は、次ページの表のとおりとなっています。



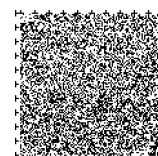
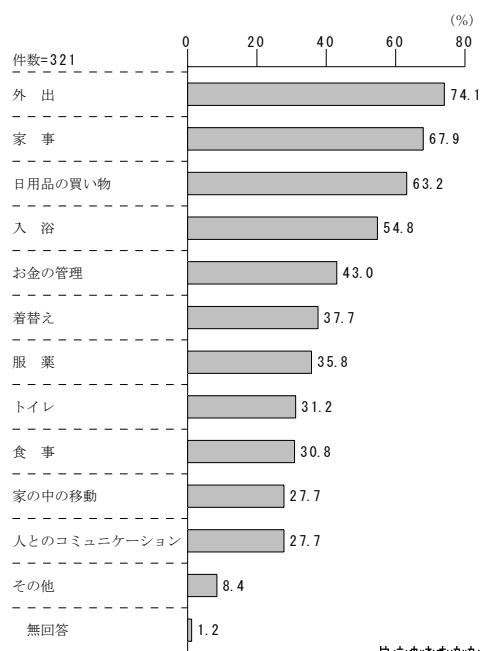
	身体障害者（件数：667）		知的障害者（件数：372）		精神障害者（件数：346）	
1位	生活費の保障	39.0%	生活費の保障	39.2%	生活費の保障	52.6%
2位	同居して世話してくれる家族	26.5%	いつでも利用できる自宅以外の居場所	28.5%	働く場	38.7%
3位	いつでも利用できる自宅以外の居場所	17.2%	同居して世話をしてくれる家族	22.8%	住居の保障	28.9%

いずれの障害でも、「生活費の保障」のほか、その人らしい自立生活を世話してくれる人や住居、自宅以外の居場所などを必要としていることがうかがえます。

“居住の場”に関しては、「柏市自立支援協議会による提言」（くらし専門部会）で「ケアホーム、グループホームと限定せずに、生活ホーム、入所施設等、現行制度すべてについて確保充実を図る」必要性が言及されています。「有識者意見交換会」においても、「グループホーム・ケアホーム及びひとり暮らし、入所施設等、多様な生活の場の必要性、生活の場として機能できるような人的配備や制度整備が必要。」というニーズが挙げられています。グループホーム・ケアホームの重要性が指摘され、グループホーム・ケアホームについて、生活の場として機能できるような人的配備や制度整備の必要性が指摘される一方、同時に、障害者の高齢化に鑑み、入所施設の必要性も指摘されています。これは先に述べた「今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策」について、知的障害者では「入所施設の充実」が最も多かったという21年度アンケート調査の結果とも符合しています。「有識者意見交換会」からは「強度行動障害、重心など重篤な障害者のための施設整備の推進」「重度障害者のための包括的支援の検討が必要」も挙げられました。団体ヒアリングからは、「入所施設の位置づけ、役割の再確認が必要」という意見もありました。

「有識者意見交換会」では、「相談から支援への一体的な提供が必要」、「入院・入所者の地域移行の体制整備」、「地域生活を包括的に支援するためのコーディネーター的な存在が必要」という、今後のあり方に関する重要な指摘もなされています。

そのほか、「柏市自立支援協議会による提言」からは「親亡き後のことが心配。地域で見守る体制が必要」、団体ヒアリングからは「親が倒れたときや冠婚葬祭時に短期で生活できる場所（市内にない）が欲しい。」「日中一時預かりの施設が不足。緊急対応が可能な枠の確保が必要」という意見が挙げられました。

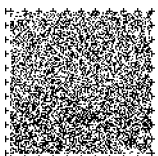
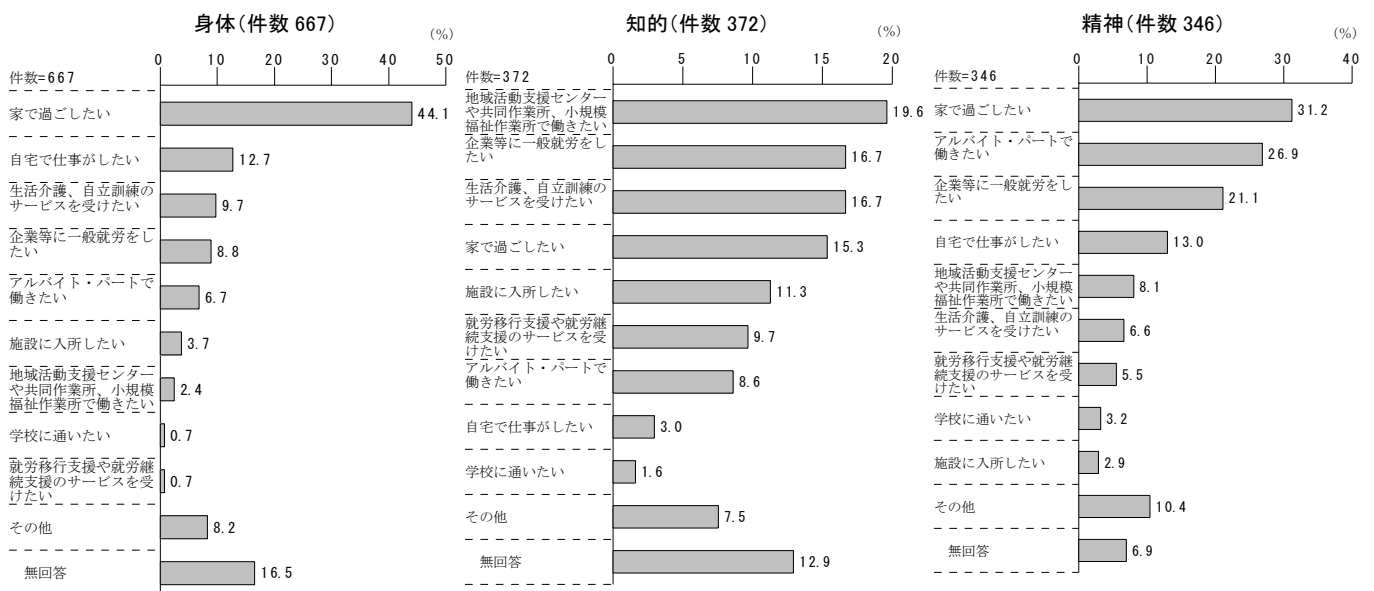


また、21年度アンケート調査の結果によると身体障害者で「介助を必要とする」とした48.1%の人のうちほぼ75%が介助が必要な項目として「外出」を挙げており（前ページのグラフ参照）、移動援護の問題、サービスが重要であることが分かります。「柏市自立支援協議会による提言」では「通院通勤通学等に係る移動支援の充実」が挙げられています。

21年度アンケート調査ではそのほか、“今後利用したいサービス”として身体障害者では居宅介護と外出介護、知的障害者では短期入所と外出介護、精神障害者では自立訓練（生活訓練）と市町村相談支援事業が、それぞれ多く挙げられています。

さらに、事業者ヒアリングにおいては、「事業の拡大の困難さ（利用者から様々なニーズがあることは聞いているが、実施するにはお金と人と建物が必要である、など）」、「職員の確保の問題（派遣してほしいと言われても、人手不足で障害に合った適切なヘルパーがいない、など）」、「キャンセル時の補償の問題（市からの依頼などで遠い地域の訪問でも引き受けるが、キャンセルされることもある、など）」、「自立支援法のシステムそのものに内在する問題（利用者数を増やすと単価が下がるしくみになっており、利用者が増えれば増えるだけ単価が下がるようでは、職員を増やしたくても増やせない、など）」といった“サービスを提供・供給する側”からみたニーズや課題が示されました。

(5) 第2期計画の施策の柱4【誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくり】について（「就労」・「社会参加」分野）



21年度アンケート調査の結果で、今後望む日中活動については前ページのグラフのとおりで、知的障害者では第1、2位にそれぞれ「福祉的就労」、「一般就労」の希望が入っており、身体障害者では「家で過ごしたい」に次いで在宅ワークに対する希望が、精神障害者でも同じく「家で過ごしたい」に次いで一般就労の2つの選択肢が続いていて、就労へのニーズがうかがえます。

「有識者意見交換会」からは「訓練の場所が不足。さらに移動支援、定着支援も必要」というニーズが挙げられました。さらに、「精神障害者の就労先が少ないため、企業への働きかけが必要」「本人と適切なサービスをマッチングする相談機関が必要」「就労の継続には家庭の支援が大事であり、それを支える生活支援ワーカーの充実が必要」「今後の『グループ就労』『施設外就労』増加への支援」といったニーズも挙げられています。

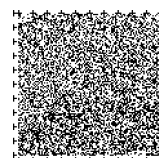
「柏市自立支援協議会による提言」(はたらく部会)からは「人材育成のシステムづくり=就労支援ノウハウの蓄積だけではなく、人材育成のシステムをつくる必要がある」という大きなニーズが提示されました。“就労機会の充実”に関して「職業訓練を効果的に実施するため、市の事業として様々な障害種別に対応できる自立支援法外の訓練機関を設置する」必要性がうたわれ、また、**団体ヒアリング**では「障害者の市役所職員としての採用」という要望も示されています。

福祉的就労については、「柏市自立支援協議会による提言」から「官公需の発注促進の検討」と「企業や業務発注先と施設を結ぶコーディネーターの設置と、県や国の施策との連携強化」を提言しています。これについては、**団体ヒアリング**における「現在、作業所の工賃が低すぎる。企業からの業務委託を受けて作業所で働くという形態も要検討」、有識者意見交換会における「ある程度の工賃を支払える日中活動の場の確保」との意見と趣旨が共通しています。

また、“生涯学習活動の充実”に関しては、**団体ヒアリング**から、「余暇活動する場所がなく、心をほぐす場所がないのは問題」「広域的なスポーツ大会などで社協や地区社協による人的支援が必要」といった意見が提示されています。

(6) 第2期計画の施策の柱5【子どもの成長支援】について(「保育、教育」・「療育」分野)

「(1)」で述べたとおり、21年度アンケート調査において障害児の「今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策」の1位に「学校教育の充実」が入っており、3位にも「保育・療育の充実」が入るなど、この分野に関して大きなニーズがあることが分かります。



「柏市自立支援協議会による提言」（くらし専門部会こどもグループ）からは、「施策の基本視点として、①ライフステージの切れ目のない一貫した支援、②身近な地域・場での子どもと家族への支援、③子どもの育ちの特性に応じた発達支援、が必要。」という提言がなされています。

具体的なニーズとしては「ライフステージごとに専門機関に結びつけることができるケアマネジャーが必要」「早期発見・早期療育発達支援の体制の確立」「障害児を支援するには、子どもを育てる親へのサポートが必要」などが挙げられています。「有識者意見交換会」からは「児童デイサービスが少ない。『長時間』『夜間』『移動支援』等のニーズも高い」ことも挙げられました。

また、家庭の機能に関連する意見として、「柏市自立支援協議会による提言」からは「子どもを育てる親へのサポートを」、さらに「有識者意見交換会」からは「家庭機能充実のため、親教育、家庭支援等の検討が必要」や「虐待への対応や保育園の問題について検討が必要」という意見も挙げられました。

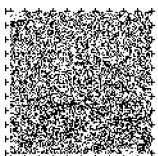
団体ヒアリングからは「特別支援学級・学校は、一般学校との交流がない。幼年期は一般の子たちとの交流が重要」「余裕教室活用による障害者と子どもたちの交流の場の確保」など障害のない児童との交流に関する意見・要望が数多く挙げられ、ニーズがあることがうかがえます。

（7） 第2期計画の施策の柱6【保健・医療体制の充実】について

21年度アンケート調査の結果で今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策について「保健・医療サービスの充実」が身体障害者で第1位、精神障害者でも第2位となる（「(1)」参照）など重要な分野ですが、「柏市自立支援協議会による提言」（相談支援部会）で「どの障害をとっても医療機関との連携が不足し、障害を理解しきれていない。生活全般を診てくれる医師とそのためのシステム構築が必要」という指摘がなされています。

また、21年度アンケート調査では、自由記入欄においても「訪問看護を充実してほしい、在宅で医療が受けられるようにしてほしい」「医療費がかかりすぎる、医療費補助を充実してほしい」「専門の医療機関がほしい」「気軽に精神科に通院したい」「市立病院に小児科がほしい。小児医療センターがほしい」「専門的な発達センターがほしい」などの意見・要望が寄せられており、具体的なニーズをうかがうことができます。

「有識者意見交換会」からも「医療的ケアが必要な障害者の在宅支援の充実」、「合併や重複障害者を治療できる、受け入れてくれる医療機関が少ない」という具体的な



課題が指摘されており、精神障害者に関しては、「総合的な精神保健（認知症、うつ病等）対策、『心の健康づくり』の必要性」とのニーズも提示されました。「**柏市自立支援協議会による提言**」からも「市立病院に精神科と児童精神科の設置が必要」「親亡き後アパート等でひとり暮らしする精神障害者のための制度の充実」との具体的なニーズが挙げられています。

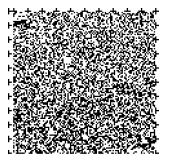
また、「**柏市自立支援協議会による提言**」からは「どの障害でも医療機関との連携が不足し、理解が少ない。医療機関とのシステム構築が必要」「医療と福祉の連携を図るため、事例検討を行う議論の場が必要」「小児難病等、緊急時に診察してもらえる医療機関がなく専門医に関する情報も必要」などの課題に対する意見が挙げられ、有識者意見交換会からも「重度障害者のためのアウトリーチ中心型医療、生活支援体制の検討」といった意見が挙げられました。

事業者ヒアリングからは「市に障害者の医療を中心とした医療機関を設けてほしい。現在ある医療機関の中からも志す所が出てきてほしい。」や「医療的ケアのできるヘルパーを増やすという事が大事。厚生労働省も基準を緩めてきているので、柏市でも実施できるようにヘルパー養成に力を入れたり、啓発宣伝してほしい。」といった意見が示されました。**団体ヒアリング**からはリハビリについての意見が多く、「医療機関との連携による地域の集団リハビリ実施が必要」「地域にリハビリ専門の施設がない」などの意見が挙げられました。

(8) 第2期計画の施策の柱7【安全・安心な生活環境の整備】について（「福祉のまちづくり」・「安全対策〔防災、防犯等〕」分野）

21年度アンケート調査の結果では、改善すべき市内の公共施設については、いずれの障害においても「市役所・支所」「近隣センター・出張所」が上位となっており、ニーズが多いことが分かります。また「その他」としては、市立病院、郵便局、公園などの施設が挙げられていたほか、「すべての公共施設に改善が必要」との意見もみられました。

必要な改善内容については、「入口や施設内の段差をなくす」「だれでも使いやすいトイレにする」といったハード面の改善だけでなく、「障害者などに対する係員の対応をよくする」との意見が最も多くなっています。



〔改善すべき市内の公共施設〕

	身体障害者（件数：667）		知的障害者（件数：372）		精神障害者（件数：346）	
1位	市役所・支所	18.4%	市役所・支所	17.2%	市役所・支所	27.2%
2位	近隣センター・出張所	14.1%	その他	10.8%	近隣センター・出張所	10.7%
3位	その他	11.8%	近隣センター・出張所	7.3%	その他	9.2%

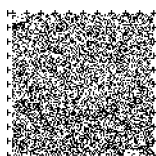
〔必要な改善内容（複数回答）〕

	身体障害者（件数：667）		知的障害者（件数：372）		精神障害者（件数：346）	
1位	入口や施設内の段差をなくす	20.4%	障害者などに対する係員の対応をよくする	23.4%	障害者などに対する係員の対応をよくする	24.3%
2位	だれでも使いやすいトイレにする	16.8%	だれでも使いやすいトイレにする	12.1%	だれでも使いやすいトイレにする	14.2%
3位	障害者などに対する係員の対応をよくする	12.6%	入口や施設内の段差をなくす	8.6%	案内表示を見やすくする	11.6%

電車やバスを利用する際に困っていることについては、身体障害者では「駅の階段が使いづらい」や「乗降時に段差がある」などハード面での問題が指摘され、知的障害者や精神障害者では、ともに「特に困っていることはない」が一番多いものの、身体障害者に比べると「駅構内での案内がわかりづらい」「車内での案内がわかりづらい」といった案内サービス面の問題が指摘されています。

「有識者意見交換会」においては、「公共施設の新設・増改築時における障害者の当事者意見を反映する仕組みづくりが必要」との意見が挙げられています。これは「柏市自立支援協議会による提言」（まちづくり専門部会）の「関係障害者に配慮した環境が進むよう関係部署との協議が必要」とも重なります。具体的ニーズとしては、**団体ヒアリング**から「音声誘導装置の効果的な配置」「福祉会館内への緊急放送を知らせるパトライト設置」などが挙げられています。

また、“安全対策”に関する意見として、「有識者意見交換会」からは「福祉団体共催による防災訓練の実施」「町会・自治会において、防災福祉K-Netによる障害者情報の把握」、**団体ヒアリング**からは「障害者への防災時の事前啓発と事後の避難所などでの医療的な対応」「障害者が参加できる防災訓練が必要」「避難時の聴覚障害者への配慮が必要」「施設における効果的な避難訓練の実施」「障害に合った避難方法と避難先の確保」など、多くの意見が挙げられています。



(9) 自閉症（児）者、高次脳機能障害（児）者について

平成22年度に実施した自閉症（児）者、高次脳機能障害（児）者への「ノーマライゼーションかしわプラン策定のためのアンケート調査」は次のとおりとなっています。なお、高次脳機能障害児の回収が1名であることから、障害児については両対象である回答者数37人を基に述べることにします。

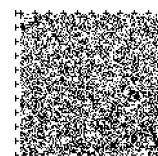
「今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策」の質問に対する回答結果は、次の表のようになっています（*「無回答」を除く）。

	自閉症者（総数：22）	高次脳機能障害者（総数：14）	障害児（総数：37）
	選択肢・回答人数	選択肢・回答人数	選択肢・回答人数
第1位	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 13人	個々の障害特性にあったサービスの充実 5人	学校教育の充実 29人
第2位	入所施設の充実／ 個々の障害特性にあったサービスの充実 ともに12人	移動手段・交通の整備 4人	働く機会の充実 27人
第3位		在宅福祉サービスの充実／ バリアのないまちづくり／ 当事者団体などへの支援 ともに3人	障害福祉理解の啓発活動／ 障害特性にあったサービス／ 当事者団体などへの支援 ともに22人

自閉症者では「理解を深める啓発活動」「入所施設」、高次脳機能障害者では「移動手段・交通の整備」、障害児では「学校教育」「働く機会」に対するニーズが挙げられていますが、共通の大きなニーズとして「個々の障害特性にあったサービスの充実」が見られます。

また、今後利用を希望するサービスは、下表のとおりとなっています（*「無回答」を除く）。

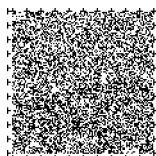
	自閉症者（総数：22）	高次脳機能障害者（総数：14）	障害児（総数：37）
	選択肢・回答人数	選択肢・回答人数	選択肢・回答人数
第1位	外出介護（移動支援事業） 12人	自立訓練（機能訓練）／ 自立訓練（生活訓練）／ 外出介護（移動支援事業）／ 日中一時支援事業 ともに5人	児童デイサービス 15人
第2位	日中一時支援事業 10人		日中一時支援事業 14人
第3位	施設入所支援（夜間ケア等） 9人		外出介護（移動支援事業） 8人



自閉症者、高次脳機能障害者、障害児ともに「外出介護（移動支援）」や「日中一時支援事業」等のニーズが多くあることが見て取れます。また、自閉症者については「施設入所支援」が、障害児については「児童デイサービス」と「居場所」へのニーズが多いのに対し、高次脳機能障害者については「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」と、能力訓練へのニーズが多い事が分かります。

（10） その他

『第2期柏市障害福祉計画』に掲げられている3つの数値目標（11・12ページ）の実現・達成状況を確認・検証しながら、引き続き入所・入院者の地域生活への移行や一般就労への移行のための施策・取り組みをさらに進めていくことも必要です。



3 柏市障害者基本計画策定に係る「有識者による意見交換会」報告書

平成23年 2月10日

柏市長 秋山 浩保 殿

柏市障害者基本計画策定に係る「有識者による意見交換会」報告書

○「有識者による意見交換会」構成メンバー（50音順）

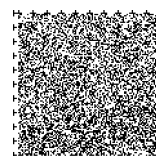
浅井 紀明 社会福祉法人よつば 理事長
倉持 幸子 千葉県立柏特別支援学校 教諭
佐野 公子 社会福祉法人かたくり会 理事長
杉田 明 社会福祉法人実のりの会 ビック・ハート施設長兼センター長(副座長)
土屋 拓 手賀沼病院 医療福祉相談室 精神保健福祉士
外山 義哉 社会福祉法人高柳福祉会 施設連絡協議会委員
永桶 静佳 柏市地域生活支援センター あいネット所長
松井 宏昭 NPO法人自閉症サポートセンター 理事長(座長)
山崎 正晴 社会福祉法人桐友学園 沼南育成園施設長
山下 嘉人 社会福祉法人柏市社会福祉協議会

「有識者による意見交換会」は、平成22年12月3日以降3回の会議を重ね、柏市障害者基本計画の策定に関して市民の基本的なニーズについて、精力的に意見交換してきました。ここにそのまとめを報告いたします。ニーズの優先順位は付けていません。

意見交換で用いましたニーズは、「平成21年柏市障害者基本計画・後期プラン策定のためのアンケート調査報告書」、平成22年かしわ障害者をむすぶ会「柏市が実施する障害者福祉サービスの利用実態調査」を踏まえた提言、並びに委員が持ち寄ったデータなどです。

なお、委員の専門性、並びに意見交換の時間に限りがあったことから、障害者福祉の全ての分野について意見交換したものとなっていないことを申し添えておきます。

私たちのとりまとめたニーズ、さらに柏市民の幅広いニーズを新しい柏市障害者基本計画の策定及び市の施策に反映していただくよう、お願い申し上げます。



I 現行計画「施策の柱」に対する意見

◆ 柱1 『福祉意識の醸成と支えあいの環境づくり』

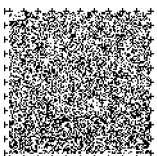
- ・ボランティア活動の充実。
- ・学校教育や地域での、また市職員や企業等、多様な主体への継続的な障害者理解・啓発活動の充実。
- ・防災を切り口とした障害者理解の活動。(障害者・健常者双方を対象とした防災訓練等)
- ・当事者参加、ピアスペシャリストの養成。

◆ 柱2 『情報提供・相談、権利擁護体制の構築』

- ・障害に配慮した情報提供方法の推進。
- ・相談支援体制について、担い手の数的確保、機能と役割を明確にした分かりやすい相談システム構築・連携の推進(相談内容の程度による相談先の振り分け、適切なフォロー、対応へとつながる相談窓口等)、当事者参加の工夫等の充実。
- ・定期的に各事業担当者による連絡会、ケアマネジメントについての勉強会の開催。
- ・市民後見人の育成・仕組みづくり、成年後見制度の周知・啓発。
- ・権利侵害に対する保護体制の構築。(虐待への強制保護や避難場所の確保)
- ・日常生活支援事業の強化・拡充。(金銭管理を必要とする人への支援)

◆ 柱3 『暮らしを支えるサービスの充実』

- ・グループホーム・ケアホーム及びひとり暮らし、入所施設等、多様な生活の場の必要性、生活の場として機能できるような人的配備や制度整備が必要。
- ・強度行動障害、重心など重篤な障害者のための施設整備の推進。
- ・重度障害者のための包括的支援の検討が必要。
- ・相談から支援への一体的な提供が必要。
- ・短期入所の有効活用、及びシステムの見直し。
- ・入院・入所者の地域移行の体制整備。
- ・地域生活を包括的に支援するためのコーディネーター的な存在が必要。
- ・学校卒業後の選択肢、日中活動の場の充実。



◆ 柱4 『誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくり』

- ・訓練の場所が不足。さらに移動支援、定着支援も必要。
- ・障害者就労の幅を広げるため『援助付き雇用』の検討が必要。
- ・精神障害者の就労先が少ないため、企業への働きかけが必要。
- ・本人と適切な就労支援サービスをマッチングする相談機関が必要。
- ・施設と就労支援センターや就労移行支援事業所の連携・協力関係の強化。
- ・就労の継続には、家庭の支援が大事であり、それを支える生活支援ワーカーの充実が必要。
- ・今後の『グループ就労』『施設外就労』増加への支援。
- ・就労への企業の理解・支援、ネットワークの構築。
- ・就労支援者の人材育成と関係機関の連携・協力体制の強化。
- ・ある程度の工賃を支払える日中活動の場の確保。

◆ 柱5 『子どもの成長支援』

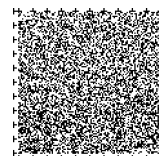
- ・児童デイサービスが少ない。作業所数は充足傾向にあるが、人材育成など、より機能を高めていく必要がある。「長時間」「夜間」「移動支援」等のニーズも高い。
- ・個別ケースに対して、連絡会やケース会議など迅速な対応が必要。
- ・子どもの成長の基本となる家庭機能充実のため、親教育、家庭支援等の検討が必要。
- ・虐待への対応や保育園の問題について検討が必要。

◆ 柱6 『健康医療体制の充実』

- ・重複障害者を治療できる、受け入れてくれる医療機関が少ない。
- ・医療的ケアが必要な障害者の在宅支援の充実。
- ・総合的な精神保健（認知症、うつ病等）対策、「心の健康づくり」の必要性。
- ・重度障害者のためのアウトリーチ中心型医療、生活支援体制の検討。
- ・高齢化の問題を含む健康問題への視点も加える。

◆ 柱7 『安全・安心な生活環境の整備』

- ・柏市調査のアンケート結果からの課題を尊重する。
- ・各障害に応じた対策が必要。
- ・公共施設の新設・増改築時における障害者の当事者意見を反映する仕組みづくりが必要。



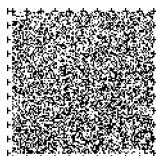
II 優先事項整理への意見

- ・市全体で考えた場合、問題の件数が多いものや、ケース事例が少なくとも緊要度の高いものを重視すべき。
- ・生活に直結するものを重視すべき。
- ・将来的な展望、今後の福祉の方向性等長期的視野に立ち、計画的に時間がかかるものにも早く取り組むべき。

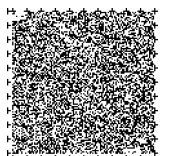
III その他、民の力を活用した提案

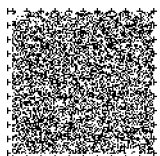
たとえば、次のような提案がありました。

- ・当事者の力を引き出すピアスペシャリスト制度の導入。比較的元気な当事者に活躍の場を提供することで当事者のリハビリにつながると同時に、サービスを受ける人にもプラスになる。
- ・それぞれが持っている強みや力と弱みや悩みをマッチングして、プロジェクトとして具体的提案ができる場の創設。
- ・柏市人口 40 万人の市域を 4 つ程度のブロックに分け、中核となるセンターと責任者を設置し、福祉を有機的に機能させる。包括支援センター程度の地区分けを理想とし、障害者も高齢者の問題も一緒に検討する。



第3章 計画の基本的考え方





1 計画の基本理念

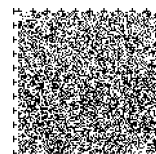
障害のある人もない人も、住み慣れた地域の中で、安心して、その人らしく自立して生活を営むことができ、尊厳を持って心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつかっていくことが重要です。そうした観点から、平成16年度から23年度までの『ノーマライゼーションかしわプラン』においては、その基本理念を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」としてきました。

また、上位計画である『柏市第四次総合計画』における“将来都市像”が「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」であること、さらに、『第2期柏市地域健康福祉計画』の“地域健康福祉像”が「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち 柏」であることなどもふまえ、本計画の「基本理念」を、前計画から引き継いで

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

とします。

* 「基本理念」の考え方…「みんなでつくる」は主として“協働と当事者参画”を指し示し、「みんなで暮らせる」は“自己決定や自己選択による自立した地域生活の実現、バリアフリー社会の整備という柏市のあり方”を表現しています。



2 計画の基本方針

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本方針を、次の3つとします。

《基本方針1》 権利としての地域生活の実現

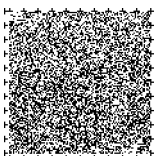
一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人自らが住む場所やサービスを選択し、「権利」として自立と社会参加が可能となる地域生活の実現をめざします。

《基本方針2》 バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の整備

情報面、物理面、制度面など様々なバリア（障壁）を取り除くとともに、あらゆる分野において誰にとっても使いやすい環境（ユニバーサルデザイン）をめざします。また、「心のバリアフリー」を推し進め、障害福祉に従事する人だけでなく、市民一人ひとりが身近な支援者となるまちをめざします。

《基本方針3》 協働と当事者参画による推進

障害当事者を含む市民、NPO法人、民間事業者、地域活動団体などと行政が、協働で障害者施策を進めていくまちをめざします。



3 計画の基本目標

「基本理念」を基にした「基本方針」の内容を実現するために、本計画の基本目標を合わせて7つ設けます。

基本目標(1) 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

…「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要であることから、福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、ボランティア活動・福祉団体の活動など、地域福祉活動の促進を図ります。また、障害や障害のある人への理解と交流を促進し、「心のバリアフリー」の実現を図っていきます。

基本目標(2) 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

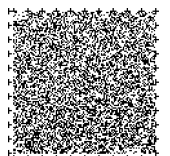
…障害のある人が悩みや不安を抱えたときに、身近な場所で気軽に相談でき、必要な情報を確実に得ることができるような体制の充実を図ります。障害者に配慮した情報を提供するために、情報バリアフリーを進めます。また、国や県の動向も踏まえながら、権利擁護の体制の確立を図ります。

基本目標(3) 暮らしを支えるサービスの充実

…障害のある人が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるように福祉サービスの充実を推進するとともに、ニーズに対して的確な対応ができるようきめ細やかなサービス提供体制の確立を図ります。また、通所施設や地域活動支援センターなどの日中活動の場の充実や、グループホーム・ケアホーム等の居住の場の確保などに努めます。

基本目標(4) 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

…「社会参加」の最たるものとも言える“就労”については、『柏市障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）』を中心として、障害者就労・生活支援センター、企業、就労支援施設等との連携を図りながら、障害のある人への支援を推進していきます。障害のあるなしにかかわらず、その人らしくいきいきと参加できる地域社会づくりを進めます。



基本目標(5) 子どもの成長への支援

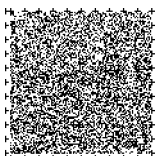
…障害の早期発見や早期療育のため、母子保健事業および児童福祉事業を推進します。障害の特性、育ちのニーズに応じた成長の支援を進めます。乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の支援体制の充実を図ります。

基本目標(6) 健康・医療体制の充実

…中途障害や障害の重度化、二次障害等に対する予防対策を充実します。また、障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療機関と連携を図りながら保健・医療体制を充実させます。精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神保健を充実させます。

基本目標(7) 安全・安心な生活環境の整備

…障害のある人だけでなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。また、防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。



4 計画の展開

(基本理念)

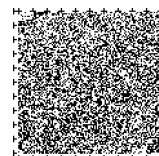
～ みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ ～

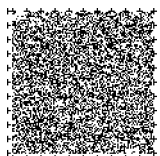
(基本方針)

- 1 権利としての地域生活の実現
- 2 バリアフリー・ユニバーサル
デザイン社会の整備
- 3 協働と当事者参画による推進

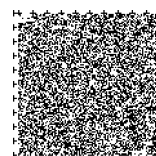
(基本目標)

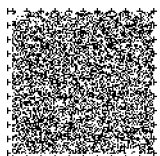
- 1 福祉意識の醸成と支え合いの環境
づくりの推進
- 2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立
- 3 暮らしを支えるサービスの充実
- 4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境
づくりの推進
- 5 子どもの成長への支援
- 6 健康・医療体制の充実
- 7 安全・安心な生活環境の整備





第4章 基本計画





第1節 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

- ・啓発活動や広報活動等を通じて地域における福祉意識の醸成に努めます。
- ・ボランティア活動や障害者団体活動などの地域福祉活動の推進を通じて、地域における交流を促進するとともに、ともに支え合う環境づくりを進めます。

〔基礎調査から〕

<「21年度アンケート調査」の結果から>

○「自由意見」欄から

- ・障害や障害のある人への理解を深めてほしい。
- ・障害者への差別や偏見をなくしてほしい。

<「柏市自立支援協議会による提言」から>

- ・柏まつりや地域でのふれあい祭り等の地域住民との交流の場の確保が大切。

<「有識者意見交換会」から>

- ・ボランティア活動の充実。
- ・学校や地域、市役所、企業等における、多様な主体への継続的な障害者理解・啓発活動の充実。
- ・当事者参加、ピアスペシャリストの養成。

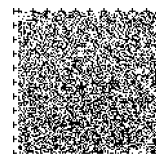
〔体系図〕

- 1 啓発・広報活動の充実
 - ① 障害への理解を深めるための啓発の充実
 - ② 福祉教育の充実
- 2 協働による福祉活動の充実
 - ① 地域福祉活動、ボランティア活動の推進
 - ② 障害者団体間の交流や活動への支援

～凡例～ ※事業内容に次の表記がある場合の意味を示します。

新規・・・計画策定年度（平成23年度）以降実施、もしくは実施予定の事業です。

再掲・・・事業が2施策以上にまたがる場合、2つ目以降の記載を意味します。



1 啓発・広報活動の充実

【現状と課題】

障害や障害のある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくためには、様々な機会を活用した広報・啓発活動の充実や、福祉教育の推進が重要になります。

そのため、本市は柏市社会福祉協議会（本書中では以降「社会福祉協議会」と表記します）など関係機関と連携を図り、福祉に関する情報の発信や講演会の実施など多種多様な啓発活動を行っています。

社会福祉協議会では、「地域福祉の情報紙」を発行して地域福祉の情報を提供したり、「福祉の心」作品展や地区イベント等で、障害者団体の活動を紹介しています。また、現在精神保健関連に特化した講演会を年1回実施しています。今後は、障害のある人が地域で暮らし続けることができるよう、地域住民の理解を深めるような“地域密着型”の講演会を開催することについても検討が必要です。

また、あまり知られていない障害の啓発として、平成22年度まで「高次脳機能障害講演会」を年1回実施してきました。

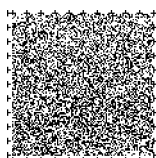
市職員に関しては、現在、様々な研修を通じて障害のある人への理解の促進に努めています。今後は、より人材育成システムを充実させ、体系化した研修を実施していく必要があります。

本計画の策定に向けて平成21年度に実施した**団体ヒアリング**において、「これまであまり知る機会の多くなかった障害に関する啓発」の活動の重要性が指摘されています。平成22年12月に成立した改正障害者自立支援法（本書中では以降「整備法」と表記します）や通知などから、障害者の範囲に発達障害者、高次脳機能障害者が含まれることも明確にされました。

また、本計画の策定に向けた「**有識者意見交換会**」の議論においても、「学校や地域、市役所、企業等における、多様な主体への継続的な障害者理解・啓発活動の充実」の重要性が指摘されています。

「学校における福祉教育の充実」については、社会福祉協議会による社会教育指定校がそれぞれの学校の特色に応じて福祉施設訪問やボランティア活動を行い、福祉教育の充実を図っています。

また、千葉県社会福祉協議会の福祉教育推進指定校が3年間の取り組み内容を各学校に紹介し、平成21年度からの3年間は、市内3校が県立高校、地区社会福祉協議会とともに福祉教育推進のパッケージ指定を受け、地域での福祉教育の推進を図っています。



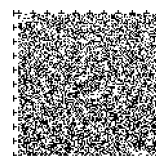
【施 策】

① 障害への理解を深めるための啓発の充実

市民の障害福祉への関心を高めるため、さまざまな媒体や手段を通じて積極的に啓発活動を展開していきます。また、障害のある人との交流を通じて自然な形で理解を深められる機会を設けることによって、「ノーマライゼーション」の理念を普及・浸透させていきます。

さらに、市職員の人材育成に努め、障害のある人への理解を深めるよう努めていきます。

	施策・事業	内 容
1	啓発冊子等の配布・活用	広報紙・パンフレット・『地域福祉の情報紙』などによって、福祉情報の提供と理解の促進を図ります。 ○広報紙・パンフレットなどによる福祉情報の提供（障害福祉課） ○『地域福祉の情報紙』の発行（社会福祉協議会）
2	障害への理解を深める講演会・勉強会の充実	障害への理解を深めるため、講演会を開催します。また、地域で暮らす障害のある人への住民の理解を促進するため、地域密着型の小規模な勉強会の実施について検討していきます。 高次脳機能障害について、家族会等の活動支援を通して障害の普及啓発に努めます。 ○精神保健講演会の実施（社会福祉協議会） ○障害関連の講座開催協力（社会福祉協議会） ○高次脳機能障害者支援（障害福祉就労支援センター）
3	障害者の活動等の紹介・情報発信	福祉施設で制作した手工芸品を「福祉の心」作品展の記念品としたり、バザーや模擬店、パネル展示など地区のイベントにおいて活動紹介を行うなど、障害のある人や障害者団体の活動を市民に周知するための取り組みを推進します。 ○「福祉の心」作品展（社会福祉協議会） ○地区のイベントにおける障害者団体の紹介（社会福祉協議会）



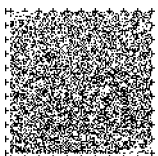
	施策・事業	内 容
4	市職員の障害者理解の促進	<p>市職員の障害への理解を深めることを目的とした研修、バリアフリー体験やケーススタディ、福祉施設への職場派遣研修等を通して、市職員の障害のある人への理解を促進します。</p> <p>保健福祉部門への配属職員に対しては、新規配属職員、中堅職員、管理職の階層別に、体系化した研修を実施します。</p> <p>○市職員向けの研修会等の開催（人事課） ○保健福祉部門職員研修（福祉政策室）</p>

② 福祉教育の充実

子どもの頃から福祉への理解を深めていけるよう、市内小中学校における福祉教育を、各学校の特色に応じて実践します。

また、市民向けの福祉教育の機会を確保するため、公民館による市民講座等を活用していきます。

	施策・事業	内 容
1	学校における福祉教育の充実	<p>社会福祉協議会による福祉教育推進校の指定等を通じて、福祉施設への訪問、障害のある人等との交流、ボランティア体験など、市内小中学校の特色に応じた福祉教育を充実します。</p> <p>○福祉教育指定校への支援（指導課） ○福祉教育プログラムの作成支援（指導課） ○学校間の連携による福祉教育プログラムの充実（各学校）</p>
2	生涯学習における福祉教育の充実	<p>公民館による市民講座等のメニューの1つとして、障害者福祉等に関する市民向けの講演会等を開催します。</p> <p>○市民講座等における講演会の開催（公民館）</p>



2 協働による福祉活動の充実

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが自分らしく自立した生活を送るためには、地域の中でお互いに交流し、支え合っていくことが重要です。

そのため、市の「地域健康福祉計画」と社会福祉協議会の「地域健康福祉活動計画」に基づき、地域の様々な場面において地域福祉活動が展開されていますが、特に「地域健康福祉活動計画」では、地区単位での交流・懇談を推進していくことを重点的に位置づけており、地区社会福祉協議会を中心として拡充が図られています。例えば、障害者団体と連携した『地域ふれあいまつり』を実施し、バザーや模擬店、活動を理解してもらうためのパネル展示等を行いました。また、「福祉レクリエーション大会」開催などの取り組みも行われています。

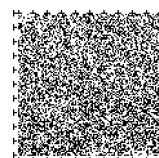
障害のある人が地域生活を続けていく上で、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOなどによる支えも不可欠です。

そのため、障害のある人を支援するボランティア活動のための各種講習会を開催しています。社会福祉協議会でも、活動希望者に対してボランティアグループや各福祉施設へのコーディネートを行っています。しかし、近年ボランティア活動希望者数が減少傾向にあり、活動の担い手を確保していくことが課題となっています。

また、「有識者意見交換会」において、障害当事者がピアスペシャリストとして活動に参加していくことの重要性が示唆されており、ピアカウンセラーなどとしての活躍が期待されています。市では、ピアカウンセリング事業を行う自立生活センターへの支援を行っています。

障害のある人が社会参加を進める際や、自分の意見を社会に向けて発信していく時には、お互いの立場や考えがわかり合える、障害当事者同士の協力し合う場としての団体の存在が貴重となります。

市や社会福祉協議会では、障害者団体等に支援や助成を行っています。適正かつ効果的に補助対象団体の活動を支援するためには、活動内容を精査しつつ支援する必要があります。



【施 策】

① 地域福祉活動、ボランティア活動の推進

社会福祉協議会が中心になって、地域住民と障害のある人達の協力体制のもとに、地域の実情に応じた福祉活動を展開していきます。

また、市民の福祉への理解を深めるとともに、ボランティアの担い手を育成し、積極的な参加を働きかけていきます。

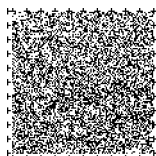
今後、障害のある人自身が地域社会の中で、より一層ボランティア活動に取り組むことができるような環境づくりを行い、社会参加を促進していきます。

	施策・事業	内 容
1	障害者団体等と地域の連携	社会福祉協議会の「地域健康福祉活動計画」に基づき、地区単位で障害者団体と地域住民が懇談や行事等を通して相互の交流を図り、協力体制の下に地域福祉を推進します。 ○障害者団体と地域住民の懇談会・行事等の開催（各地区社会福祉協議会）
2	ボランティア活動の支援	障害のある人を支援するボランティア育成のための各種講習会を実施するとともに、講習会修了者に活動への積極的な参加を働きかけ、ボランティアの担い手を確保していきます。 ○障害者支援ボランティア講座の開催（障害福祉課・社会福祉協議会）

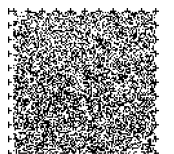
② 障害者団体間の交流や活動への支援

障害者団体の自主的な活動が円滑に行われるよう、運営面での支援、財政的な支援など、各団体の状況や必要に応じた支援を継続していきます。

また、障害者団体が地域において参加・交流できる機会を設けていきます。



	施策・事業	内 容
1	障害者団体への支援	<p>市は、障害者団体による障害者福祉の普及啓発、会員の研修、交流事業を対象に、経費補助などの必要な支援を行います。また、ピアカウンセリング事業などを行う自立生活センターへの支援を行います。</p> <p>社会福祉協議会は、福祉意識啓発や地域福祉の活動を実践する非営利団体に助成を行います。</p> <p>○障害者団体への支援（障害福祉課） ○自立生活センターへの支援（障害福祉課） ○当事者団体・福祉団体活動助成（社会福祉協議会） ○地域課題解決活動助成（社会福祉協議会）</p>
2	障害者団体の交流の促進	<p>地区社会福祉協議会が中心となり、地域のイベント等への障害者団体の参加・交流が図られるよう、機会を創出していきます。</p> <p>○障害者団体間交流等への支援・コーディネート（社会福祉協議会）</p>
3	障害者団体との情報交換・意見の聴取	<p>柏市心身障害者福祉連絡協議会、かしわ障害者をむすぶ会、柏市障害関係施設連絡会等の協働体制によって懇談会等を開催し、団体と市とで情報交換を行います。</p> <p>また、団体からの政策・施策の立案に活用できるような建設的意見を聴取する機会を設けていきます。</p> <p>○障害者団体との情報交換（障害福祉課）</p>



第2節 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

- ・誰もが必要とする情報を確実に入手できるよう、「情報バリアフリー」を推進し、情報提供の充実を図ります。
- ・身近な相談から専門的な相談まで幅広く対応できる相談体制とケアマネジメントを充実させます。
- ・障害のある人の権利が保障され安心して生活できるよう、権利擁護体制を確立します。

〔基礎調査から〕

＜「21年度アンケート調査」の結果から＞

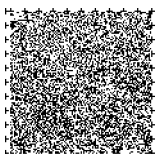
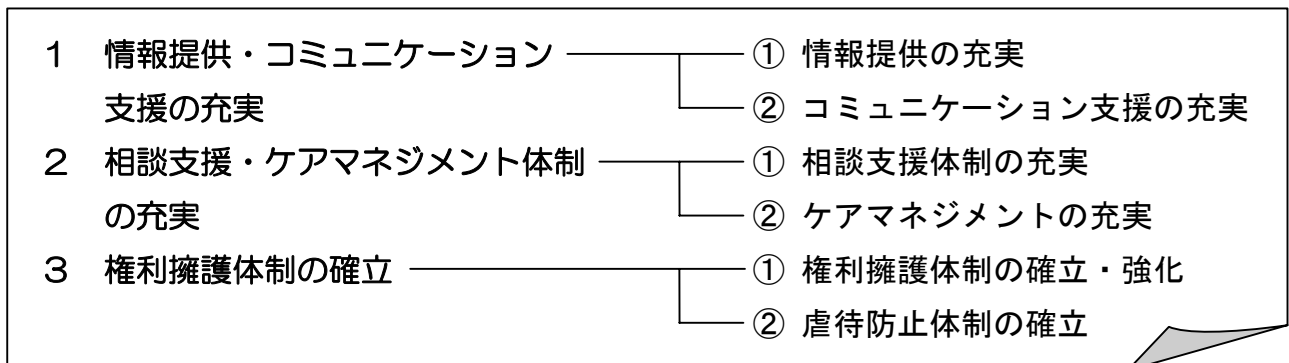
○福祉サービスなどの情報の入手先

	身体障害者（総数：667）	知的障害者（総数：372）	精神障害者（総数：346）
	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合
第1位	市の広報紙・資料 55.2%	障害者施設や団体 43.5%	市の広報紙・資料 36.1%
第2位	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等 23.4%	市の広報紙・資料 38.7%	医療機関 25.4%
第3位	市への問い合わせ 13.2%	家族・親戚 19.6%	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等 19.4%

＜団体ヒアリングから＞

- ・点字、音訳、文書のデジタル化等について配慮が必要
- ・人権擁護は、広域専門指導員、地区相談員、地域相談員がお互いの体制の中に組み入れながら進めることが必要。

〔体系図〕



1 情報提供・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

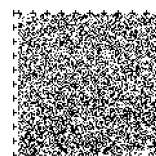
市では、障害福祉に関する情報を、広報紙や小冊子（パンフレット）、ホームページなど様々な媒体を通じて提供しています。また、情報をわかりやすく伝達するために、視覚障害者向けの「声の広報」、「点字広報」の発行や市ホームページの高齢者・障害者等配慮設計指針に準拠した作成などの対応を行っています。広報紙についても、色づかいなど、障害のある人により配慮したわかりやすい紙面構成に心がけ、「情報バリアフリー」化を進めています。

「有識者意見交換会」では、こうした“障害の特性に配慮した障害種別の情報提供”のニーズが高いことが指摘されており、また、**団体ヒアリング**からは、今後も「点字、音訳、文書のデジタル化等について配慮していく」ことの必要性が挙げられました。「**柏市自立支援協議会による提言**」は、特に「団体、相談機関、事業所等に関する情報の充実」をニーズとして指摘するとともに、「自立支援協議会自体からの情報発信も必要である」としています。

視覚障害者や聴覚障害者は、その感覚機能の障害によって情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害のある人が迅速かつ的確に情報を収集しつつ、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが重要な課題になります。

市では、視覚障害者については、点字や音声など、分かりやすい方法による情報の提供を行っています。また、聴覚障害者については、地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」として、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣するほか、障害福祉課窓口到手話通訳奉仕員を常時設置して対応を図っています。

また、市は「手話奉仕員養成」、「要約筆記奉仕員養成」など、一般社団法人への委託によりコミュニケーション支援に携わる奉仕員育成事業を実施してします。今後、通訳者の増員や専門技術の向上を図り派遣活動の充実に努めるため、養成講座修了後に委託法人のメンバーとして、いっそうの技術の向上に努めてもらうよう図っていく必要があります。



【施 策】

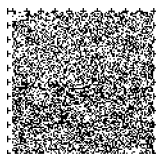
① 情報提供の充実

紙媒体、インターネット、電話・ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行っていきます。

また、社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人、NPO法人など、サービス提供事業者の多様化に伴い、適切な情報収集に努めます。

さらに、音声・点字など障害のある人に配慮した情報伝達手段を工夫し、「情報バリアフリー」を推進します。

	施策・事業	内 容
1	情報提供の充実 と障害福祉情報 の一元化	<p>障害福祉に関する多様な情報を一元管理し、市広報紙やホームページ、ガイドブック『障害福祉のしおり』など様々な媒体を用いて、障害のある人やその家族にもわかりやすく、かつ正確・迅速に提供していきます。</p> <p>また、障害者支援施策に関するパンフレットの配布や、障害者支援に関わる事業所一覧を整備し配布するなど、障害者支援サービスに関する情報提供を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ガイドブック『障害福祉のしおり』の発行（障害福祉課）○広報紙・インターネット等による情報提供（秘書広報課、障害福祉課）○障害者支援制度パンフレットの配布（障害福祉課）○障害者支援事業所一覧の配布（障害福祉課）○障害関連団体等への情報提供（障害福祉課）
2	障害に配慮した 情報提供の充実	<p>『広報かしわ』では障害のある人に配慮した紙面構成をめざすとともに、ホームページでも障害のある人に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティ（JIS×8341-3）に配慮したページづくりを行います。また、携帯サイトやQRコードなど多様な情報発信ルートの確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">○障害のある人にも見やすい広報紙の紙面づくり（秘書広報課、障害福祉課）○障害のある人も情報の得やすいホームページづくり（秘書広報課）○多様な情報発信の充実（秘書広報課、障害福祉課）

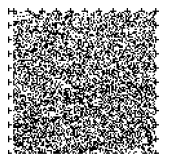


3	点字・声の広報等の発行	<p>文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳や音声コードの活用など、わかりやすい方法により市の広報や社会生活上必要な情報を提供します。また、朗読テープのCD化など、デジタル化へも対応します。</p> <p>○点字広報・「声の広報」の発行（障害福祉課） ○朗読データのデジタル化事業新規（障害福祉課） ○音声コードの活用（障害福祉課）</p>
4	社会福祉協議会や地域生活支援センターによる情報提供の充実	<p>市民に身近な地域の福祉情報を提供するため、社会福祉協議会による『地域福祉の情報紙』、柏市地域生活支援センターによる福祉情報紙を発行・配布します。</p> <p>○「地域福祉の情報紙」(『紙ひこうき』)の発行（社会福祉協議会） ○広報誌『「じんけん」ぼん』の発行（福祉活動推進課）</p>

② コミュニケーション支援の充実

障害のある人の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣などのコミュニケーション支援を推進します。また、コミュニケーション支援に携わる奉仕員の養成を充実させます。

	施策・事業	内 容
1	コミュニケーション支援事業の推進	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>○手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣（障害福祉課） ○窓口への手話通訳奉仕員の設置（障害福祉課）</p>
2	奉仕員の養成	<p>手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を開催します。また、要約筆記者養成講座など、より高度な養成講座開催を検討します。</p> <p>○手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員養成講座の開催（障害福祉課） ○要約筆記者養成講座開催新規（障害福祉課）</p>



2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

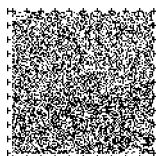
【現状と課題】

障害のある人が地域生活を続けるためには、相談支援体制の充実が重要であり、本市においても長きにわたって様々な取り組みを進めています。

本市では『柏市地域生活支援センター』を開設して市民を対象にした福祉の総合相談支援を行っていますが、平成22年度の柏市総合保健医療福祉施設ウェルネス柏（本書中では以降「ウェルネス柏」と表記します）の完成に伴って同施設内へ移転し、市民の生活の問題に関する相談を、対象者や問題の内容を問わず受け付けることができる福祉の総合相談窓口（総合相談支援）として運営しています。今後は、市内等の福祉関連事業所との連携や施設内における市保健所やこども発達センターとの連携、市の関係各課との連携を深めていき、相談者への支援体制を充実・強化していくことが重要です。また、国では「基幹相談支援センター」を創設していくことを制度改革の中で位置づけており、本市でも設立に向けて検討していきます。

そのほか市内では、社会福祉協議会による「総合相談事業」や「心配ごと相談事業」、家庭児童相談室による相談等事業、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、「障害児等療育支援事業」など様々な相談窓口・事業がありますが、**21年度アンケート調査**の結果では“相談機能を充実させるために必要なこと”として身体、知的、精神障害者調査のいずれにおいても「気軽に話を聞いてもらえる」ことが最も多く挙げられており、常に念頭に置いておく必要があります。相談に関連しては、「**柏市自立支援協議会による提言**」からは「相談しやすい身近な相談先と段階別・障害別の細かなネットワークづくり」が、また「**有識者意見交換会**」からは「人数的確保、システム構築、連携の推進、当事者参加の工夫等による充実」の必要性が言及されています。

そして、相談を適切な援助に結び付けるためには、ケアマネジメントの整備が大変重要となります。ケアマネジメントの体制等に関しては、「**柏市自立支援協議会による提言**」で「個別支援計画を立てる場合も医師等を含めた話し合いの機会はなく、ケアマネジメントができていない。関係者が連絡しあえる環境づくりが必要」という提言があり、「**有識者意見交換会**」においても「各事業担当者による定期的な連絡会、ケアマネジメントについての勉強会の開催」の重要性が指摘されています。ケアマネジメント体制については、基礎調査の中で他の基本目標に関連する場面でも度々その重要性が指摘されており、すべての施策に係る最も重要な課題として認識する必要があります。



【施 策】

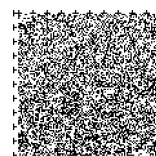
① 相談支援体制の充実

障害のある人や家族・介護者などが、生活上の問題や福祉サービスの利用などについて身近に相談できる窓口を、ライフステージにも配慮しながら充実させます。

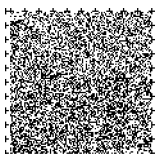
相談事業については、3障害に発達障害や高次脳機能障害等も対象に含めるとともに、専門的な対応についても可能となるよう相談従事者を養成していきます。

また、市役所や「柏市地域生活支援センター」を核として、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉施設、地区社会福祉協議会、子育て支援機関、学校、医療機関、民生委員・児童委員などによる相談支援のネットワークの確立・強化を図ります。

	施策・事業	内 容
1	障害者相談支援事業の実施	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整や援助を行います。また、身近な地域において相談できるよう指定相談支援事業所に相談支援事業を委託して、体制の整備を進めます。 ○障害者相談支援事業（障害福祉課）
2	地域生活支援センター事業の充実	ウェルネス柏内の「柏市地域生活支援センター」で専門の相談員が福祉サービスのコーディネート事業、健康・福祉の総合相談、権利擁護の相談を行い、相談支援機能の充実に努めます。 ○地域生活支援センターにおける総合相談支援（福祉活動推進課）



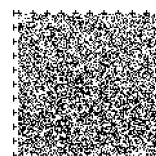
	施策・事業	内 容
3	相談支援体制の充実	<p>社会福祉協議会が実施している「総合相談事業」および「心配ごと相談事業」により市民の相談に対応して問題解決を図るとともに、相談従事者研修会を実施し、相談従事者の資質向上に努めます。</p> <p>家庭児童相談室や関係機関との連携に努め、児童と保護者への適切な対応を推進します。また、「障害児等療育支援事業」による新たな相談支援体制の確立・充実をめざします。</p> <p>相談支援機関のネットワーク構築、相談支援の充実・強化を目的とした「障害者相談支援連絡会」において、ケース検討を実施し、相談支援事業者・機関の連携と相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>また、「障害者基幹相談支援センター」のシステムづくりについて検討していきます。</p> <p>○総合相談事業・心配ごと相談事業（社会福祉協議会） ○相談従事者研修会の開催（社会福祉協議会） ○児童に関する相談への対応（児童育成課） ○「障害者相談支援連絡会」の開催（障害福祉課） ○障害者基幹相談支援センターの設置新規（障害福祉課）</p>
4	専門的体制の強化	<p>保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員を配置し、一般的な相談支援事業に加え困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。</p> <p>また、自立支援協議会において、相談支援事業者等への専門的な指導・助言等を行うなどしていきます。</p> <p>○困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言（障害福祉課） ○自立支援協議会の開催（障害福祉課）</p>



② ケアマネジメントの充実

相談からサービス利用計画の作成まで、一貫した支援の体制を充実します。また、ケアマネジメントを担当する人材の養成・確保を図ります。

	施策・事業	内 容
1	相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実	<p>相談からサービス利用まで一人ひとりの障害特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、適切な人材育成を推進することにより、地域のケアマネジメント体制の充実を図ります。</p> <p>○ケアマネジメント制度の普及啓発（障害福祉課） ○「相談支援専門員」の育成（障害福祉課）</p>
2	ケース検討と情報共有体制の整備	<p>困難ケース等について、多職種によるケース検討を行って情報の共有を図り、支援従事者の資質の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化します。また、自立支援協議会を活用してケース検討の情報を蓄積、共有することにより、地域の課題を明確にし、社会資源の開発へとつなぐ体制を充実・強化します。</p> <p>障害児が被害を受ける要保護ケース等に対しては、「要保護児童対策地域協議会」を活用して効果的な支援を行えるよう努めます。</p> <p>○「要保護児童対策地域協議会」の開催（児童育成課） ○ケースワーカー会議の開催（障害福祉課）</p>
3	サービス利用計画の作成	<p>障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人のために、指定特定相談支援事業所において適切なサービス等利用計画が作成できるよう、提供体制の整備を進めます。</p> <p>○サービス利用計画作成（障害福祉課） ○自立支援協議会や相談支援連絡会を通じた相談支援専門員、関係者のスキルアップ、ネットワークづくり（障害福祉課）</p>
4	地域相談支援の実施	<p>障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している人が、地域での生活に移行するための相談や支援を行います。</p> <p>また、地域での生活に移行した人や、地域での生活に不安がある人に対する相談や支援を行います。</p> <p>○地域移行支援新規（障害福祉課） ○地域定着支援新規（障害福祉課）</p>



3 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

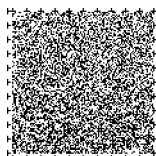
平成16年6月、障害者基本法が改正され、障害のある人への差別や権利利益侵害の禁止が明記されました。その後、千葉県においては同18年10月、全国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、障害のある人についての誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消するための取り組みを進めています。

しかし、本市における**21年度アンケート調査**の結果からは、自由意見欄への記入内容等から依然として障害のある人への差別や偏見が残っていることがうかがわれ、重大な課題の1つとなっています。

一方、国では国際連合による「障害者の権利に関する条約」の批准をめざしており、そのための国内法整備の一環等として、平成23年6月に「障害者虐待防止法」（*通称）を制定しています。この法律の成立によって、障害のある人への虐待防止等の取り組みに児童や高齢者のものと同様の法的根拠が与えられました。市町村は、平成24年10月から「障害者虐待防止センター」を設置して、障害のある人への虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動などを行うこととされています。

国ではその他、同22年12月の整備法によりそれまでは地域生活支援事業の「任意事業」であった「成年後見制度利用支援事業」が「必須事業」に変更され、さらに同23年8月には障害者基本法についても、一部改正が行われ、障害のある人の人権に関する表現がより強化されています。

障害のある人の権利擁護のための制度や体制に関連して、「有識者意見交換会」から「市民後見人の育成・しくみづくり」と「金銭管理を必要とする人への支援としての日常生活支援事業の強化・拡充」の必要性が、課題として挙げられました。

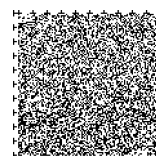


【施 策】

① 権利擁護体制の確立・強化

地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」、社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」など障害のある人の権利を守り、自己選択や金銭管理等を支援する事業について、本人や家族にわかりやすく情報提供することで周知を図り、利用を促進します。あわせて、成年後見事業（法人後見、市民後見）の実施について、検討を進めます。

	施策・事業	内 容
1	成年後見制度利用支援事業の推進	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続きに関する支援を行います。また、成年後見制度の申し立てに要する諸経費の助成を行います。 ○成年後見制度利用支援事業（障害福祉課） ○成年後見人等報酬助成（障害福祉課）
2	「成年後見センター」の利用促進	高齢者や障害のある人の意思能力や生活状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供していきます。 ○かしわ成年後見センター事業（社会福祉協議会）
3	日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人のサービス利用、金銭の管理などに関する様々な相談や支援を手助けする事業を行います。 ○日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

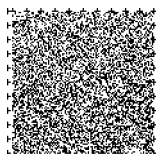


② 虐待防止体制の確立

障害のある人への虐待を防止するため、社会福祉士など専門的知識を有する職員を配置した「障害者虐待防止センター」を設置して、障害者虐待防止体制を確立します。

また、福祉サービス現場における障害のある人の権利の侵害を防止するため、「健康福祉サービス向上システム」の活用等によって利用者からの苦情、要望等を把握し、対応を進めます。

	施策・事業	内 容
1	「障害者虐待防止センター」を中心とした虐待防止対策の推進	<p>障害者虐待の窓口等となる「障害者虐待防止センター」を設置して、虐待相談・通知の受付、虐待を受けた人の保護を行うとともに、擁護者への支援や、必要に応じて居宅等への立ち入り調査をするなど、虐待防止に必要な様々な対策を講じます。</p> <p>また、権利擁護に関する専門的知識等を有し、専門的に従事する職員の確保に努めるとともに、研修などを通じて人材を育成し、体制強化を推進します。</p> <p>さらに、保護者や施設職員等に対して、虐待についての意識を高める研修を実施します。</p> <p>○「障害者虐待防止センター」の設置新規（障害福祉課） ○虐待防止に関する勉強会の実施新規（障害福祉課）</p>
2	福祉サービスの質の向上	<p>障害のある人が安心してサービスを利用できるよう「健康福祉サービス向上システム」を推進していくとともに、第三者評価システムなどを導入し、サービスの質の向上を図ります。また、障害のある人への虐待防止支援策について検討を進めるため、実態の把握に努めます。</p> <p>○「健康福祉サービス向上システム」の運用（保健福祉総務課） ○「要保護児童対策地域協議会」の開催再掲（児童育成課）</p>



第3節 暮らしを支えるサービスの充実

- ・障害のある人が住み慣れた地域で安心して快適に生活できるよう、日常生活の支援と「居住の場」の確保を推進します。
- ・自立した生活が営めるよう、経済的支援の充実を図ります。

〔基礎調査から〕

＜「21年度アンケート調査」の結果から＞

○今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策

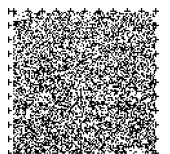
	身体障害者 (総数：667)	知的障害者 (総数：372)	精神障害者 (総数：346)	障害児 (総数：193)
	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合	選択肢・回答割合
第1位	保健・医療サービスの充実 44.4%	入所施設の充実 40.1%	経済的な援助の充実 45.4%	学校教育の充実 62.7%
第2位	段差の解消やエレベーターの設置などバリアのないまちづくり 35.5%	経済的な援助の充実 37.9%	保健・医療サービスの充実 43.4%	働く機会の充実 55.4%
第3位	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 31.0%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 37.1%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 40.8%	保育・療育の充実 53.4%

＜「柏市自立支援協議会による提言」から＞

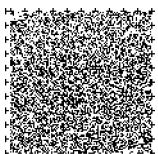
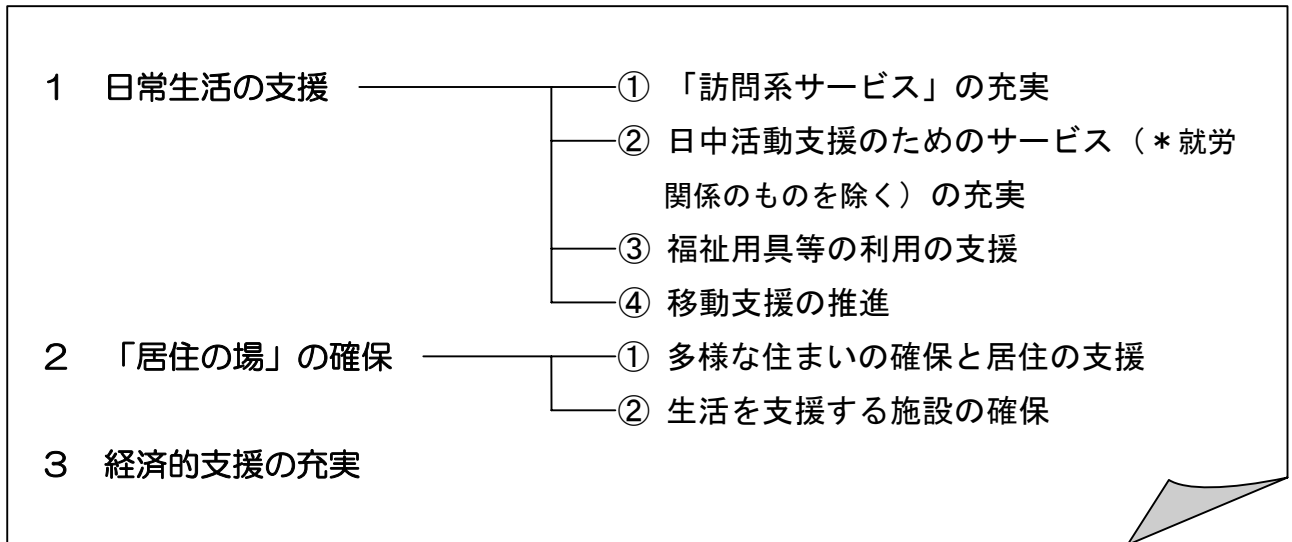
- ・ケアホーム、グループホームと限定せずに、生活ホーム、入所施設等、現行制度すべてについて確保充実を図ることが必要。

＜「有識者意見交換会」から＞

- ・入院・入所者の地域移行の体制整備。
- ・相談から支援への一体的な提供が必要。
- ・地域生活を包括的に支援するためのコーディネーター的な存在が必要。



〔体系図〕



1 日常生活の支援

【現状と課題】

障害のある人が、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して、安心・快適な暮らしを続けるためには、多様な「居住（住まい）の場」と一人ひとりの状況に応じて提供される「訪問系」のサービス、および「日中活動の場」とそこでの活動の充実が必要な要素です。

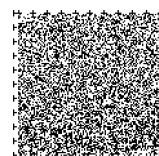
それらのうち、訪問系のサービスと日中活動の場のサービスに関しては、**21年度アンケート調査**の結果で、“今後利用したいサービス”として身体障害者では「居宅介護」と「外出介護」、知的障害者では「短期入所」と「外出介護」、精神障害者では「自立訓練（生活訓練）」がそれぞれ多く挙げられており、障害種別によりニーズに違いのあることがうかがえます。

また、**21年度アンケート調査**の結果では、身体障害者で「介助を必要とする」とした48.1%の人のうちほぼ75%が、介助が必要な項目として「外出」を挙げており、移動支援の必要性、サービスの重要性が高いことが分かります。

「**柏市自立支援協議会による提言**」では、「親亡き後のことが心配。地域で見守る体制が必要」との指摘があり、**団体ヒアリング**からは「親が倒れたときや冠婚葬祭時に短期で生活できる場所（市内にない）が欲しい。」「日中一時預かりの施設が不足。緊急対応が可能な枠の確保が必要」という意見が示されています。

これまで、「児童デイサービス」は障害者自立支援法の「日中活動系サービス」の1つとして、「障害児通園施設」は児童福祉法の施設として位置づけられてきましたが、平成22年12月の整備法により、平成24年度から障害児の通所支援制度は児童福祉法に一元化されることになりました。

また、重度視覚障害者（児）の移動の際の支援については、外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」が新たに訪問系サービスの1つに位置づけられて、平成23年10月1日から給付されています。



【施 策】

① 「訪問系サービス」の充実

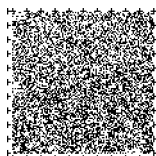
障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、主に居宅において提供されるサービスの充実を図ります。

	施策・事業	内 容
1	ホームヘルプサービスの充実	「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスが的確に提供されて障害のある人が安心して自立生活を送れるよう、事業者の参入の促進に努めるとともにサービスの質の確保・向上を図ります。 入浴が困難な身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。 ○居宅介護（障害福祉課） ○重度訪問介護（障害福祉課） ○行動援護（障害福祉課） ○重度障害者等包括支援（障害福祉課） ○訪問入浴サービス（障害福祉課）

② 日中活動支援のためのサービス（*就労関係のものを除く）の充実

障害のある人の「日中活動の場」の確保と、そこで提供される各種サービスの充実などを図ります。

	施策・事業	内 容
1	各種サービスの充実	指定障害福祉サービスの「日中活動系サービス」（「生活介護」「療養介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「短期入所（ショートステイ）」の各サービス）や、地域生活支援事業の「地域活動支援センター事業」、「日中一時支援事業」の充実に努め、主に施設において提供される、障害のある人に対する日中活動の場の支援を推進します。 介護者の病気・出産・事故等によって、一時的に障害のある人の介護ができなくなったときに、その介護を委託した際の費用を助成します。

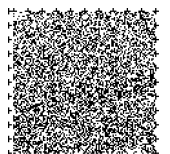


		<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護（障害福祉課） ○療養介護（障害福祉課） ○療養介護医療費（障害福祉課） ○自立訓練（機能訓練）（障害福祉課） ○自立訓練（生活訓練）（障害福祉課） ○短期入所（ショートステイ）（障害福祉課） ○地域活動支援センター事業（障害福祉課） ○日中一時支援事業（障害福祉課） ○一時介護委託料助成事業（障害福祉課）
2	更生訓練費の支給	<p>「自立訓練」または「就労移行支援」事業を利用している人に、社会復帰の促進を目的に更生訓練費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更生訓練費の支給（障害福祉課）
3	多機能施設への支援	<p>利用者のニーズに沿ってサービス事業を複合的に展開していけるよう、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など日中活動系のサービスについて複数のサービスを組み合わせて提供する「多機能型」施設の整備を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設改造等補助（障害福祉課）

③ 福祉用具等の利用の支援

日常生活動作を補完する「補装具」や「日常生活用具」にかかる費用の助成を行います。

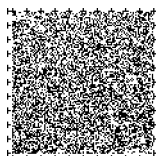
	施策・事業	内容
1	補装具費の支給	<p>障害の部位を補うことや機能低下・変形への対応などを目的として、補装具の購入や修理に要する費用の一部または全部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補装具費の支給（障害福祉課）
2	日常生活用具費の助成	<p>日常生活上の便宜を図るため介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具などを購入する際に、費用の一部または全部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活用具費の助成（障害福祉課）



④ 移動支援の推進

障害のある人の外出に必要な支援を充実させるとともに、その生活に必要な移動の手段として、福祉タクシー利用券の交付、自家用自動車燃料費の助成、施設通所交通費助成、送迎サービス、福祉カーの貸し出し等の支援を行います。

	施策・事業	内 容
1	「外出介護（移動支援）」事業の推進	<p>屋外での移動が困難な、障害のある人の社会生活上必要な外出や、余暇活動等の社会参加としての外出の際に、移動を支援します。</p> <p>○外出介護（移動支援事業）（障害福祉課）</p>
2	自動車運転免許取得・改造費の助成	<p>身体障害者の社会参加を促進するために、運転免許の取得や自動車の改造に要した経費の一部を助成します。</p> <p>○自動車運転免許取得・改造費助成事業（障害福祉課）</p>
3	福祉タクシー料金の助成等	<p>障害のある人の日常生活の移動負担を軽減するため、福祉タクシー利用券の支給や自家用自動車の燃料費助成、施設通所交通費の助成等を行います。</p> <p>○福祉タクシー料金助成事業（障害福祉課） ○自家用自動車燃料費助成事業（障害福祉課） ○施設通所交通費助成事業（障害福祉課）</p>
4	送迎サービスと福祉カーの貸し出し	<p>送迎サービス『こらくだくん』について、運用体制の見直しを図りつつサービスを継続します。また、関係団体等と連携を図り、従事者の育成、研修会の実施等、福祉有償運送団体への支援を行います。</p> <p>福祉カー（リフトつきワゴン車）の貸し出しを実施します。</p> <p>○送迎サービス（『こらくだくん』）（社会福祉協議会） ○福祉有償運送団体への支援（社会福祉協議会） ○福祉カー（リフトつきワゴン車）の貸し出し（障害福祉課）</p>
5	「同行援護」の実施	<p>重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」のサービスを実施します。</p> <p>○同行援護 新規（障害福祉課）</p>



2 「居住の場」の確保

【現状と課題】

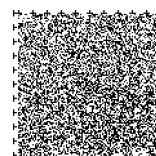
「居住（住まい）の場」に関しては、「柏市自立支援協議会による提言」（くらし専門部会）からは、「ケアホーム、グループホームと限定せずに、生活ホーム、入所施設等、現行制度すべてについて確保充実を図る」ことの必要性が挙げられており、「有識者意見交換会」からは、「グループホーム・ケアホームおよびひとり暮らし、入所施設等、多様な生活の場の必要性、生活の場として機能できるような人的配備や制度整備が必要」というニーズが挙げられています。

障害のある人が地域で暮らすためには、グループホーム・ケアホーム整備の重要性や、「生活の場」として機能できるような人的配備・制度整備の必要性が指摘される一方で、障害のある人の高齢化などに伴い、入所施設の必要性についても併せて指摘されていることが分かります。21年度アンケート調査の結果で“今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策”について、知的障害者では「入所施設の充実」が最も多くなっています。

障害のある人の地域生活移行を進めていくことを目標とする一方で、必要な方に対しては、今後も施設による支援を継続していくことが求められています。

施設による支援に関連して、「有識者意見交換会」から、「強度行動障害、重心など重篤な障害者のための施設整備の推進」の重要性が指摘されました。

施設にはさらに、地域で暮らす障害のある人の生活支援や、緊急時における対応など、地域生活をバックアップする“拠点施設”としての役割が求められています。



【施 策】

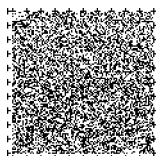
① 多様な住まいの確保と居住の支援

グループホームやケアホームなど、障害のある人が自立した地域生活をめざすために必要な「生活の場」「居住の場」を確保し、その運営を支援します。

また、障害のある人の地域における自立を支える機能の充実を図ります。

さらに、居住環境の改善に際して住宅改修費の助成を行います。

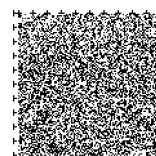
	施策・事業	内 容
1	グループホームなどへの支援	<p>障害のある人の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム、ケアホーム等の設置に関し、支援に努めます。また、障害のある人の入居支援を継続的に行います。</p> <p>また、グループホームよりも少人数規模で知的障害者の居住にきめ細かく対応するため、知的障害者生活ホームの運営を支援します。</p> <p>○共同生活援助（グループホーム）（障害福祉課） ○共同生活介護（ケアホーム）（障害福祉課） ○ケアホーム／グループホーム家賃補助事業（障害福祉課） ○知的障害者生活ホーム（障害福祉課）</p>
2	施設入所者への支援	<p>真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。</p> <p>○施設入所支援（夜間ケア等）（障害福祉課）</p>
3	居宅生活動作補助具費の助成	<p>日常生活を営む上で著しく支障のある人が住環境の改善を行う場合に、居宅生活動作補助具の購入費および改修費の一部または全部を助成します。</p> <p>○居宅生活動作補助具費の助成（障害福祉課）</p>
4	住宅改修費の助成	<p>身体障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修にかかる費用を助成します。</p> <p>○住宅改修費の助成（障害福祉課）</p>



② 生活を支援する施設の整備

必要に応じて、障害のある人の地域における自立を支える機能を保ちつつ、新たな入所施設等の整備を進めます。

	施策・事業	内 容
1	新たな入所施設等の整備	<p>入所施設等の整備については、利用者ニーズや事業者の意向を踏まえ、国に対して協議を申し入れていきます。</p> <p>医療型障害児入所施設について、県および東葛5市との協議の上、整備を進めていきます。</p> <p>また、強度行動障害者等に対する施設の必要性について検討し、地域生活を担う役割をもつ施設として整備を図っていきます。</p> <p>○医療型障害児入所施設の整備新規（障害福祉課）</p> <p>○強度行動障害者施設の整備新規（障害福祉課）</p>



3 経済的支援の充実

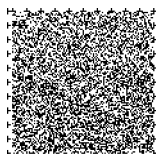
【現状と課題】

21年度アンケート調査において、“地域で自立するために必要な条件”について質問した結果は次の表のとおりとなっており、いずれの障害でも「生活費の保障」が最も多い回答であったことが分かります。経済的支援の充実は、障害のある人が地域において自立生活を実現するための最も重要な基盤の1つとして考えられていることがうかがえます。

	身体障害者（総数：667）		知的障害者（総数：372）		精神障害者（総数：346）	
1位	生活費の保障	39.0%	生活費の保障	39.2%	生活費の保障	52.6%
2位	同居して世話してくれる家族	26.5%	いつでも利用できる自宅以外の居場所	28.5%	働く場	38.7%
3位	いつでも利用できる自宅以外の居場所	17.2%	同居して世話をしてくれる家族	22.8%	住居の保障	28.9%

障害のある人本人やその世帯の経済的な負担を軽減するため、「福祉手当」の支給が重要になっていますが、原則として重度障害者（知的障害者は中度まで）に支給している「福祉手当」は、障害程度のみを指標として収入にかかわらず均等に支給されており、家庭の経済状況を勘案して支給するシステムへの転換などについて市の「集中改革プラン」の議題に上り議論が行われました。重要な障害者サービスの1つでもあることから改正は見送られましたが、今後は重複制度の見直しも併せて検討していく必要があります。

また、本市では国の負担軽減策に加えて、地域生活支援事業についても市独自の軽減策を行ってきていますが、地域における自立生活の実現に向け、経済的支援諸制度の周知と利用の促進に努めていく必要があります。



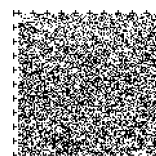
【施 策】

① 経済的支援策の推進

障害のある人本人やその世帯の経済的な負担を軽減するため、「福祉手当」の支給を継続するとともに、重複制度の見直しも併せて検討していきます。

また、地域生活支援事業の利用に対する市独自の負担軽減策を継続していきます。

	施策・事業	内 容
1	「福祉手当」の支給	原則として重度障害者（知的障害者は中度まで）に支給している「福祉手当」の支給を継続するとともに、家庭の経済状況に応じた見直しも併せて検討していきます。 ○福祉手当の支給（障害福祉課）
2	市独自の負担軽減策の継続	国の負担軽減策に加え、地域生活支援事業に対する市独自の軽減策についても、介護給付費の負担軽減策の動向をみながら継続していきます。 ○定率負担に対する負担軽減策の実施（障害福祉課）



第4節 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

- ・誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、障害のある人の就労を支援するとともに、雇用の確保に努めます。
- ・地域における学習・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など、障害のある人の参加と交流の場の充実を図ります。

〔基礎調査から〕

＜「柏市自立支援協議会による提言」から＞

- ・人材育成のシステムづくり…就労支援ノウハウの蓄積だけではなく、人材育成のシステムをつくる必要がある。
- ・職業訓練を効果的に実施するため、市の事業として様々な障害種別に対応できる自立支援法外の訓練機関を設置することが必要。

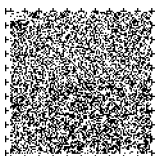
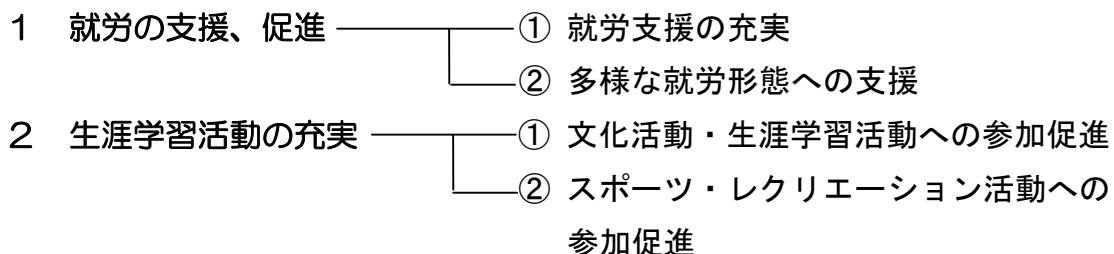
＜団体ヒアリングから＞

- ・作業所の工賃が低すぎる。企業からの業務委託を受けて作業所で働くという形態も要検討。
- ・余暇活動する場所がなく、心をほぐす場所がないのは問題。
- ・広域的なスポーツ大会などで社協や地区社協による人的支援が必要。

＜「有識者意見交換会」から＞

- ・訓練の場所が不足。さらに移動支援、定着支援も必要。
- ・今後の「グループ就労」・「施設外就労」増加への支援が必要。
- ・ある程度の工賃を支払える日中活動の場の確保が重要。

〔体系図〕



1 就労の支援、促進

【現状と課題】

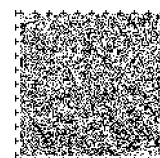
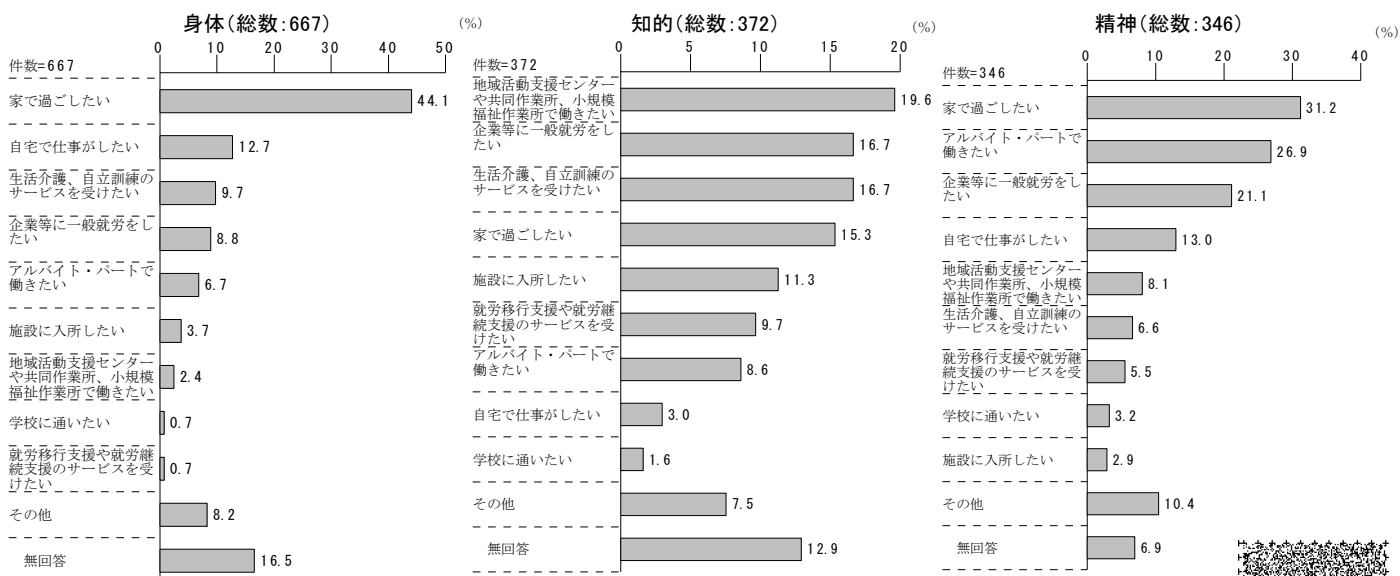
「就労」することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、「社会参加」の最たるものの一つであるとも言え、障害者自立支援法およびそれに基づく国の「基本的指針」などの中においても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項として位置づけられてきました。

市では、平成23年4月に「障害福祉就労支援センター」を開設し、「就労相談事業」を開始しました。今後、市直営のメリットを生かして、関係機関と連携しながら就労相談から定着支援まで一貫した支援を行う体制を確立していきます。

「有識者意見交換会」からは、「本人と適切なサービスをマッチングする相談機関が必要」「就労の継続には家庭の支援が大事であり、それを支える生活支援ワーカーの充実が必要」「精神障害者の就労先が少ないため、企業への働きかけが必要」といったニーズが指摘されていますが、これらへの対応・解決が期待されます。

就労の形態のうち、いわゆる“福祉的就労”については、「柏市自立支援協議会による提言」で「官公需の発注促進の検討」と「企業や業務発注先と施設を結ぶコーディネーターの設置と、県や国の施策との連携強化」が提言されており、**団体ヒアリング**における「現在、作業所の工賃が低すぎる。企業からの業務委託を受けて作業所で働くという形態も要検討。」との指摘や、「有識者意見交換会」における「ある程度の工賃を支払える日中活動の場の確保」の必要性を述べた意見とも趣旨が共通しています。

21年度アンケート調査における“今後望む日中活動”についての設問の結果は下記のグラフのとおりであり、知的障害者は第1、2位にそれぞれ「福祉的就労」、「一般就労」の希望が入り、身体障害者は「家で過ごしたい」に次いで「在宅ワーク」に対する希望が、精神障害者も「家で過ごしたい」に次いで「一般就労」の選択肢が続いており、就労へのニーズが多いことがうかがえる結果となっています。



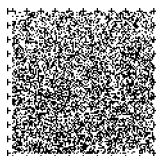
【施 策】

① 就労支援の充実

「障害福祉就労支援センター」を中核に関係機関が連携して、就労相談をはじめさまざまな支援を行います。その一環として、柏市が独自に実施している雇用促進制度（「障害者職場適応支援事業」など）を推進します。

また、障害者雇用の受け皿となる一般企業や公的機関に、積極的な働きかけを行っていきます。

	施策・事業	内 容
1	就労相談窓口の充実	市内の「障害者就業・生活支援センター」や就労移行支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携を図りながら、就労に関する相談、職業適性に関する評価、就職に向けての訓練、企業支援、雇用後の支援等、一体的な支援を行っていきます。 ○就労相談事業（障害福祉就労支援センター） ○相談支援事業（障害福祉課） ○ハローワークなどとの連携による相談窓口の情報提供（商工振興課）
2	就職面接会の実施支援など	公共職業安定所（ハローワーク）が主催する「障害者雇用促進就職面接会」の実施に向けた支援を行います。また、千葉県、関係機関などが行う多様な職業訓練について情報提供し、参加を促進していきます。 ○「障害者雇用促進就職面接会」の実施支援（商工振興課）
3	「就労移行支援」事業の推進	「就労移行支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。 ○就労移行支援（障害福祉課、障害福祉就労支援センター）
4	市独自の雇用促進制度の推進	障害のある人の企業への雇用定着を支援するため、「障害者職場適応支援事業」など「障害福祉就労支援センター」の諸事業の充実を図っていきます。 ○職業能力評価事業 新規 （障害福祉就労支援センター） ○職業準備訓練事業 新規 （障害福祉就労支援センター） ○就職活動支援事業 新規 （障害福祉就労支援センター） ○定着支援事業（障害福祉就労支援センター） ○企業支援事業 新規 （障害福祉就労支援センター）

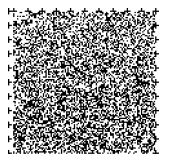


5	公的機関における 障害者雇用の 推進・促進	採用にあたって、公的機関における「障害者雇用率」を遵守していきます。また、採用した職員の適正配置に努めます。 ○公的機関での障害者雇用（人事課）
6	一般企業等における 障害者雇用の促 進	障害のある人の雇用拡充について、関係機関と連携して民間企業に働きかけるとともに、障害のある人を雇用する企業に「心身障害者雇用促進奨励金」を交付し、障害者雇用・定着を支援・促進します。 ○市内事業所への障害者雇用についての働きかけ（商工振興課、障害福祉就労支援センター） ○心身障害者雇用促進奨励補助（商工振興課）

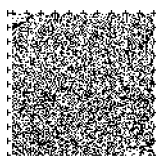
② 多様な就労形態への支援

「就労継続支援（A・B型）」事業の推進や創作的活動や生産活動の機会の充実を図るため、地域活動支援センター等に財政的な支援を行います。また、障害者支援施設等について、市役所や民間企業からの受注拡大に努めていきます。

	施策・事業	内 容
1	「就労継続支援」 事業の推進	「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。 ○就労継続支援（A型）（障害福祉課） ○就労継続支援（B型）（障害福祉課）
2	地域活動支援セン ターの支援	地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会を提供し、障害のある人の社会参加、交流促進等を図る「地域活動支援センター」に財政的な支援を行うとともに、補助金の適正かつ有効な運用について指導を継続していきます。 ○地域活動支援センター事業（障害福祉課）
3	庁内発注業務の拡 大	庁内の各部署に対して、障害者支援施設で製作された物品の購入を働きかけるとともに、役務の提供についても、障害者支援施設等に委託できる庁内業務の把握に努め、情報提供や働きかけを行い、契約・業務発注の拡大を図っていきます。 ○庁内業務発注の拡大（障害福祉就労支援センター）



	施策・事業	内 容
4	民間企業からの受注業務の拡大と調整	<p>千葉県、千葉市、船橋市との協力の下で、千葉県障害者就労事業振興センターへの委託を通じ、障害者支援施設等の民間事業者からの受注の拡大を図っていきます。</p> <p>○千葉県障害者就労事業振興センターへの支援（障害福祉就労支援センター）</p>
5	「福祉ショップ」の開設	<p>教育福祉会館、リフレッシュプラザ柏、沼南支所、中央体育館、ウェルネス柏に「福祉ショップ」を開設し、その管理運営を障害者団体が行うことで、軽食や物品の販売などを通じて、障害のある人の雇用創出や職業訓練を図ります。</p> <p>同時に、来訪者に「福祉ショップ」を利用してもらうことで、障害のある人との交流の促進と福祉意識の向上を図ります。</p> <p>○福祉ショップの開設および管理運営（福祉活動推進課、公園管理課、スポーツ課）</p>



2 生涯学習活動の充実

【現状と課題】

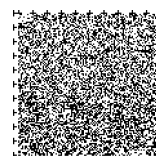
人の“生活の質”を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の温もりなどに触れる“余暇活動”は、重要な役割を果たします。

その人自身が参加への意欲を持つとともに、すべての人が参加できるような環境づくりを進めることが重要な要件と言えます。すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援等が必要です。

本市では、「市民講座」における手話通訳奉仕員等の派遣や、公民館の学習環境整備としての点字ブロック、スロープ、エレベーター、身体障害者用トイレ（オストメイト対応型を含む）、車いす設置用可動式席（講堂）の設置などの取り組みを進めていますが、**団体ヒアリング**では「余暇活動する場所がなく、心をほぐす場所がないのは問題」といった意見が示されており、障害のある人の身近な地域に、そうした場を確保できるような取り組みについても実施していく必要があります。また、障害のある人の自主活動は、身体機能の維持と社会参加につながり、非常に重要であるため、今後も継続して支援を行っていく必要があります。

障害のある人が健康の維持・増進を図る上で、スポーツの果たす役割は重要なものです。また、生涯学習の観点からも、スポーツを通じた交流が生まれ、達成感や自信が得られることによって、“生活の質”の向上が図れるという効果があります。

市では、障害のある人の体力維持、交流、余暇および障害者スポーツの普及のための各種スポーツ・レクリエーション教室の開催に取り組み、自主サークルができるなどの成果があがっています。しかし、施設のバリアフリー化や障害者スポーツ種目用の備品・関連機材についての整備がまだ行き届いてはいないという課題があります。加えて、障害のある人が身近な地域でスポーツ等に親しめるよう、その活動を支える指導員（一定の専門知識を持った人材）も必要となっています。また、**団体ヒアリング**では「広域的なスポーツ大会などで社協や地区社協による人的支援が必要」という意見が提示されており、今後の検討課題となります。



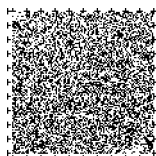
【施 策】

① 文化活動・生涯学習活動への参加促進

「市民講座」へ障害のある人が参加しやすくなるよう手話通訳奉仕員等の派遣を進めるとともに、バリアフリー化など施設面の整備も推進します。

また、「生活訓練等事業」として、障害のある人を対象とする各種講座を開催していきます。

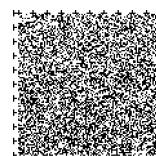
	施策・事業	内 容
1	各種講座等への参加の促進	<p>「市民講座」において、手話通訳奉仕員等の派遣を 図るとともに、磁気ループ機器などコミュニケーション 支援機器の導入や障害のある人に配慮した施設整備 を推進し、障害のある人が各種講座等に安心して参加 できる環境づくりを進めます。</p> <p>○障害のある人が各種講座等に安心して参加できる環境づ くり（公民館、障害福祉課）</p>
2	生活訓練等事業の実施	<p>障害のある人が残存する能力や適性に応じ、自立し た日常生活が送れるよう生活訓練（リハビリ）等の各 種事業を行います。</p> <p>○リハビリ倶楽部ステップ事業（障害福祉就労支援センタ ー） ○神経難病患者・家族交流会（障害福祉就労支援センター） ○失語症患者交流会事業（障害福祉就労支援センター） ○リハビリ訪問相談（障害福祉就労支援センター） ○高次脳機能障害支援再掲（障害福祉就労支援センター） ○中途視覚障害者自立更生支援事業（障害福祉就労支援セン ター） ○聴覚障害者手話講習会（障害福祉就労支援センター）</p>
3	自主サークルなどの活動の支援	<p>障害当事者等が自主的に行う文化活動・学習活動を 支援するため、活動場所を提供します。</p> <p>○自主サークルへの支援（障害福祉就労支援センター）</p>



② スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障害のある人が気軽に参加できるスポーツ、またはレクリエーションの活動の場を開催するとともに、障害のある人による自主的な活動を支援します。

	施策・事業	内 容
1	気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを通して障害のない人と障害のある人たちとのスポーツ交流などを目的としたイベント『みんなで楽しむニュースポーツまつり』を柏市スポーツ推進委員協議会とともに実施します。 ○みんなで楽しむニュースポーツまつり（スポーツ課）
2	自主活動への支援	「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援やスポーツを行うための活動場所の提供などを通じて、障害のある人の主体的なスポーツ・レクリエーション活動を支援します。 ○「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援（障害福祉就労支援センター） ○スポーツを行う障害者団体への活動場所の提供（障害福祉就労支援センター）
3	小学校体育の授業サポート	小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、体育授業の質を高めるため運動指導のスキル向上を図ることで、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育んでいきます。 ○小学校体育の授業サポート事業（指導課）



第5節 子どもの成長への支援

- ・ 障害の状況や本人、家族のニーズに応じ、乳幼児期から学齢期まで子どもの成長過程に対応して、切れ目のない適切な支援を行えるよう、障害児の保健・療育・教育実施の体制を充実させます。
- ・ 子どもの育ちの特性に応じて、身近な地域で家族を含めた支援を進めます。

〔基礎調査から〕

＜「21年度アンケート調査」の結果から＞

○今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策

	第1位	第2位	第3位
障害児 (総数：193)	学校教育の充実	働く機会の充実	保育・療育の充実
選択肢・回答割合	62.7%	55.4%	53.4%

＜「柏市自立支援協議会による提言」から＞

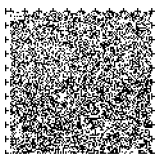
- ・ 施策の基本視点として、①ライフステージの切れ目のない一貫した支援、②身近な地域・場での子どもと家族への支援、③子どもの育ちの特性に応じた発達支援、が必要。
- ・ ライフステージごとに専門機関に結びつけることができるケアマネジャーが必要。
- ・ 障害児を支援するには、子どもを育てる親へのサポートが必要。
- ・ 早期発見・早期療育発達支援の体制の確立。

＜「有識者意見交換会」から＞

- ・ 家庭機能充実のため、親教育、家庭支援等の検討が必要。
- ・ 虐待への対応や保育園の問題について検討が必要。
- ・ 児童デイサービスが少ない。「長時間」「夜間」「移動支援」等のニーズも高い。

〔体系図〕

- | | | |
|--------------------------|---|-------------------|
| 1 保健・療育等の充実 | — | ① 障害の早期発見・早期療育 |
| | — | ② 障害児保育の充実 |
| 2 学齢期への支援の充実
(含む学校教育) | — | ① 療育・相談事業、学校教育の充実 |
| | — | ② 放課後支援の充実 |



1 保健・療育等の充実

【現状と課題】

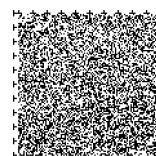
「子どもの成長への支援」に関して、「柏市自立支援協議会による提言」（くらし専門部会こどもグループ）で、「施策の基本視点として、①ライフステージの切れ目のない一貫した支援、②身近な地域・場での子どもと家族への支援、③子どもの育ちの特性に応じた発達支援、が必要」という提言が行われています。

そうしたニーズを背景に、市では平成22年4月に『柏市こども発達センター』を開設し、知的障害児通園施設「柏市立十余二学園」、肢体不自由児通園施設「柏市立柏育成園」、「こどぼの相談室」などの機能を統合して運営を開始しました。同センターの開設により、発育や発達に不安や心配のある子どもに関する相談・支援の拠点ができましたが、今後も専門職スタッフの拡充など、事業の充実を図っていくことが必要です。また、平成22年度に設置した柏市障害者自立支援協議会内に「こども部会」を設置し、平成23年度には、こども部会内に「早期支援担当者会議」と「事業者支援担当者会議」を設置しました。

障害児を受け入れている市内の保育園や幼稚園への支援については、保育園巡回支援、幼稚園巡回支援によって園の障害児担当保育士等への支援・相談を実施するとともに、保護者と在籍園の同意が得られたケースに関しては、訪問療育支援によってセンター職員や障害児等療育支援事業受託事業所職員が園を訪問する形による児童への直接支援も実施しています。

また、「柏市自立支援協議会による提言」では、「障害児を支援するには、子どもを育てる親へのサポートが必要」という課題も指摘されており、関連して「有識者意見交換会」からは、「家庭機能充実のため、親教育、家庭支援等の検討が必要」や「虐待への対応や保育園の問題について検討が必要」という意見が示されています。

平成22年12月の整備法の制定によって、各種障害児事業や施設について障害者自立支援法と児童福祉法の枠組みを超えた変更があり、障害児通所支援と障害児入所支援として、児童福祉法に基づく支援に一元化されました。また、“障害者の範囲”に「発達障害者」を含めることが法的に定められたことなどを受け、発達障害の早期発見・相談・支援と家族支援の体制の整備を推進していくことも、より重要な課題の1つとなっています。

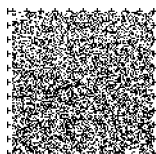


【施 策】

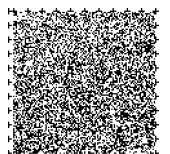
① 障害の早期発見・早期療育

母子保健事業（健康診査等）を推進し、疾病や障害の早期発見に努めます。また、児童発達支援を実施する事業所への支援を推進するとともに、こども発達センターにおいては、療育を担当する体制を充実させて適切な支援を適切な頻度で提供できる職員体制を構築し、療育支援事業や保育園・幼稚園支援の充実を図るとともに、発達障害のある人およびその家族を支援する体制の整備を進めます。

	施策・事業	内 容
1	母子保健事業の充実	<p>疾病の予防と早期発見、障害の早期発見等のため、妊婦・乳幼児健康診査、未熟児相談、1歳6か月児健康診査事後指導（『ひよこルーム』）、発達相談など、周産期・乳幼児期の母子保健対策を充実させます。</p> <p>○周産期・乳幼児期の母子保健対策の充実（地域健康づくり課）</p>
2	療育支援事業の充実	<p>児童発達支援を行っている障害児通所支援事業所への支援を推進します。</p> <p>また、こども発達センターにおいて、療育を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種療育支援事業の充実を図ります。</p> <p>さらに、民間事業所との連携を強化し、利用者の利便性の向上を目指します。</p> <p>○児童発達支援（障害福祉課）</p> <p>○療育相談事業・コーディネート機能の強化（こども発達センター）</p> <p>○集団支援事業『いちごルーム』『りんごルーム』の拡充（こども発達センター）</p> <p>○専門職による個別支援事業の拡充（こども発達センター）</p> <p>○児童発達支援センター『キッズルームひまわり』（こども発達センター）</p> <p>○児童発達支援センター『キッズルームこすもす』（こども発達センター）</p> <p>○民間事業所との連携強化（こども発達センター）</p>



3	保育園・幼稚園等 支援の充実	<p>障害児を受け入れている保育園・幼稚園等の職員に『キッズルームひまわり』、『同こすもす』の療育場面を公開し、障害児に対する理解の啓発に努めます。</p> <p>保育所や幼稚園の障害児に対する支援能力を高めるために、児童への直接支援やスタッフ支援を行う「保育所等訪問支援」と、相談支援事業やスタッフ支援を行う「障害児等療育支援事業」で連携をとりながら巡回指導を行います。</p> <p>○公開療育の実施・拡大（こども発達センター） ○保育所等訪問支援（こども発達センター） ○障害児等療育支援事業（保育課・こども発達センター）</p>
4	発達障害の早期発見・相談・支援と 家族支援の体制の 整備	<p>発育・発達の気になる子どもと保護者に、児童精神科医、保健師等による「発達支援相談」を実施し、早期発見と支援を行います。</p> <p>また、保護者等に対する養育・子育て支援機能の充実を図ります。</p> <p>さらに、ライフステージを通して一貫した支援のために関係機関との連携による支援を行う体制の整備を推進します。</p> <p>○発達障害に関する体制整備（地域健康づくり課）</p>

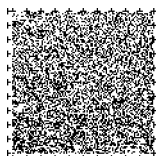


② 障害児保育の充実

市内の保育園・幼稚園における障害児受け入れの体制を確保するとともに、保育相談を行います。

また、保育園・幼稚園等から学齢期への“橋渡し”がスムーズになるよう、「幼保小連絡協議会」等による関係機関間の連携をいっそう強化していきます。

	施策・事業	内 容
1	統合保育の推進	<p>市内保育園が他機関との連携を図ることによって、障害のある児童の受け入れ体制の充実を図り、障害の有無にかかわらず保育を受けることのできる「統合保育」を推進します。</p> <p>○統合保育の推進（保育課）</p>
2	保育相談の充実	<p>保育園において保育相談を実施し、必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。</p> <p>○保育園における保育相談（保育課）</p>
3	関係機関との連携の強化	<p>幼稚園・保育園・療育機関に通園している障害児一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、関係者間の情報や認識を共有し、就学先での教育支援への円滑な移行を図ります。また、小学校の特別支援学級への入学が予定される児童については、保護者と園・療育機関との協力のもと「就学移行支援計画」を作成して、入学予定校の特別支援学級担任と個別の引き継ぎを行い、入学後の支援にいかします。</p> <p>○幼保小連絡協議会の開催（教育研究所） ○幼保小連携研究委員会による調査研究（教育研究所） ○乳幼児保健懇話会の開催（教育研究所）</p>



2 学齢期への支援の充実（含む学校教育）

【現状と課題】

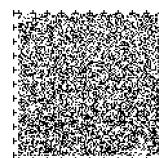
21 年度アンケート調査の障害児調査の結果では、“今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策”の1位に「学校教育の充実」が入っており、学校教育に、大きな期待や要望が寄せられていることがうかがえます。

平成19年から「特別支援教育」が開始され、“個”に応じた早期からの教育を保護者が求めるようになってきました。就学相談や教育相談が保護者に広く知られるようになり、保護者が相談のために市の教育研究所などを積極的に訪れるようになってきており、相談の件数は年々増加しています。

特別支援学級の開設が進み、平成23年度には小学校では市立41校中36校に、中学校については市立の全校に開設されています。また、通常の学級の中にも、生活や学習上の困難があり適切な教育的支援を必要としている児童・生徒が少なからずいます。特別支援教育アドバイザーや指導主事、専門指導員等による巡回相談を実施する学校が増え、発達障害等に関する教職員の理解や指導の改善も図られるようになってきました。

しかし、**団体ヒアリング**では「特別支援学級・学校は、一般学級・学校との交流がない。幼年期は一般の子たちとの交流が重要」「余裕教室活用による障害者と子どもたちの交流の場の確保」など、障害のない児童との交流に関する意見・要望が数多く挙げられており、今後、交流活動のいっそうの推進にも努めていく必要があります。

障害児の放課後支援については、毎年度計画的に小学校におけるこどもルームの整備を進めており、場所によってはバリアフリー設計にするなどの配慮も行っています。また、平成22年7月に条例改正を行い、利用機会の拡大を図っています。さらに、こどもルーム指導員に内部研修を実施したり、外部研修（「発達障害サポーター研修」など）の受講を勧めるなど、障害児保育の理解を深めてもらうように努めています。



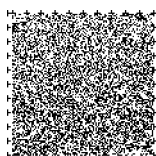
【施 策】

① 療育・相談事業、学校教育の充実

就学相談や「就学移行支援計画」の作成により、学校生活への移行期にある障害児の現状把握と支援を充実させます。

また、学校教育の現場において、本人の障害特性に応じた支援・指導等のほか、特別支援教育補助員の配置や教職員の研修により、指導体制の充実や専門性の向上に努めます。

	施策・事業	内 容
1	就学相談の充実	<p>一人ひとりの児童・生徒に最適な就学を勧めるため、ウェルネス柏に就学相談窓口を配置し、関係機関との連携を強化しながら、就学相談を充実させていきます。</p> <p>また、「就学移行支援計画」を作成して移行期の引き継ぎを行い、児童・生徒一人ひとりがスムーズに学校生活を開始できるよう支援していきます。</p> <p>○就学相談窓口の配置（教育研究所） ○「就学移行支援計画」の作成（教育研究所）</p>
2	学 齡 期 の 療 育 相 談 ・ 療 育 支 援 の 実 施	<p>肢体不自由、知的障害、発達障害等の学齢児について相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、療育支援を行うために、専門職の確保等による体制整備に努めます。</p> <p>○教育相談における障害児相談（教育研究所） ○療育相談の実施（こども発達センター）</p>
3	障害の状況に応じた教育の提供	<p>巡回相談等により、障害特性に応じた対応について、学校への情報提供や助言を行っていきます。</p> <p>学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害への理解と、障害特性に応じた対応に関する教職員への内部研修実施と外部研修受講を推進します。</p> <p>肢体不自由のある児童生徒の小中学校への就学に際して、学校生活における支援のあり方を検討するとともに、学校施設課と連携して施設・設備を含む対応の充実に努めます。</p> <p>○障害の状況に応じた教育の提供（教育研究所）</p>

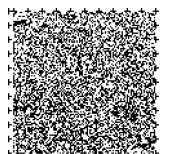


4	特別支援教育の充実	<p>市内小中学校における特別支援学級の開設や、在籍人数の増加に対応するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒の学校生活への適応を図るため、特別支援教育補助員の配置を進めます。また、専門指導員等による巡回相談を充実させることにより、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うように努めます。</p> <p>○特別支援教育補助員の配置（教育研究所）</p> <p>○専門指導員等による巡回相談の充実（教育研究所）</p>
5	小学校体育の授業サポート	<p>小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、体育授業の質を高めるため運動指導のスキル向上を図ることで、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育てていきます。</p> <p>○小学校体育の授業サポート事業^{再掲}（指導課）</p>
6	教職員の研修の充実	<p>特別支援教育の研修は、障害に関する一般的な内容だけでなく、児童生徒の実態に即した具体的な内容の充実に努めます。また、特別支援学級の新担当教員等への内部研修実施と外部研修受講を推進させて、専門性の向上を図っていきます。</p> <p>○特別支援教育の研修（教育研究所）</p>

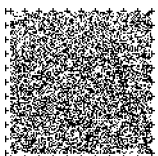
② 放課後支援の充実

障害や家庭の状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、障害児のための放課後等デイサービス、日中一時支援事業、こどもルームなどの放課後支援を充実させます。

	施策・事業	内 容
1	放課後等デイサービスの実施	<p>療育の観点から個別療育・集団療育の必要が認められる児童が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を受ける事業を行います。</p> <p>○放課後等デイサービス（仮称）^{新規}（障害福祉課、こども発達センター）</p>



	施策・事業	内 容
2	「日中一時支援事業」の充実	<p>障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図るサービスを充実させていきます。</p> <p>○日中一時支援事業再掲（障害福祉課）</p>
3	こどもルームでの受け入れ体制の充実	<p>市内小学校へのこどもルームの整備を進めます。また、こどもルーム指導員への内部研修実施と外部研修（発達障害サポーター研修など）受講を推進させて、障害児保育の理解を深めていきます。</p> <p>「保育所等訪問支援」や「障害児等療育支援事業」を活用した巡回指導を行います。</p> <p>○こどもルームのバリアフリー設計（こどもルーム担当室） ○指導員障害児保育研修（こどもルーム担当室） ○こどもルームへの巡回指導（こども発達センター）</p>



第6節 健康・医療体制の充実

- ・障害者（児）が健やかな心身を保ち、また、改善できるよう、保健・医療体制を充実させていきます。

〔基礎調査から〕

＜「柏市自立支援協議会による提言」から＞

- ・どの障害をとっても医療機関との連携が不足し、障害を理解しきれていない。生活全般を診てくれる医師とそのためのシステム構築が必要。
- ・医療と福祉の連携を図るため、事例検討を行う議論の場が必要。
- ・小児難病等、緊急時に診察してもらえる医療機関がなく専門医に関する情報も必要。
- ・市立病院に精神科と児童精神科の設置が必要。

＜「有識者意見交換会」から＞

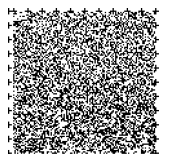
- ・医療的ケアが必要な障害者の在宅支援の充実が重要。
- ・合併や重複障害者を治療できる、受け入れてくれる医療機関が少ない。
- ・総合的な精神保健（認知症、うつ病等）対策、「心の健康づくり」の必要性。
- ・重度障害者のためのアウトリーチ中心型医療、生活支援体制の検討も必要。

＜「障害福祉関係団体に対するヒアリング調査」から＞

- ・市に障害者の医療を中心とした医療機関を設けてほしい。現在ある医療機関の中からも志す所が出てきてほしい。
- ・医療的ケアのできるヘルパーを増やすという事が大事。厚生労働省も基準を緩めてきているので、柏市でも実施できるようにヘルパー養成に力を入れたり、啓発宣伝してほしい。

〔体系図〕

- 1 健康管理・リハビリ等の支援
- 2 医療ケア体制の充実
- 3 精神保健の充実



1 健康管理・リハビリ等の支援

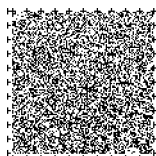
【現状と課題】

身体障害や要介護状態の発生等をできる限り予防していくために、「一次予防」としての疾病予防・介護予防の視点がとりわけ重要であり、市民の生涯を通じた「健康づくり」の取り組みを支援していく必要があります。

本市には「柏市民健康づくり推進員」制度があり、推進員と協働による「地域ウォーキング（講座）」の開催や、推進員の企画による「地域健康講座」など、地域ぐるみの健康づくりの推進を図っています。その他にも、地域からの希望による健康教育や健康相談など、地域の健康づくり支援を行っています。

また、介護保険制度についても、平成18年4月の介護保険法改正によって「予防重視型システムへの転換」が進められており、「介護予防給付」や「地域支援事業」が導入されています。「地域支援事業」における介護予防事業（一次予防事業）については、介護予防に関する調査にて「介護予防基本チェックリスト勧奨」の啓発はがき送付等を実施しています。介護予防事業（二次予防事業）については、生活機能の低下が認められる高齢者に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした事業、およびそれらを総括した総合型の事業を実施しています。疾病や障害により要介護状態になることを防ぐためには、介護予防事業の充実と継続が必要です。

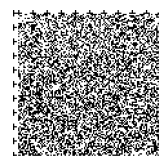
障害の重度化や二次障害予防等のためのリハビリについて、本市ではリハビリ相談・訪問指導の充実や広域的な連携による充実に取り組んでいますが、**団体ヒアリング**ではリハビリについての意見が多く示され、「医療機関との連携による地域の集団リハビリ実施が必要」、「地域にリハビリ専門の施設がない」など、よりいっそうの対応が求められています。



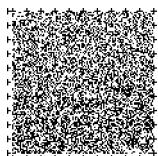
【施 策】

中途障害の原因疾患を予防するための各種保健等事業や、障害の重度化や二次障害の予防に向けたリハビリテーションを、それぞれ推進します。

	施策・事業	内 容
1	生涯を通じた健康づくり・一次予防の推進	生涯を通じた健康づくりを支援し、中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康診査、健康教育、健康相談など各種保健事業を充実させます。 ○地域ウォーキング講座（地域健康づくり課） ○地域健康講座（地域健康づくり課） ○健康教育（地域健康づくり課） ○ふれあい健康相談（地域健康づくり課） ○健康診査の実施（成人健診課）
2	介護予防事業の充実	高齢者（障害者を含む）の生活機能の低下を早期に発見できるよう、介護予防に関する調査や戸別訪問を実施し「介護予防」を推進します。また、高齢者（障害者を含む）が要介護状態になることや要介護度が重度化するのを防止するため、介護保険制度による介護予防事業（二次予防事業等）を充実させるとともに、介護予防に関する普及や啓発も推進します。 ○「介護予防基本チェックリスト」の実施（福祉活動推進課） ○一次予防事業（普及啓発事業）（福祉活動推進課） ○二次予防事業（運動でからだ元気塾）（障害福祉就労支援センター） ○二次予防事業（健やかさんさん教室、いきいき食っく相談、歯っぴいライフ教室）（福祉活動推進課）
3	リハビリ相談・訪問指導の充実	障害のある人や家族からリハビリに関する相談に応じるほか、障害者支援施設からも随時相談を受け付けることにより、身体機能の維持はもとより施設内における生活の質的向上を図ります。 ○リハビリ訪問相談（障害福祉就労支援センター）



	施策・事業	内 容
4	広域的な連携によるリハビリテーションの充実	<p>高次脳機能障害支援等において、県や医療機関などとの連携により、専門性の高いリハビリテーションの具体化について、家族会やボランティア活動を支援しながら地域での効果的なリハビリテーションの実施をめざしていきます。</p> <p>○地域におけるリハビリテーション支援（障害福祉就労支援センター）</p>



2 医療ケア体制の充実

【現状と課題】

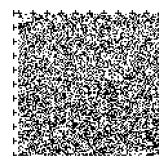
医療については、21年度アンケート調査の“今後力を入れていく必要があると思う障害者福祉施策”の質問の結果で「保健・医療サービスの充実」が、身体障害者では第1位、精神障害者でも第2位となるなど重要な分野ですが、「柏市自立支援協議会による提言」では、「どの障害をとっても医療機関との連携が不足し、障害を理解しきれていない。生活全般を診てくれる医師とそのためのシステム構築が必要」という指摘がなされています。

また、21年度アンケート調査では、自由記入欄においても「訪問看護を充実してほしい、在宅で医療が受けられるようにしてほしい」、「医療費がかかりすぎる、医療費補助を充実してほしい」、「専門の医療機関がほしい」、「気軽に精神科に通院したい」、「市立病院に小児科がほしい。小児医療センターがほしい」、「専門的な発達センターがほしい」などの意見・要望が寄せられており、多様なニーズがあることがうかがえます。「有識者意見交換会」からも、「医療的ケアが必要な障害者の在宅支援の充実」、「合併や重複障害者を治療できる、受け入れてくれる医療機関が少ない」という具体的な課題が指摘されています。

また、「柏市自立支援協議会による提言」においては、「医療と福祉の連携を図るため、事例検討を行う議論の場が必要」、「小児難病等、緊急時に診察してもらえる医療機関がなく専門医に関する情報も必要」などの課題に対する意見が挙げられ、「有識者意見交換会」からも「重度障害者のためのアウトリーチ中心型医療、生活支援体制の検討が必要」といった意見が挙げられました。

市内事業者に対するヒアリング調査では、「市に障害者の医療を中心とした医療機関を設けてほしい。現在ある医療機関の中からでも志す所が出てきてほしい」や「医療的ケアのできるヘルパーを増やすという事が大事。厚生労働省も基準を緩めてきているので、柏市でも実施できるようにヘルパー養成に力を入れたり、啓発宣伝してほしい」といった意見が示されています。

歯科診療の分野については、平成22年8月から「特殊歯科診療事業」が開始され、障害児・障害者、要介護状態の高齢者を対象とした歯科診療・治療を実施しています。今後、“身近にある診療所”として利用してもらえよう、施設、作業所、小中学校、特別支援学校等の各機関や各団体へのPRと連携を図っていく必要があります。

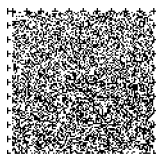


【施 策】

一人ひとりの障害の状況や健康状態に応じて適切な医療行為が受けられるよう、環境を整えていくとともに、「重度心身障害者医療費」や「精神障害者入院費」の助成を継続します。また、障害のある人のための特殊歯科診療を充実させます。

さらに、医師会などの協力のもと、医療と福祉の連携と相互理解を深め、医療情報や具体的事例の共有を図ることを検討していきます。

	施策・事業	内 容
1	障害者の医療受診環境の整備	子育て情報誌や各種相談支援事業において、医療を必要とする人が適切な医療を受けられるよう情報を提供します。また、かかりつけ医を持つことの意義を啓発します。 ○ふれあい健康相談 ^{再掲} （地域健康づくり課）
2	「自立支援医療」の推進	心身障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定自立支援医療機関から受けた場合に、医療費を支給します。 ○育成医療費、更生医療費の支給（障害福祉課）
3	障害者（児）歯科保健事業の充実	ウェルネス柏内で実施している「特殊歯科診療事業」と連携し、さらには歯科医師会の協力を得て、障害者（児）の歯科疾患の予防や安全に食べるための支援、「かかりつけ歯科医」の推進、相談等を行います。 ○障害児・者の歯科保健指導（地域健康づくり課）
4	特殊歯科診療事業の実施	ウェルネス柏において、一般歯科診療所では治療が困難な障害児・者などに、特殊歯科治療を実施します。 ○特殊歯科診療事業（保健福祉総務課）
5	医療費の助成	「重度心身障害者医療費助成」、「精神障害者入院費助成」など、医療費の助成を継続します。 ○重度心身障害者医療費助成（障害福祉課） ○精神障害者入院費助成（障害福祉課）



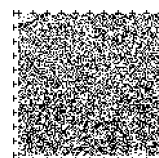
3 精神保健の充実

【現状と課題】

精神保健については、精神疾患予防等の観点から、全市民を対象とする「心の健康」についての相談支援を充実させていくことが重要です。市の専門職員による精神保健福祉相談や精神科医師によるこころの健康相談を実施するとともに、障害福祉課において、障害福祉サービス等の生活相談に対応していますが、困難事例が増加していることもあり、今まで以上に関係機関間の連携を強化していく必要があります。

障害のある人もない人もともに生き、ともに参画するまちづくり実現のため、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。特に精神障害者については、未だ無理解や誤解・偏見が多く、正しい理解を深めるよう努めていく必要があります。本市においては、平成20年度から保健予防課で出前講座やこころの健康フォーラム、ボランティア養成講座・フォローアップ講座を実施しており、また、社会福祉協議会で実施しているボランティア講座でも精神保健についての内容を含んでいます。今後も、精神疾患の内容や対応方法、精神障害者の生活などについて、正しい知識の普及啓発に努めていきます。また、当事者と市民との交流についても行っていきます。

また、「有識者意見交換会」からは、「総合的な精神保健（認知症、うつ病等）対策、『心の健康づくり』の必要性」、「重度障害者のためのアウトリーチ中心型医療、生活支援体制の検討」といったニーズが提示されており、「柏市自立支援協議会による提言」からは、「市立病院に精神科と児童精神科の設置が必要」、「親亡き後アパート等でひとり暮らしする精神障害者のための制度の充実」という具体的ニーズが挙げられています。

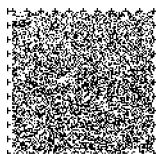


【施 策】

精神障害者の地域での生活を推進するため、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めます。

また、心の健康対策を充実させ、精神疾患の予防に努めるとともに、初期症状に早期に対応する体制を整備します。

	施策・事業	内 容
1	相談支援の充実	<p>全市民を対象に、心の健康についての相談支援を充実させていきます。専門職員による精神保健福祉相談や精神科医師によるこころの健康相談を実施し、医療に関する相談や疾患の理解のための普及啓発を推進します。また、障害福祉サービス等の生活相談に対応していきます。</p> <p>○こころの健康相談（保健予防課） ○精神保健福祉にかかわる相談支援（障害福祉課、保健予防課）</p>
2	普及啓発の推進	<p>精神疾患に関する正しい知識を普及するため、市民向けの出前講座、フォーラム等を開催します。また、ボランティア養成講座やボランティアフォローアップ講座を通じて、福祉活動に携わる市民ボランティアの理解を深めていきます。</p> <p>○市民向けの精神疾患に関するフォーラム・出前講座（保健予防課） ○ボランティア講座（精神保健）（保健予防課）</p>
3	環境変化に対応した障害保健福祉施策の展開	<p>保健所機能を含めた総合保健医療福祉施設であるウエルネス柏が開設されたことから、庁内関係機関との連携を強化しながら精神保健福祉の向上に努めていきます。</p> <p>○障害保健福祉施策業務（障害福祉課、保健予防課）</p>



第7節 安全・安心な生活環境の整備

- ・都市基盤施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインなど「福祉のまちづくり」を推進し、すべての人の外出における安全性・利便性を高めます。
- ・障害のある人に関する防災・防犯体制を充実させます。

〔基礎調査から〕

＜「21年度アンケート調査」の結果から＞

○電車やバスを利用する際困っていること（複数回答）

	身体障害者（件数 667）	知的障害者（件数 372）	精神障害者（件数 346）
1位	駅の階段が使いづらい 37.2%	特に困っていること はない 31.5%	特に困っていること はない 47.1%
2位	乗降時に段差がある 27.6%	駅構内での案内がわ かりづらい 17.5%	その他 18.8%
3位	特に困っていること はない 21.0%	乗降時に介助を必要 とする 15.1%	駅の階段が使いづら い 13.0%
4位	乗降時に介助を必要 とする 14.8%	その他 14.2%	駅構内での案内がわ かりづらい 12.4%
5位	駅構内での案内がわ かりづらい 5.7%	車内での案内がわか りづらい 10.2%	車内での案内がわか りづらい 6.1%

○市内の公共施設における必要な改善内容（複数回答）

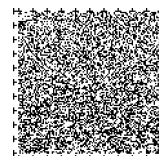
	身体障害者（件数：667）	知的障害者（件数：372）	精神障害者（件数：346）
1位	入口や施設内の段差 をなくす 20.4%	障害者などに対する係員 の対応をよくする 23.4%	障害者などに対する係員 の対応をよくする 24.3%
2位	だれでも使いやすい トイレにする 16.8%	だれでも使いやすい トイレにする 12.1%	だれでも使いやすい トイレにする 14.2%
3位	障害者などに対する係員 の対応をよくする 12.6%	入口や施設内の段差 をなくす 8.6%	案内表示を見やすく する 11.6%
参考	無回答 43.3%	無回答 49.7%	無回答 39.9%

＜「有識者意見交換会」から＞

- ・公共施設の新設・増改築時における障害者の当事者意見を反映する仕組みづくりが必要。
- ・福祉団体共催による防災訓練の実施。
- ・町会・自治会において、防災福祉K-Netによる障害者情報の把握。

〔体系図〕

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 福祉のまちづくり | ① 「福祉のまちづくり」の推進 |
| | ② 公共交通の利便性の確保 |
| 2 安全対策（防災、防犯等）の推進 | |



1 福祉のまちづくり

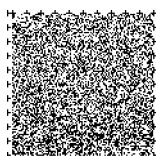
【現状と課題】

障害のある人が安全に日々を送り、社会のあらゆる分野に参加して活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、障壁をつくらぬようなまちづくりを心がけていくことが必要です。

本市ではこれまでも「バリアフリー新法」（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）や「千葉県福祉のまちづくり条例」、「柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱」、「柏市バリアフリー基本構想」などに基づいて、建築物への指導、安心して利用できる道路・歩行空間や公園の整備、障害者用駐車スペース設置、教育施設のバリアフリーなどを図ってきました。しかし、**21年度アンケート調査**の結果では“改善すべき市内の公共施設”の“必要な改善内容”として、「入口や施設内の段差をなくす」、「だれでも使いやすいトイレにする」といったハード面や、「障害者などに対する係員の対応をよくする」といったサービス面への意見がみられます。また、“電車やバスを利用する際に困っていること”については、身体障害者では「駅の階段が使いづらい」や「乗降時に段差がある」などハード面での問題が指摘され、知的障害者や精神障害者では、ともに「特に困っていることはない」がいちばん多いものの、身体障害者に比べると「駅構内での案内がわかりづらい」、「車内での案内がわかりづらい」といった案内サービス面の問題が指摘されています。

今後も、条例や要綱等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進を図っていく必要があります。

また、「有識者意見交換会」からは、「公共施設の新設・増改築時における障害者の当事者意見を反映する仕組みづくりが必要」との意見が示されており、「柏市自立支援協議会による提言」における「関係障害者に配慮した環境が進むよう関係部署との協議が必要」という指摘とも共通した内容となっています。



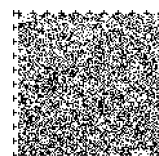
【施 策】

① 「福祉のまちづくり」の推進

障害のある人、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりをめざして、道路、建築物、公園、交通施設など都市基盤施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進・促進します。

また、内部障害者が安心して公共施設等を利用できるよう、施設にオストメイト対応トイレを整備していくとともに、視覚障害者や聴覚障害者への配慮も進めます。

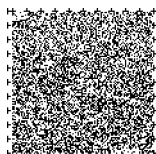
	施策・事業	内 容
1	障害のある人に配慮した 都市基盤の整備	<p>国のバリアフリー新法、千葉県福祉のまちづくり条例、柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱、柏市バリアフリー基本構想などに基づき、障害のある人・高齢者の利用に配慮した都市基盤整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「福祉のまちづくり」の推進（障害福祉課、建築指導課） ○安心して利用できる公園の整備（公園緑政課） ○交通安全対策の推進（道路維持管理課） ○柏市バリアフリー基本構想（道路交通課） ○市営駐輪場の「思いやりスペース」（交通施設課） ○安心して通行できる道路・歩行空間の整備（道路整備課） ○学校施設のバリアフリー整備（学校施設課）
2	オストメイト対応型トイレ等の設置	<p>新設する公共施設を中心に、音声誘導装置やオストメイト対応型トイレの設置を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オストメイト対応トイレの設置（障害福祉課） ○音声誘導装置の設置（障害福祉課）
3	歩行の妨げとなる違法物への対策の強化	<p>歩行の障害となる、無許可で設置された立て看板の撤去を実施します。また、警察や商店会の協力を得ながら、路上に設置・陳列されている商店の看板や商品の撤去指導を実施していきます。</p> <p>さらに、「放置自転車対策事業」として、自転車等放置禁止区域における自転車放置防止対策を講じるとともに、放置自転車の撤去作業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行の妨げとなる違法物対策（道路維持管理課） ○放置自転車対策事業（交通施設課）



② 公共交通の利便性の確保

障害のある人の外出や就労・地域活動などへの積極的な参加を促進するため、鉄道・バスにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進します。

	施策・事業	内 容
1	市内各駅のバリアフリー化	鉄道事業者と連携しながら、駅の段差解消となるエレベーターの整備と障害のある人も利用しやすい多機能トイレの設置を進めていきます。 現在未整備の東武野田線高柳駅のエレベーターおよび多機能トイレ整備とJR北柏駅のエレベーター整備を行います。 ○鉄道駅バリアフリー整備（道路交通課）
2	バスのバリアフリー化と利便性向上	バス事業者のノンステップバス導入を引き続き支援するとともに、わかりやすい案内表示や運行情報の提供など、バスの利便性向上を図っていきます。 ○ノンステップバス導入負担金（道路交通課）



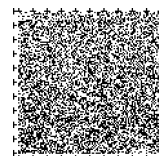
2 安全対策（防災、防犯等）の推進

【現状と課題】

障害のある人は、ひとりで避難することが難しい場合があることや避難所における生活への不安などから、災害に対してさまざまな不安を抱えています。折りしも平成23年3月に発生した東日本大震災以降においては、災害時に備えた防災体制づくりやコミュニティの協力体制づくりが、より強く求められていると言えます。

市では、“災害時要援護者対策”として平成20年度から「柏市防災福祉K-Net」制度の導入・整備を進めています。東日本大震災の際には、発災後3日間で登録のある災害時要援護者（高齢者、障害のある人）の約92%の安否確認を行いました。引き続き、このしぐみの周知・普及に努め、より多くの要援護者、支援団体の登録を図っていく必要があると考えます。

“安全対策”に関する意見としては、「有識者意見交換会」から「福祉団体共催による防災訓練の実施」や「町会・自治会において、防災福祉K-Netによる障害者情報の把握」の必要性が指摘され、**団体ヒアリング**では「障害者への防災時の事前啓発と事後の避難所などでの医療的な対応が必要」、「障害者が参加できる防災訓練が必要」、「避難時の聴覚障害者への配慮が必要」、「施設における効果的な避難訓練の実施が重要」、「障害に合った避難方法と避難先の確保が必要」など、多くの意見が挙げられています。

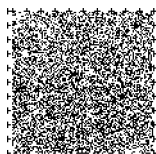


【施 策】

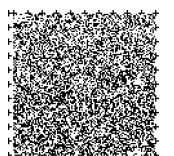
災害時における障害のある人の安全確保に向けて、「災害時要援護者対策」を充実させていきます。

また、訪問販売などを含む犯罪から障害のある人を守るために、地域の防犯体制を強化していきます。

	施策・事業	内 容
1	災害時要援護者対策の充実	「柏市防災福祉K-Net」の充実について、各町会等による地域の実情をふまえた支援体制の構築・強化に向け、必要な支援を行います。 ○「柏市防災福祉K-Net」の構築（保健福祉総務課、防災安全課）
2	災害時要援護者用防災マニュアルの整備	「柏市防災福祉K-Net」による支援体制を主軸とした災害時要援護者のための防災マニュアルとして、「自分で生命を守るハンドブック」を整備します。 ○自分で生命を守るハンドブック（保健福祉総務課、防災安全課）
3	緊急時を想定した障害のある人への対応	緊急時に、あらかじめ登録のある聴覚障害者が自宅や市内各所で事故に遭遇した際など、携帯電話のインターネット回線を利用し、消防車・救急車の要請を緊急通報システム（Web119）にて受け付けます。 登録されていない方の緊急通報は、ファックスにて受け付けます。 また、災害が発生した際などに、あらかじめ登録のある方へ、状況によりファックスやメールによる情報発信を行います。 ○かしわメール配信サービス（秘書広報課） ○ファックス119（情報指令課） ○Web119（情報指令課）



4	障害に配慮した避難所の整備	<p>市内の旅館や障害者入所施設等と協定を結び、災害発生時に、障害による要援護者を対象とした「福祉避難所」を開設します。</p> <p>また、各避難所において、聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めます。</p> <p>○福祉避難所の設置（防災安全課、障害福祉課） ○避難所におけるホワイトボードの設置（防災安全課）</p>
5	緊急時の個人情報の確保	<p>災害時や救急時に、障害のある人の個人情報を早く確実に確保することは、命や財産を守る為に重要です。災害時のための防災カードを配布します。また、聴覚障害者のための災害時情報ツールとして防災ミニブックを配布します。また、要援護登録者に「救急医療情報キット」を配布し、災害時や救急時における活用を図ります。</p> <p>○防災カード（障害福祉課、保健福祉総務課） ○聴覚障害者用防災ミニブック新規（障害福祉課） ○救急医療情報キット新規（保健福祉総務課、救急課）</p>
6	障害のある人を犯罪から守る体制の整備	<p>「犯罪発生マップ」の配布、不審者情報等のメール配信、市民安全パトロール支援車（「サポカー」）による地域巡回パトロールなどを充実させ、障害のある人を含む地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化していきます。</p> <p>また、柏市消費生活センターの「消費生活（悪質商法を含む）に関する相談」を継続します。</p> <p>○犯罪発生マップの配布（防災安全課） ○不審者情報等のメール配信（防災安全課） ○市民安全パトロール支援車（サポカー）（防災安全課） ○消費生活相談（消費生活センター）</p>



第8節 重点施策・事業

本計画における実施施策、事業は本章第1～7節までに示したとおりですが、本節では特に重点的に取り組んでいく施策・事業（以降「重点施策・事業」と言います）を抽出し、その方向性について整理します。具体的には、「相談支援体制の充実」、「就労支援の強化」、「居住環境の整備」の3つとなります。

1 相談支援体制の充実

【概要】

地域の相談支援の中核的な役割を担う「障害者基幹相談支援センター」を設置して総合的な相談業務を行い、困難事例や虐待防止等に対応していきます。

※障害者基幹相談支援センター

障害のある人、および障害のある人に準じる方を対象とする地域の相談支援の拠点として、サービスに関する情報提供や他の専門機関の紹介などの一般的な相談のほか、困難ケースの対応、虐待防止、人材育成、ケアプランの内容確認等を行います。相談支援事業所への委託により設置します。

○相談機能の強化

生活上の困りごとからサービスの利用まで、幅広く、かつ専門性の高い相談にも対応するため、「障害者基幹相談支援センター」を中核として、「柏市地域生活支援センター」、市役所、相談支援事業所、障害福祉施設、医療機関、社会福祉協議会等の相談窓口間のネットワークを強化するとともに、適切な人材育成に努めます。

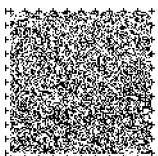
また、障害のある人の自立した生活を支え、サービスを適切に利用するために作成する「サービス等利用計画」を活用し、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

○サービスに関する情報提供

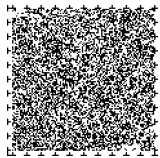
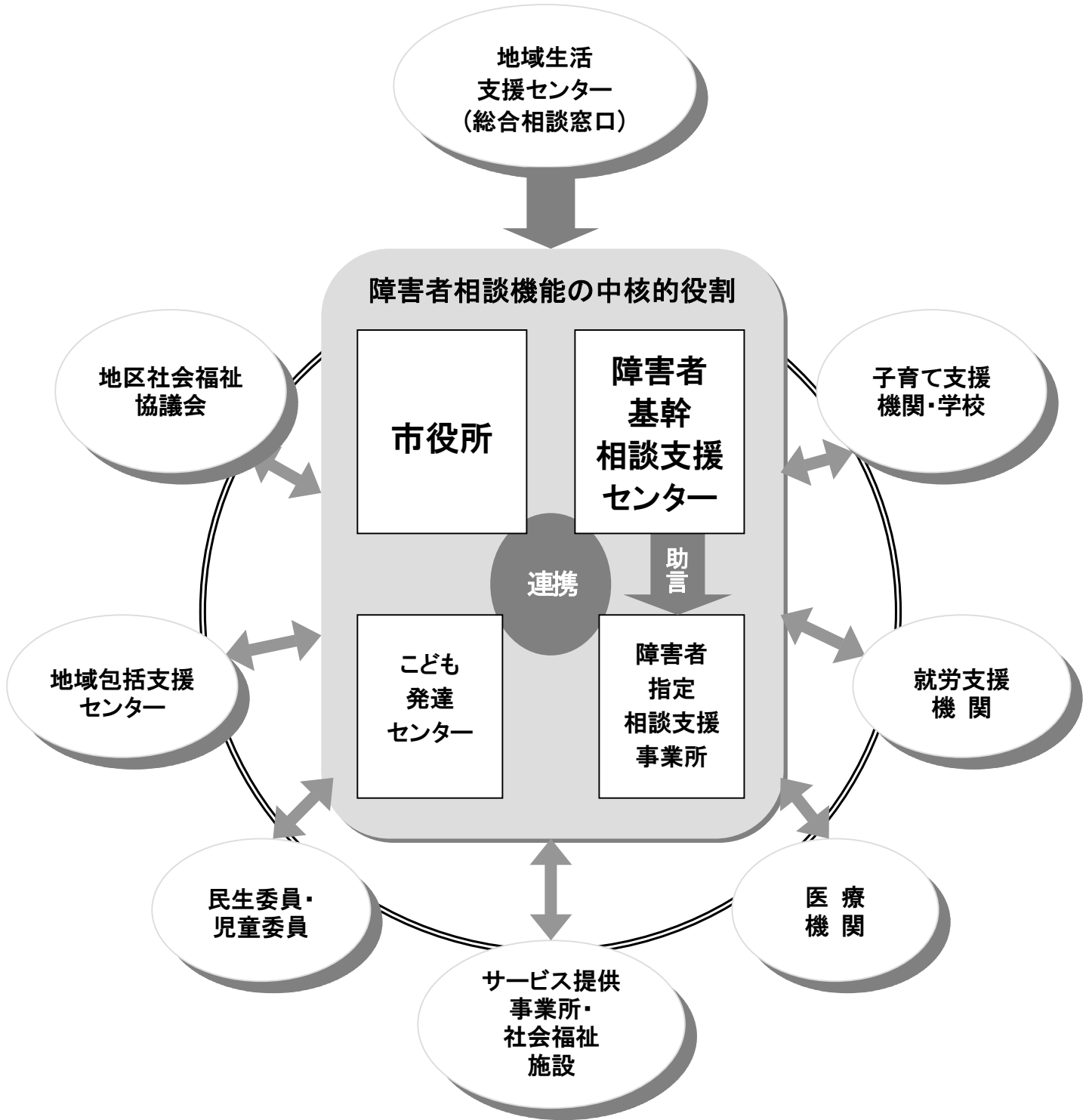
利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえながら、様々な障害者サービスについての情報提供を行っていきます。

○権利擁護

「成年後見制度」や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。



「相談支援体制」のイメージ



2 就労支援の強化

【概要】

「柏市障害福祉就労支援センター」を中核に、各関係機関等と連携をとりながら障害のある人の就労支援を総合的に行います。

○就労相談

「企業で働きたい」と願う就職希望の障害のある方からの相談に応じます。

○職業能力評価

就職希望の障害のある人について、職業適性能力の評価を行います。

○職業準備訓練

職業準備訓練が必要とされた障害のある人に、就職に必要なビジネスマナーの訓練、SST等の実務訓練等を行います。

○就職活動支援

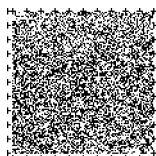
ハローワークへの同行や、企業訪問等の就職活動への支援を行います。

○定着支援

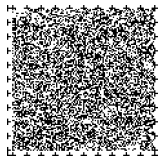
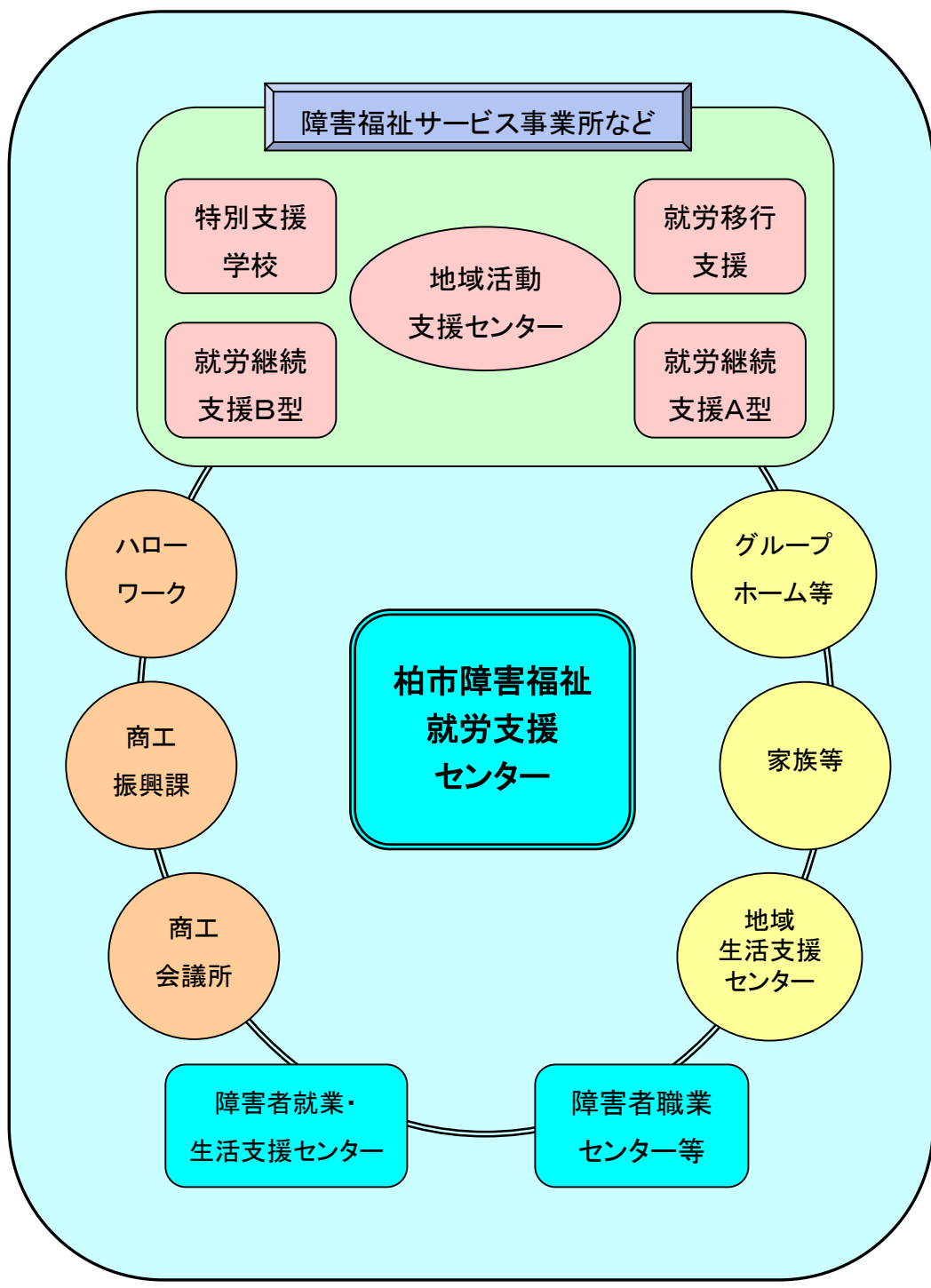
職場への定着のため、ジョブコーチの派遣等の定着支援を行います。

○企業支援

障害のある人を雇用する企業や、雇用を考えている企業からの相談等に応じ、助言を行います。



「就労支援体制」のイメージ



3 居住環境の整備

【概要】

障害のある人の「居住の場」を整備します。障害のある人の自立した地域生活実現をめざすために、その目標に至るまでに必要な、多様な居住環境の整備および支援を充実させます。

○医療型障害児入所施設の整備

医療的支援が必要な重症心身障害児が入所できる施設は、平成 23 年度現在千葉県内に 5 か所しかなく、人口当たりのベッド数は全国で下位から 3 番目となっています。人口密集地域である東葛地域にも施設が無く、早急な整備が求められているため、県や東葛 5 市との協議を整え、できるだけ速やかに整備を進めます。

○グループホーム・ケアホームの整備等

・グループホーム・ケアホーム整備支援体制の強化

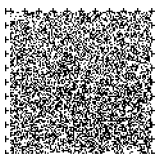
国の障害者施策において、グループホーム・ケアホームは障害のある人たちが地域で自立して暮らすための、重要な居住施設と位置づけられていますが、見込まれるグループホーム・ケアホーム居住対象者数を受け入れるために必要な市内施設は足りていません。市内のグループホーム・ケアホームを増やすために、施設整備の支援体制強化を図ります。

・「強度行動障害者ケアホーム」の整備

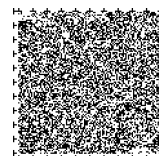
強度行動障害のある人たちが安心して暮らせる施設についても、早急な整備が求められているため、市有地を活用して強度行動障害のある人たちが地域で暮らすためのケアホームの整備を進めます。

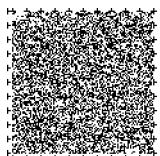
・グループホーム・ケアホーム運営支援

グループホーム・ケアホームが今後も継続して安定的に運営できるように、事業所には運営費補助、利用者には家賃補助等の支援を行います。



第5章 障害福祉サービスの目標 (柏市障害福祉計画)





第1節 数値目標

1 国の指針の概要

「第3期障害福祉計画」は、平成24年度から平成26年度までの3か年を期間とする、障害福祉サービスや相談支援事業、地域生活支援事業に関する目標値や見込み量を定め、サービスを計画的に提供していくために策定するものです。

国は、障害福祉サービスおよび相談支援の提供体制の確保にあたり、以下の基本的理念と基本的考え方を定めています。第3期計画においては、平成26年度を目標年度として数値目標や見込み量を設定し、計画的なサービスの基盤整備および提供を行うこととしています。

【基本的理念】

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

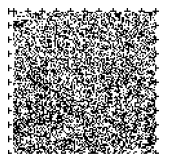
【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置
- 2 関係機関の連携を図り、地域における支援体制の整備を図るための「自立支援協議会」の設置とその在り方の明確化

本市においてもこのような国の考え方を踏まえ、サービス事業者等の協力を得ながら、障害福祉サービスや相談支援体制の確保に努めるとともに、目標や見込み量の達成状況について、「柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会」、「柏市自立支援協議会」において評価を行っていきます。



目標設定・サービス提供に関する第3期計画のポイント

○数値目標では、「施設入所者の地域生活への移行」において、第1・2期計画時に比べて上積み目標が設定されました。

項目	第1・2期計画	第3期計画
地域移行者数	10%以上	30%以上
入所者の削減数	7%以上減	10%以上減

基準データ：平成17年10月1日時点の施設入所者

○就労系の目標では、「福祉施設から一般就労への移行」「就労移行支援事業の利用者数」「就労継続支援A型事業の利用者数」の3項目とも、第1・2期計画時から変更はありません。

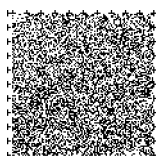
項目	第3期計画
福祉施設から一般就労への移行	平成17年度の実績の4倍
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者の20%以上
就労継続支援A型事業の利用者数	就労継続支援事業利用者の30%以上

○目標設定に関しては、国の指針を基本としつつ、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定することとされています。

○第3期計画においては、グループホーム（共同生活援助）およびケアホーム（共同生活介護）の整備見込量を設定することになりました。

○サービスの見込量では、新たな項目として「同行援護」が加わり、「児童デイサービス」が、平成24年度から児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」に再編されるため、項目から外れています。また、「相談支援(サービス利用計画)」の見込みの考え方が変更されました。

○地域生活支援事業では、「成年後見制度利用支援事業」が必須事業化されています。



障害児支援の方針について

「児童デイサービス」が第3期計画の項目から外れましたが、「障害児支援」に関しては、本計画に密接に関連する分野です。

平成24年度から、「児童デイサービス」と児童福祉法にもとづく知的障害児通園施設などの通所施設が児童福祉法に一元化され、「障害児通所支援」となります。それに伴い障害児通所支援の支給決定が市町村の事務になります。また障害児の通所サービスに関する利用計画を策定する「障害児相談支援事業者」の指定を市町村が行うこととなります。

障害児通所支援は、医療の提供の有無により「児童発達支援」、「医療型児童発達支援(センター)」に分かれ、「児童発達支援」は、「児童発達支援事業」とそれに「相談支援」や「保育所等訪問支援」の地域支援の機能を加えた「児童発達支援センター」に分かれます。また新たな仕組みでは、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」を実施できるようになります。

「児童発達支援センター(医療型含む)」は、人口10万人あたり1箇所程度が望ましいとされています。本市においては、各事業者と協力しながら、4箇所の整備を目指します。

サービスの提供にあたっては、地域における障害児の通所事業所の確保に努めるとともに、「障害児等療育支援事業」との連携を図りながら相談支援体制の構築を進め、「保育所等訪問支援」などの地域支援を推進していきます。

障害児通所支援の事業所および利用者は、以下のように見込みます。

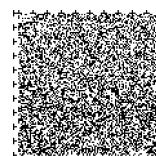
【障害児通所支援の設置見込み数】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
児童発達支援センター	箇所数	4	4	4
児童発達支援事業		4	5	6

【障害児通所支援の利用見込み数】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
児童発達支援センター	人	130	130	130
児童発達支援事業		300	330	363

障害児入所施設については、「障害児入所支援(福祉型・医療型)」に位置づけられます。支給決定は都道府県の事務ですが、年齢が18歳以上の入所者に対する給付費の支給は市町村の事務となります。県や児童相談所、障害児入所施設と連携しながら、対象者の地域移行や障害福祉サービスへの移行などの支援を進めるとともに、サービス提供体制の整備に努めていきます。



2 施設入所者の地域生活移行について

【基本的な考え方】

本市の第1期計画の策定時点(平成17年10月時点)での入所施設利用者は239人でした。

第1・2期計画時において国は、平成23年度末までに施設入所者の10%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数を7%以上削減すると目標設定しました。本市においても国の考え方に沿って、平成23年度までに入所施設を退所し、地域生活に移行する人の数を239人の10%以上の24人と設定しました。また、平成23年度末時点での施設入所者を計画策定時と比較して7%(17人)減少の222人と設定しました。

第3期計画については、国が、目標の数値を下表のとおりに変更しました。

<第3期計画の国目標設定～施設入所者の地域生活移行>

項目	基準時点	終了時点	数値目標
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	30%以上
入所者の削減数			10%以上減

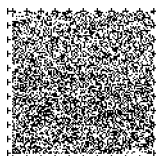
上記を基本としつつ、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

第1・2期計画での実績では、平成22年度末の時点で、21人が地域移行していますので、ほぼ目標に近い人数が地域移行できる見通しです。

第3期計画では、国が第1・2期計画に上積みする数値目標を設定しましたが、第1・2期計画では国の指針に近い実績を挙げられる見込みであることから、本市においては、第3期計画も国の指針を踏襲して以下のとおりに目標を設定します。

【目標】

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	239人	○平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	215人	○平成26年度末時点での利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	24人 (10%)	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	72人	○施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数



3 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

【基本的な考え方】

第1期計画、第2期計画においては、国が平成14年度に実施した患者調査により、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が、全国に約6万9千人いるとされ、これを千葉県と本市の人口規模にあてはめて、按分され目標設定されました。

しかしながら、この「退院可能精神障害者」は客観的に分析・評価することが難しく、別の客観的な指標が必要とされるようになりました。

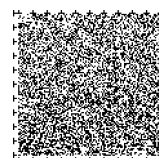
第3期計画においては、「急性期の入院期間をさらに短期化し入院長期化を防止すること」「長期入院者の退院促進を進めること」という考え方から、「入院が1年未満の患者の退院率」、および入院が特に長期化している65歳以上のうち「5年以上入院している患者(主として統合失調症患者)の退院者数」が、新たな着眼点として国から提起されました。

2つの着眼点に基づく対象者数は、都道府県においてそれぞれ見込み数を算出し、市町村ごとにその数が按分されることとなります。

第3期計画においては、「退院可能精神障害者の減少」という第2期計画までに設定された目標は、「定めない」とこととされましたが、2つの着眼点に基づいて都道府県から示される対象者数を踏まえて、市町村は障害福祉サービスや相談支援の見込み量を算定することとされています。

第3期計画における千葉県の推計では、入院中の精神障害者のうち、県全体で389人程度が地域移行支援の対象者となり、そのうち約半数の197人程度が退院に結びつき、地域定着支援等の支援の対象者になるとされています。この数値を在院患者数の比率を基に本市の対象者数を推計すると、20人程度が地域移行支援の対象者となり、その半数の10人程度が退院に結びつくこととなります。

上記人数を、本計画での相談支援や障害福祉サービスの利用見込量算定に反映しています。



4 福祉施設から一般就労への移行について

【基本的な考え方】

本市の第1期計画の策定時点(平成17年度実績)での福祉施設から一般就労に移行した人は4人でした。

第1・2期計画における国の目標は、平成23年度時点で平成17年度実績の4倍化でした。これを本市にあてはめると、4人の4倍で16人が目標となります。

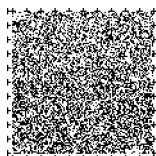
第3期においてもこれを基本とし、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

第1・2期計画での実績では、平成22年度は23人で目標値より上回りましたが、その他の年度は10人前後で推移しているため、各年度で安定して16人を達成できる状況にはなっていません。

そこで第3期計画においても国の指針に従い、「16人」を目標として設定します。

【目標】

項目	数値	考え方
平成17年度の 一般就労移行者数	4人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	16人 (4倍)	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数



5 就労移行支援事業の利用者について

【基本的な考え方】

第1・2期計画における国の目標は、平成23年度までに「就労移行支援」事業を利用する人が平成17年10月1日現在の福祉施設利用者の20%以上、でしたので、本市においても数値目標を福祉施設利用者(562人)の20%以上(113人)と設定しました。

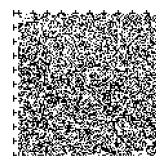
第1・2期計画時の実績では、平成22年度末時点で33人が「就労移行支援」を利用しましたが、割合では6%にとどまっています。平成23年度では50名弱程度にはなる見込みがあるものの、目標達成には遠い状況です。

第3期においても国の方針に変更はなく、平成26年度末の福祉施設利用者を基準として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

本市においては、平成26年度末の福祉施設利用者を973人と見込んでいます。もしその20%以上が「就労移行支援」を利用する方向で目標設定すると195人になりますが、第1・2期計画での実績を踏まえて、「10%以上」を目標として設定します。

【目標】

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	973人	○平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	98人	○平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数



6 就労継続支援(A型)事業の利用者について

【基本的な考え方】

第1・2期計画における国の目標は、平成23年度時点で「就労継続支援A型(雇用型)」の利用者が、「就労継続支援」全体の30%以上でしたので、本市においても数値目標を「就労継続支援」利用者(192人)の30%以上(57人)と設定しました。

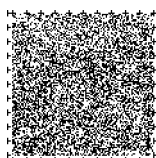
第1・2期計画での実績では、平成22年度末時点で9人が「A型」を利用しましたが、割合では5%にとどまっています。平成23年度でもそれほど増加する見込みはなく、目標達成には遠い状況です。

第3期においても国の方針に変更はなく、平成26年度末の「就労継続支援」利用者を基準として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

本市においては、平成26年度末の「就労継続支援」利用者を350人と見込んでいます。もしその30%以上が「就労継続支援A型」を利用する方向で目標設定すると105人になりますが、第1・2期計画での実績を踏まえて、「10%以上」を目標として設定します。

【目標】

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業 の利用者(A)	35人	○平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援(B型)事業 の利用者	315人	○平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型) 事業の利用者(B)	350人	○平成26年度末において就労継続支援事業(A型+B型)を利用する人の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援(A型)事業の 利用者の割合(A)／(B)	10%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する人の割合



第2節 障害福祉サービスの見込み

1 指定障害福祉サービス等の見込み

(1) 訪問系サービス

《内容》

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

○行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

《提供見込み》

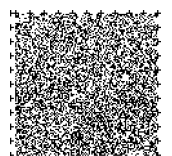
居宅介護は、年度ごとに7%前後の増加を見込みます。

重度訪問介護は7人前後、行動援護は5人前後で利用者が推移すると見込みます。

同行援護は、平成23年9月末まで「外出介護」を利用していた視覚障害者が移行した数を基に、年度ごと5%前後の増加を見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、第2期計画時点でも利用者がなく、市内や近隣でも事業者がないことから、第3期計画でも利用を見込んでいません。

訪問系サービスに関しては、全体的に利用者の増加が予想されますので、現在サービスを提供している事業者に事業拡充を働きかけていくとともに、新規事業者の参入についても働きかけを行います。



【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
訪問系合計	時間/月	9,019	9,499	10,300
	人/月	298	318	339
居宅介護	時間/月	6,864	7,344	7,848
	人/月	286	306	327
重度訪問介護	時間/月	2,100	2,100	2,100
	人/月	7	7	7
同行援護	時間/月	1,060	1,100	1,160
	人/月	53	55	58
行動援護	時間/月	55	55	55
	人/月	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

《内容》

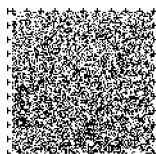
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《提供見込み》

旧法施設からの移行がある平成 24 年度において、旧法施設からの移行分も含めて 485 人程度を見込んでいますが、その後はゆるやかに増加すると見込みます。一人あたりの利用日数は、過去の実績から 19 日程度と見込んで、月あたりの延べ利用日数を算出しています。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	人日分/月	9,215	9,310	9,405
	人/月	485	490	495



② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

《内容》

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

《提供見込み》

「機能訓練」は、市内に事業者がないため、第2期計画では1～2名で推移していましたが、第3期計画でも2名程度と見込みます。

「生活訓練」は、平成24年度は旧法施設からの移行分も含めて24名程度を見込んでいますが、その後は微増すると見込みます。

一人あたりの利用日数は、過去の実績から「機能訓練」は22日、「生活訓練」は19日程度と見込んで、月あたりの延べ利用日数を算出しています。

自立訓練は、事業者数が少ないのが現状ですが、広域的な連携によりサービス提供事業者を確保していきます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	44	44	44
	人/月	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	456	494	532
	人/月	24	26	28

③ 就労移行支援

《内容》

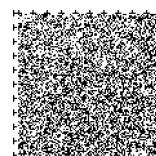
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

《提供見込み》

平成24年度は旧法施設からの移行分も含めて79名程度を見込んでいます。平成26年度においては、福祉施設利用者の10%以上が「就労移行支援」を利用することを目標に、98人を見込んでいます。

一人あたりの利用日数は、過去の実績から14日程度と見込んで、月あたりの延べ利用日数を算出しています。

一般就労への移行を促進するために、引き続きサービス事業者確保の取り組みを進めるとともに、「障害福祉就労支援センター」など市の就労支援事業との有機的連携を図っていきます。



【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労移行支援	人日分/月	1,106	1,148	1,372
	人/月	79	82	98

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

《内容》

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

《提供見込み》

旧法施設で、授産活動を行っていた施設の多くが「就労継続支援B型」へ移行することが予測されるため、「B型」は、平成 24 年度において旧法から移行分を含めて、311 人程度を見込んでいます。

一方で「就労継続支援A型」は、旧法施設からの移行分がほぼ見込めないことから新規事業者による増加を期待せざるを得ない状況です。平成 26 年度においては、就労継続支援事業利用者全体の 10%以上が「A型」を利用することを目標に 35 人を見込んでいます。

一人あたりの利用日数は、過去の実績から「A型」は 20 日、「B型」は 16 日程度と見込んで、月あたりの延べ利用日数を算出しています。

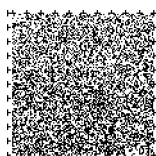
【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労継続支援(A型)	人日分/月	320	420	700
	人/月	16	21	35
就労継続支援(B型)	人日分/月	4,976	5,008	5,040
	人/月	311	313	315

⑤ 療養介護

《内容》

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。



《提供見込み》

平成 21 年度から利用者が 2 名となり、2 名で推移する見込みですが、現在の重症心身障害児施設に在籍する 18 歳以上の利用者が療養介護の対象者に移行することが予想されるため、人数は見込みより増加することもあり得ます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
療養介護	人/月	2	2	2

⑥ 短期入所（ショートステイ）

《内容》

自宅で介護する人が病気などの場合に、障害者支援施設などへ短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等を提供します。

《提供見込み》

短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずにいる人も多く見られます。支給決定者数のうち 10%程度の人を見込んでいます。

一人あたりの利用日数は、過去の実績から 11 日程度と見込んで、月あたりの延べ利用日数を算出しています。既存の入所施設での事業の実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどによりサービス量の確保を図っていきます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期入所	人日分/月	682	715	748
	人/月	62	65	68

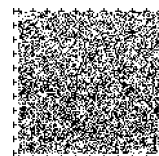
(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

《内容》

共同生活援助：共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護：共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



《整備見込み》

第3期計画においては、共同生活援助および共同生活介護の整備見込量を設定することになっています。各年度において、新規開設予定のものを含めて、以下の通り見込みます。市内に新規開設を希望する事業者と連携し、計画的な整備に努めます。

【共同生活援助・共同生活介護の整備見込量】

種類	H22年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	
共同生活援助 共同生活介護	94人	110人	130人	160人	各年度の3月31日 の定員数

※上記数値は市内に所在するホームの定員数の合計です。

《提供見込み》

共同生活介護および共同生活援助は、入所施設の新規設置が難しくなっている状況や入所施設からの地域生活移行の流れが加速することが予想されることから、今後増加していくことが考えられます。また長期入院の精神障害者が退院して地域生活を始める際に利用することも見込まれています。整備費や開設支援費、運営費の補助による事業者支援を行うとともに、利用者については家賃補助を実施していく中で、新規開設を促進し、利用者の地域生活を支援します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	131	153	174

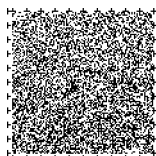
② 施設入所支援

《内容》

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《提供見込み》

今後地域生活に移行するために退所する利用者が増えることが予測されますが、一方で新規の入所希望者や障害児施設から移行する18歳以上の利用者が見込まれています。平成26年度においては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の10%減少を目標に215人を見込んでいます。



【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設入所支援	人/月	219	217	215

(4) 相談支援関連

《内容》

計画相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者および障害福祉サービスを利用する障害児のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

地域移行支援：障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

地域定着支援：施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

《提供見込み》

「計画相談支援」は、障害福祉サービスおよび「地域相談支援」（「地域移行支援」・「地域定着支援」）の利用者数を勘案し、原則として3年間で全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を対象者として見込みます。

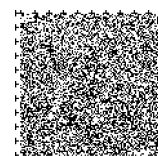
「地域移行支援」は、入所施設利用者および入院中の精神障害者が地域生活へ移行する数を勘案し、対象者数を見込んでいます。

「地域定着支援」は、地域生活への移行者や地域における単身の障害のある人、家庭の状況により同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数を勘案して対象者数を見込んでいます。

「サービス利用計画の作成」は、原則全ての障害福祉サービス利用者に拡大され、計画の作成を行う「指定特定相談支援事業者」の指定を市町村が行うこととなります。市内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うとともに、「自立支援協議会」などを活用し、事業者間の連携を促進する中で、サービス利用計画の量的・質的確保を図ります。

【サービス見込量】

サービス種別		単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画相談支援		人/月	536	1,091	1,646
地域相談支援	地域移行支援	人/月	27	33	37
	地域定着支援	人/月	64	128	190



2 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業

① 相談支援事業

《提供見込み》

「障害者相談支援事業」および「自立支援協議会」は、市が直営で行いますので、1か所となります。なお国の指針で設置が望ましいとされている基幹相談支援センターにつきましては、民間事業者への委託により、今計画期間中の設置を目指します。

「障害児等療育支援事業」は、直営1か所(「こども発達センター」)および委託3か所(「自閉症サポートセンター」、「桐友学園」、「豊四季光風園」)で引き続き事業を進めていきます。

「市町村相談支援機能強化事業」は、これまで民間事業者2か所(「たんぼぼセンター」および「沼南育成園」)へ委託して実施してきましたが、第3期計画では委託先を4か所程度に増加し、相談支援機能の強化を図ります。

「成年後見制度利用支援事業」は、事業の実施内容の中に成年後見制度等の申し立てに要する諸経費の助成も含まれるため、実施場所は市の直営扱いで1か所として実施していきます。利用見込みは、第2期計画までの実績をふまえて設定しています。

「住宅入居等支援事業」については、同様の事業として平成24年度から「地域移行支援」・「地域定着支援」(いずれも個別給付)がはじまりますので、その中で対応するとともに、「市町村相談支援機能強化事業」の委託内容の中に含ませて実施します。

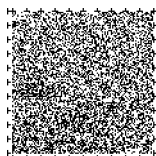
【サービス見込量】

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1
自立支援協議会		1	1	1
障害児等療育支援事業		4	4	4
市町村相談支援機能強化事業		4	4	4
成年後見制度利用支援事業	実人/年	2	4	6

② コミュニケーション支援事業

《内容》

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。



《提供見込み》

事業は、一般社団法人『コミュニケーションセンターかしわ』に委託して実施します。設置手話通訳が2名、市障害福祉課に常駐し、手話通訳者や要約筆記者の派遣に関する受け付けも行います。

手話通訳設置および派遣に関しては、今後も需要が高まると予想されます。

要約筆記は、横ばいで推移すると見込んでいます。

【サービス見込量】

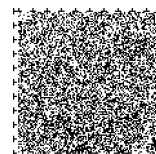
サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話通訳設置事業	通訳者数	2	2	2
	相談件数/年	1,300	1,320	1,340
手話通訳者派遣事業	通訳者数	14	16	16
	派遣件数/年	650	660	670
要約筆記者派遣事業	筆記者数	16	16	16
	派遣件数/年	130	130	130

③ 日常生活用具給付等事業

《内容》

障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

用具の種類	内容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や訓練用具 例 特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴、調理、移動など生活の自立を支援する用具 例 入浴補助用具、移動支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 例 電気式たん吸引器、盲人用体温計
情報・意思疎通支援用具	情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例 ファックス、人工喉頭、点字器
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する衛生用具 例 ストマ用装具、紙おむつ
住宅改修費	居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例 手すり設置



《提供見込み》

日常生活用具では、第2期計画までの実績から「介護訓練支援用具」と「住宅改修費」は横ばいで推移し、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」は少しずつ増加すると見込みます。

【サービス見込量】

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
介護・訓練支援用具	件/年	8	8	8
自立生活支援用具		38	40	41
在宅療養等支援用具		51	53	55
情報・意思疎通支援用具		70	73	76
排泄管理支援用具		577	600	624
住宅改修費		4	4	4

④ 移動支援事業(柏市名称：外出介護事業)

《内容》

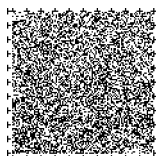
屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

《提供見込み》

実施か所数および実人員、時間全てにおいて増加すると見込んでいます。平成24年度については、「同行援護」にサービス移行する利用者の減少分(実人員で50名程度、時間で1,000時間程度)を見込んで算出します。近隣自治体の事業者も含め、市が指定する事業者の数を拡大する中で、サービス量の確保を図っていきます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
移動支援事業(外出介護)	実施箇所	42	45	50
	人/月	165	180	195
	時間/月	2,200	2,400	2,600



⑤ 地域活動支援センター事業

《内容》

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

《提供見込み》

「Ⅰ型」は1か所で事業を実施します。

「Ⅱ型」は平成23年度に1か所増えて、3か所から4か所になりましたが、第3期計画では4か所のまま事業を実施します。

「Ⅲ型」は実施か所数が平成24年度の30か所から年々増加すると見込みます。

【サービス見込量】

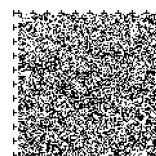
サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
基礎的事業	実施箇所(市内)	23	23	24
	(市外)	12	14	16
	人/月 (市内)	460	470	485
	(市外)	20	30	45
Ⅰ型事業	実施箇所(市内のみ)	1	1	1
	人/月	20	20	20
Ⅱ型事業	実施箇所(市内のみ)	4	4	4
	人/月	60	60	60
Ⅲ型事業	実施箇所(市内)	18	18	19
	(市外)	12	14	16
	人/月 (市内)	380	390	405
	(市外)	20	30	45

(2) その他の事業

① 日中一時支援事業

《内容》

宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。



《提供見込み》

実施できる事業の対象を当初の短期入所、児童デイサービス、地域活動支援センターから生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援へも広げていったことから、実施する事業者も増え、利用者も増加すると見込みます。引き続きサービス量の確保に努めます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
日中一時支援事業	実施箇所	40	42	45
	人/月	200	210	220

② 訪問入浴サービス事業

《内容》

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

《提供見込み》

実施箇所は5か所、利用人数は28人程度で推移すると見込みます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	5	5	5
	人/月	28	28	28

③ 更生訓練費支給事業

《内容》

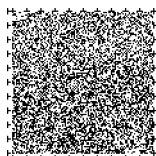
「自立訓練」や「就労移行支援」等のサービスを利用している生活保護および市民税非課税の方に、更生訓練に要した費用(教材費など)を支給する制度です。実際に実費負担したものに対して支給します。

《提供見込み》

「就労移行支援」は利用者が増加する見込みですが、全ての利用者が更生訓練費の支給対象ではないため、「更生訓練費」の人数は46人前後で推移すると見込みます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
更生訓練費支給事業	実人/年	46	46	46



④ 知的障害者職親委託

《内容》

知的障害者の自立を図るため、一定期間、知的障害者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

《提供見込み》

2か所の事業所でそれぞれ1人ずつ利用者がいます。知的障害者の就労支援の一形態としての役割を担ってきましたが、一般就労への支援が伸びてきていますので、今後は当事業の新規利用は行わず、現在の利用者が終了した時点で事業も終了します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
知的障害者職親委託	実施箇所	2	2	2
	人/月	2	2	2

⑤ 生活訓練等事業

《内容》

生活訓練事業は、身体障害者の生活訓練（リハビリ）、失語症患者交流会、神経難病患者・家族交流会、高次脳機能障害者支援事業等を行います。

《提供見込み》

特に「高次脳機能障害者支援事業」について、近年その支援への環境整備が求められていることから、地域支援拠点機関をはじめとした関係機関との連携により、効果的な支援に向けた取り組みを行っていきます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24年度	H25年度	H26年度
生活訓練等事業	人/年	316	316	316

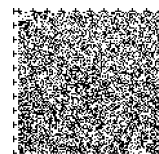
⑥ 点字・声の広報等発行事業

《内容》

視覚障害者向けに『点字・声の広報』の発行を行います。

《提供見込み》

点字広報は、点字を読める方の数がそれほど増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報は、今後のCD化移行の計画もあり、増加が予想されます。団体との協働により実施していきます。



【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
点字広報発行事業	発行部数/月	30	30	30
声の広報発行事業		120	125	130

⑦ 奉仕員養成・研修事業

《内容》

手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修事業を実施します。

《提供見込み》

「養成・研修事業」は、年度によって受講人数に変動がありますので、これまでの実績の平均値を見込みます。「朗読奉仕員」は、平成 26 年度のみ実施します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話奉仕員養成・研修事業	人/年	35	35	35
点訳奉仕員養成・研修事業		25	25	25
要約筆記奉仕員養成・研修事業		10	10	10
朗読奉仕員の養成・研修事業		—	—	20

⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

《内容》

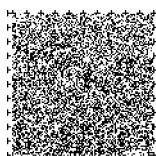
運転免許および改造ともに、一定の要件を満たした方に 10 万円を限度に助成しています。

《提供見込み》

件数は、10 件前後で推移すると見込んでいます。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	H24 年度	H25 年度	H26 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	10	10	10

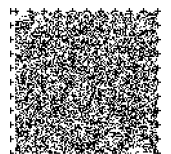


■指定障害福祉サービス等見込み量一覧

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪 問 系	居宅介護	6,864 時間分 286 人分	7,344 時間分 306 人分	7,848 時間分 327 人分
	重度訪問介護	2,100 時間分 7 人分	2,100 時間分 7 人分	2,100 時間分 7 人分
	同行援護	1,060 時間分 53 人分	1,100 時間分 55 人分	1,160 時間分 58 人分
	行動援護	55 時間分 5 人分	55 時間分 5 人分	55 時間分 5 人分
	重度障害者等包括支援	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分
日 中 活 動 系	生活介護	9,215 人日分 485 人分	9,310 人日分 490 人分	9,405 人日分 495 人分
	自立訓練（機能訓練）	44 人日分 2 人分	44 人日分 2 人分	44 人日分 2 人分
	自立訓練（生活訓練）	456 人日分 24 人分	494 人日分 26 人分	532 人日分 28 人分
	就労移行支援	1,106 人日分 79 人分	1,148 人日分 82 人分	1,372 人日分 98 人分
	就労継続支援（A型）	320 人日分 16 人分	420 人日分 21 人分	700 人日分 35 人分
	就労継続支援（B型）	4,976 人日分 311 人分	5,008 人日分 313 人分	5,040 人日分 315 人分
	療養介護	2 人分	2 人分	2 人分
	短期入所	682 人日分 62 人分	715 人日分 65 人分	748 人日分 68 人分
居 住 系	共同生活援助	131 人分	153 人分	174 人分
	共同生活介護			
	施設入所支援	219 人分	217 人分	215 人分
相 談 支 援 関 連	計画相談支援	536 人分	1,091 人分	1,646 人分
	地域相談支援			
	地域移行支援	27 人分	33 人分	37 人分
	地域定着支援	64 人分	128 人分	190 人分

* 「共同生活援助」「共同生活介護」については、合計した見込み量を標示

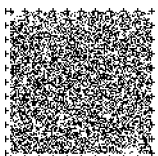
* 人日とは…利用人員見込み×月当たりの平均利用日数（標準は 22 日）→ =月間の延べ利用日数



■地域生活支援事業見込み量一覧

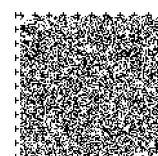
<必須事業分>

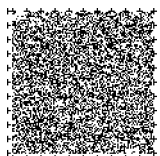
事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	
(1) 相談支援事業							
① 相談支援事業							
ア 障害者相談支援事業	1		1		1		
イ 自立支援協議会	1		1		1		
② 障害児等療育支援事業	4		4		4		
③ 市町村相談支援機能強化事業	4		4		4		
④ 成年後見制度利用支援事業		2		4		6	
(2) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者設置事業（順に設置通訳者数、年間延べ相談件数）	2	1,300	2	1,320	2	1,340	
② 手話通訳者派遣事業（順に派遣通訳者数、年間延べ派遣件数）	14	650	16	660	16	670	
③ 要約筆記者派遣事業（順に派遣筆記者数、年間延べ派遣件数）	16	130	16	130	16	130	
(3) 日常生活用具給付等事業（件数）	748		778		808		
① 介護・訓練支援用具	8		8		8		
② 自立生活支援用具	38		40		41		
③ 在宅療養等支援用具	51		53		55		
④ 情報・意思疎通支援用具	70		73		76		
⑤ 排泄管理支援用具	577		600		624		
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4		4		4		
(4) 移動支援事業（「利用見込者数」欄の上段は実利用見込み者数、下段は延べ利用見込み時間数）	42	165 2,200	45	180 2,400	50	195 2,600	
(5) 地域活動支援センター							
基礎的事業	(市内)	23	460	23	470	24	485
	(市外)	12	20	14	30	16	45
I型事業	(市内のみ)	1	20	1	20	1	20
II型事業	(市内のみ)	4	60	4	60	4	60
III型事業	(市内)	18	380	18	390	19	405
	(市外)	12	20	14	30	16	45



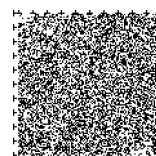
<その他事業分>

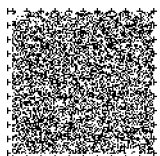
事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①	日中一時支援事業	実施箇所	40	42	45
		人/月	200	210	220
②	訪問入浴サービス事業	実施箇所	5	5	5
		人/月	28	28	28
③	更生訓練費支給事業	実人/年	46	46	46
④	知的障害者職親委託	実施箇所	2	2	2
		人/月	2	2	2
⑤	生活訓練等事業	人/年	316	316	316
⑥	点字広報発行事業	発行部数/ 月	30	30	30
	声の広報発行事業		120	125	130
⑦	手話奉仕員養成・研修事業	人/年	35	35	35
	点訳奉仕員養成・研修事業		25	25	25
	要約筆記奉仕員養成・研修事業		10	10	10
	朗読奉仕員の養成・研修事業		—	—	20
⑧	自動車運転免許取得・改造 助成事業	件/年	10	10	10





第6章 計画の推進





1 計画推進体制の確立

【考え方】

庁内や関係機関との連携を図りながら、計画の推進と進行管理の体制・しくみを、整備・確立します。

○事務事業評価

計画の推進や進捗状況の管理にあたって、庁内関係各課による事業の内部評価を行います。

○健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

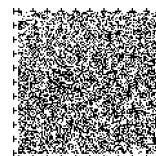
「健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会」において、進捗状況の評価や問題点の洗い出し等を行うとともに、その改善方法などについて審議を行います。

○自立支援協議会

相談支援事業等に関する計画の点検・評価にあたっては、「自立支援協議会」の活用等によって、障害当事者や支援者・事業者の視点から計画の見直しに反映できるしくみづくりとその強化に努めます。

○外部評価システム

障害当事者や関連団体等の意見をふまえた「有識者による意見交換会」の開催など、「外部評価システム」を整備していきます。



2 職員の質的向上

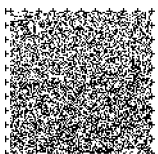
【考え方】

計画を円滑に推進するために、適切な推進体制を整備するとともに、サービスを提供する市職員および障害福祉サービス事業所職員の資質向上を図っていく必要があります。

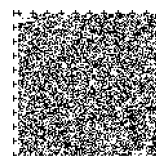
【実施事業】

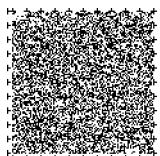
「障害福祉」への市役所全体の理解をいっそう深めていきます。また、障害福祉に関連する部署への専門職の配置、増員を検討します。

	事業	内容
1	職員研修の充実	職員の福祉への理解と障害のある人への対応の向上を図るため、新規採用職員研修におけるバリアフリー体験、福祉施設への職場派遣研修、外部研修参加費の補助等を充実させます。 (人事課) 保健福祉部門への配属職員に対しては、新規配属職員・中堅職員・管理職の階層別に、体系立てた研修を実施します。 (福祉政策室)
2	資格取得の支援	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士など障害福祉業務に直接活かせる資格の取得にかかる費用の一部を助成します。 (人事課)
3	専門職など人員の充実	保健所や市役所における専門職の採用・配置について庁内の調整を図って適正に行い、体制の強化を図っていきます。 (人事課)



第7章 付属资料





1 柏市健康福祉審議会

(1) 諮問書

柏保保第21号
平成23年4月14日

柏市健康福祉審議会
会長 水野治太郎 様

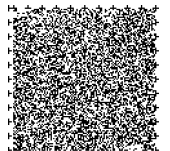
柏市長 秋山浩保

ノーマライゼーションかしわプランの策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

- 1 内容
ノーマライゼーションかしわプランの策定について
- 2 添付書類
別紙のとおり



ノーマライゼーションかしわプラン（第3期柏市障害者基本計画・第3期柏市障害福祉計画）の策定について

1 概要

ノーマライゼーションかしわプランは、健康福祉分野をはじめ、教育、雇用、余暇、生活環境、情報コミュニケーションなど、障害者の生活全般にわたる施策を位置づける障害者基本計画と、障害者自立支援法に定められた障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量を定める障害福祉計画を、一体的に策定した部門計画です。障害者福祉を取り巻く環境の変化や障害当事者、事業者の状況等を踏まえて、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要なサービス事業や基盤整備等の推進方策を定めていくものです。

2 計画期間

- 第3期柏市障害者基本計画：平成24年度から平成32年度
（9か年）
- 第3期柏市障害福祉計画：平成24年度から平成26年度
（3か年）

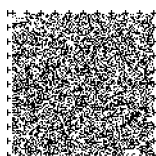
3 計画の位置付け

- 障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者基本計画
- 障害者自立支援法第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画

4 計画策定の経緯

ノーマライゼーションかしわプラン（第2期柏市障害者基本計画）は、平成16年度から平成24年度まで9か年の計画として策定しました。この計画は3年毎に見直し、中期プラン・後期プランとして改正しており、平成23年度は後期プランの最終年度となっております。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法の制定により、平成18年度から市町村に策定が義務付けられました。3年毎の策定により、平成23年度は、障害者基本計画同様、第2期障害福祉計画の最終年度となっております。



ノーマライゼーションかしわプランは、障害者基本計画と障害福祉計画を一体的に策定することが求められていることから、第2期柏市障害者基本計画・後期プラン策定時に、今後、二つの計画の策定年度を合わせるため、後期プランは平成22・23年度の2か年計画としました。よって、平成24年度からの施行に向け、今年度はこの二つの計画を策定します。

5 計画策定の方法

第2期柏市障害者基本計画・後期プランが2か年の短期計画となったことから、その策定において平成21年度に実施したアンケート調査や自立支援協議会の議論、福祉団体ヒアリング等の結果を、第3期柏市障害者基本計画の策定資料として活用することにしました。

平成22年度にも高次脳機能障害者アンケート調査、事業所ヒアリング、有識者の意見交換会などを行い、この2か年の調査から、障害者ニーズをまとめた調査報告書を作成しました。

この調査報告書を基に、今年度は、事業評価によって事業の推移を確認し、方針を定める障害基本計画と実施計画である障害福祉計画が有機的に繋がるよう、互いに調整しながら策定する予定です。

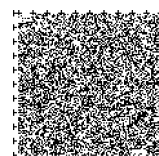
6 調査結果の概要

2か年の調査によって明らかになった、より強く求められる障害者施策は次のとおりです。

- 相談支援……全ての施策の議論において必ず提示されたのが、相談支援の強化です。利用しやすい相談窓口の整備やケアマネジメント体制の確立が求められています。
- 就労支援……昨今の不況によって障害者の就職はより厳しくなっており、より厚い就労支援が求められています。
- 施設整備……親亡き後の対応や、重症心身障害児の受入れ施設として、施設整備が求められています。

7 計画の内容

現行の「第2期柏市障害者基本計画・後期プラン」の内容は次のとおりとなっております。



- 基本理念：「みんなで作る みんなで暮らせるまち かしわ」
- 基本目標：「権利としての地域生活の実現」
 - 「バリアフリー社会の整備」
 - 「協働と当事者参画による推進」
- 施策内容：分野別施策として、「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「教育・育成」「雇用・就業」「保健・医療」「情報・コミュニケーション」について、それぞれの施策の基本的な方向を示します。

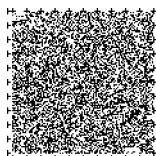
現在、国では自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の平成25年度制定などを目標に、障害者制度改革の検討を進めているところですが、今は具体的な方針の提示まで至っていません。

第3期柏市障害者基本計画は、原則的に第2期計画の理念を踏襲していきますが、昨年度までに調査した障害者ニーズや、昨年度行われた障害者自立支援法の改正を反映しつつ、障害者総合福祉法（仮称）の制定動向を注視しながら策定していきます。

なお、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、指定障害福祉サービスや指定障害者支援施設などのあり方を地域主権改革推進の中で考えていくことが求められています。

また、昨年度までの事業の利用状況の推移を確認しつつ、基本計画策定と連携をとりながら、第3期柏市障害福祉計画を策定します。

この二つの計画を合わせて「ノーマライゼーションかしわプラン」とします。



(2) 答申書

柏保保第758号
平成24年2月23日

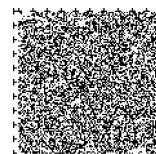
柏市長 秋山浩保様

柏市健康福祉審議会
会長 水野治太郎

ノーマライゼーションかしわプランの策定について（答申）

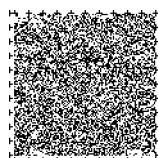
平成23年4月14日付け、諮問のありましたノーマライゼーションかしわプランの策定について、本審議会では慎重に審議した結果、このとおり案を答申します。

なお、計画の推進等にあたっては、本審議会の意見を十分に尊重して取り組まれることを希望します。



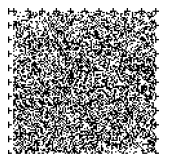
(3) 柏市健康福祉審議会 委員名簿

氏名（五十音順）	所属など	障害者健康福祉 専門分科会
相原 宏 恵	市民	
阿部 和 子	大妻女子大学教授	
阿部 雅 江	柏市校長会	
今村 貴 彦	柏歯科医師会会長	
海老原 邦子	柏商工会議所業務部業務1課長	
金 江 清	柏市医師会会長	○
川眞田 喜代子	淑徳大学教授	○（会長）
神林 保 夫	柏市身体障害者福祉会会長	
栗 田 正	東京慈恵会医科大学附属柏病院神経内科診療部長	
小池 悦 子	柏市赤十字奉仕団副委員長	
河野 昌 永	千葉県立柏特別支援学校長	○（副会長）
国府谷 愛胤	柏市ふるさと協議会連合会副会長	
小竹 恵 子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長	○
小林 和 美	市民	○
小林 正 之	柏市立老人介護保健施設はみんぐ施設長	○
小松 幸 子	柏市議会議員	
小松崎 英樹	柏市医師会理事	
鈴木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事	
妹尾 桂 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
田中 秀 男	市民	
田沼 充 子	特定非営利活動法人いしずえ	
溜川 良 次	柏市私立幼稚園協会副会長	
長瀬 慈 村	柏市医師会副会長	
中谷 茂 章	柏市民生委員児童委員協議会会長	
中村 敏 明	柏市立柏第二中学校元校長	
中村 佳 弘	柏市薬剤師会会長	○
西村 博 行	千葉県柏児童相談所長	
西脇 理知子	柏市中心身障害者福祉連絡協議会会長	○
古川 隆 史	柏市議会議員	○
堀田 きみ	柏市非営利団体連絡会代表	
水野 治太郎	麗澤大学名誉教授	
望田 八重子	柏市母子寡婦福祉会会長	
山下 秀 徳	精神障害者家族会よつば会会長	○



(4) 障害者健康福祉専門分科会審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	平成23年6月30日	<ul style="list-style-type: none">基本計画素案作成（体系）について福祉計画作成方針について
第2回	平成23年7月28日	<ul style="list-style-type: none">2期計画事業報告基本計画素案作成（各論）について福祉計画策定経過報告
第3回	平成23年10月6日	<ul style="list-style-type: none">基本計画素案作成（各論）について福祉計画策定経過報告
第4回	平成23年11月24日	<ul style="list-style-type: none">基本計画素案作成（総論）について福祉計画（第5章）素案について
第5回	平成24年2月2日	<ul style="list-style-type: none">パブリックコメントについて計画案について

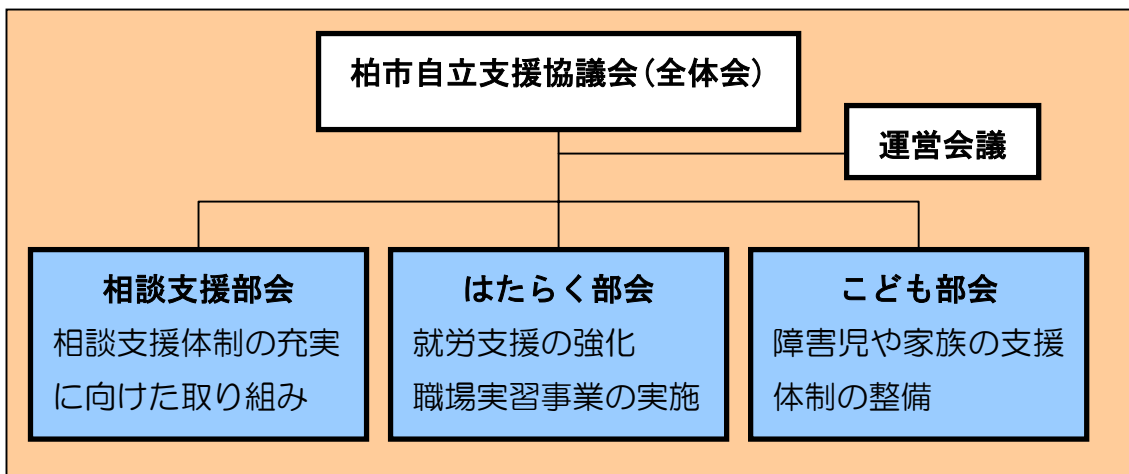


2 柏市自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者自立支援法に基づき設置される地域の関係者の協議会です。障害福祉サービスを中心に、地域の課題を共有し、サービス基盤を進めていく役割を担います。

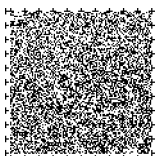
柏市においては平成19年から「柏市自立支援協議会」設置し、障害者団体や事業者、関係機関と本市の障害福祉サービスの基盤整備やその他の課題について協議を重ねてきました。

柏市自立支援協議会では、「相談支援部会」「はたらく部会」「こども部会」の3つの専門部会を置き(平成24年3月現在)、各分野の関係者の連携や課題の共有や解決に向けた取り組みを進めています。



平成24年4月の法改正により、自立支援協議会が法定化され、「市町村は障害福祉計画を定め、又は変更する場合は、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならない」とされました。

これを受けて、本市では、本計画の第5章に掲載されている「第3期柏市障害福祉計画」について、自立支援協議会から意見を聴きながら、その進捗状況を管理していきます。またノーマライゼーションかしわプラン全体についても意見交換を進める中で、当事者や関係者の意見が計画に反映されるように努めていきます。



3 用語説明

【あ行】

■アクセシビリティ

さまざまな製品、建物やサービスへの、アクセス（利用）のし易さ、接近可能性などの度合いを示すことば。転じて、障害のある人などのさまざまな閲覧環境への対応性を指す。

■音声コード（SPコード）

印刷物に掲載された縦横約2センチのコードで、専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

【か行】

■学習障害（LD）

発達障害の1つで、Learning Disabilities の略。全般的な知的発達には著しい遅れは伴わないが、学習や対人関係に困難を示す障害。

■機能訓練

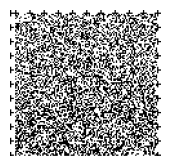
医療的ナリハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。

■グループホーム・ケアホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同しながら地域社会に溶け込んで生活する形態。グループホームは、利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上をめざす。またケアホームは、より障害の重い人の介護等を行う。

■ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。



■ケースワーカー

社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要とする人に、社会福祉サービスの立場から個別事業に即して相談・支援を行う専門援助者。

■高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

【さ行】

■市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正・円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を持った専門的職員を配置することによって、相談支援機能の強化を図る事業。

■指定障害福祉サービス

「居宅介護」「生活介護」など10のサービスが含まれる「介護給付」と、「自立訓練」「就労移行支援」など4種のサービスから成る「訓練等給付」を総称する呼称で、「訪問系」、「日中活動系」および「居住系」の3種類のサービス群に大別される。

■社会福祉士

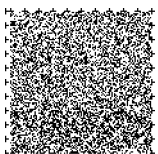
社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。

■重症心身障害

障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

■障害者基幹相談支援センター

障害のある人およびそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。



■障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

■障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。障害者虐待防止法により市町村に設置することとされている。

■障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障害のある人への虐待の防止、およびその養護者に対する支援等について定めている。

■障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害のある人の雇用の促進について定めている。

■障害者就業・生活支援センター

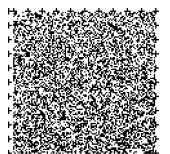
就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業およびそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害のある人の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障害のある人がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成18年施行）。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者、またはその制度のことを言う。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。



■自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

■自立支援協議会

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

■精神保健福祉士

精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識および技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

■成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

【た行】

■地域活動支援センター

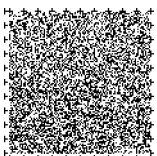
障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

■地域生活支援事業

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者自立支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

■地域包括支援センター

高齢者のための総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言など、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関で、介護保険法に基づき、平成18年4月から設置されている。



■千葉県障害者就労事業振興センター

「障害のある人が地域で働き、自立した生活を営める社会」を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害者福祉の向上を図ることを目的として2005年9月に設立されたNPO法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。

■注意欠陥多動性障害（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものを言う。

■特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な行】

■内部障害

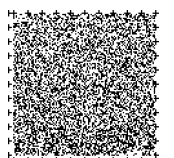
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障害を言う。

■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気を言う。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

■日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。



■ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

■ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

【は行】

■発達障害／発達障害者支援法

発達障害者支援法は、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことや、学校教育において発達障害者の支援、発達障害者の就労の支援を行うことにより、発達障害者の自立および社会参加を図るための法律（平成 17 年施行）。

発達障害の定義は、同法第 2 条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

■バリアフリー

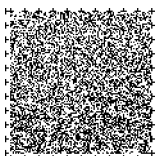
社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

■福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

■補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。



【や行】

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

■ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

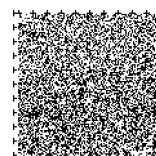
【ら行】

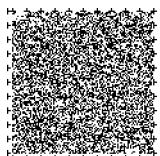
■ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

■療育

心身に障害のある児童（障害児）について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することを言う。





ノーマライゼーションかしわプラン
第3期柏市障害者基本計画・第3期柏市障害福祉計画

平成24年3月

発行 柏市
編集 柏市 保健福祉部 障害福祉課
〒277-8505 千葉県柏市柏5-10-1
TEL 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294
URL <http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

